官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○行政書士法の一部を改正する法律（六五）　五
○資金決済に関する法律の一部を改正する法律（六六）　五
○円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（六七）　三
〔政　令〕
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（二一二）　三七
〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　三六
〔法規的告示〕
○外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件の一部を改正する件（農林水産九三三）　三九
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件（同九三四）　三〇
〔その他告示〕
○令和六年デジタル庁・総務省告示第八号等の一部を改正する件（デジタル庁・総務一五）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通四六四）　三五
○山形空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四六五）　三五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事一部完了、上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消関係　五七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　六二

本号で公布された法令のあらまし

◇行政書士法の一部を改正する法律（法律第六五号）（総務省）

1　行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとすることとした。（第一条関係）

2　職責

㈠　行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとすることとした。（第一条の二第一項関係）

㈡　行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとすることとした。（第一条の二第二項関係）

3　特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大することとした。（第一条の四第一項第二号関係）

4　業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとした。（第一九条第一項関係）

5　両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備することとした。（第二三条の三関係）

6　この法律は、令和八年一月一日から施行することとした。

◇資金決済に関する法律の一部を改正する法律（法律第六六号）（金融庁）

1　為替取引に関する規定の整備

債権者から委託等を受けた者が、債務者等から資金を受け入れ、債権者等に移動させる行為等であって、国内から国外又は国外から国内へ向けて資金を移動させるものの一部は、為替取引に該当するものとすることとした。（第二条の二関係）

2　資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法に関する規定の整備

㈠　履行保証人債務引受契約

資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の三関係）

㈡　履行保証人保証契約

資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の四関係）

㈢　履行保証金弁済信託契約

資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができることとした。（第四五条の五関係）

(四)　履行保証金の還付

資金移動業者がその営む一の種別の資金移動業に係る為替取引に関し負担する債務に係る債権者は、当該種別の資金移動業に係る履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有するところ、履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約に基づく債務の弁済をした履行保証人適格者が、民法第四九条の規定により当該債権者に代位する場合については上記権利を有しないこととした。(第五九条関係)

3　暗号資産交換業者等に対する資産の国内保有命令に係る規定の整備

内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができることとした。(第六二条の二一の二及び第六三条の一六の二関係)

4　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る制度整備

(一)　登録制の導入

(1)　内閣総理大臣の登録を受けた者は、電子決済手段等取引業者及び暗号資産交換業者の登録を受けることなく、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができることとした。(第六三条の二二の二関係)

(2)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録手続、登録拒否要件等を定めることとした。(第六三条の二二の三～第六三条の二二の九関係)

(二)　業務に関する規定の整備

(1)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。(第六三条の二二の一〇関係)

(2)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、利用者への情報の提供等、利用者の保護を図り、業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。(第六三条の二二の一二関係)

(3)　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受けること等を禁止することとした。(第六三条の二二の一三関係)

(4)　電子決済手段仲介行為を委託した電子決済手段等取引業者及び暗号資産仲介行為を委託した暗号資産交換業者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を原則として負うこととした。(第六三条の二二の一四関係)

(三)　監督規定の整備

電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に関し、帳簿書類の作成、報告書の作成及び提出、立入検査、業務改善命令、登録の取消し等の監督規定を設けることとした。(第六三条の二二の一六～第六三条の二二の二二関係)

5　特定信託受益権に関する規定の整備

改正前の特定信託受益権の定義から、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることという要件を削除し、当該金銭の総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が一定以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を一定の国債証券等の債券の保有により運用するものであること等の要件を定めることとした。(第二条関係)

6　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

(法律第六七号)(経済産業省)

1　総則

(一)　目的

この法律は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促すことにより、当該事業者がその事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で経営資源を有効に活用してその事業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、当該事業者の事業再生の実施のため、公正かつ中立な第三者が関与して金融機関等であるその債権者の一定の割合以上の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた当該債権者の決議により、当該債権者に対する当該事業者の債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等に関し必要な事項を定め、もって当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とすることとした。(第一条関係)

(二)　定義

(1)　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいうものとすることとした。

イ　預金保険法第二条第一項に規定する金融機関

ロ　銀行法第四条第一項の免許を受けた同法第一〇条第二項第八号に規定する外国銀行

ハ　農水産業協同組合貯金保険法第二条第一項に規定する農水産業協同組合

ニ　保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二二三条第一項に規定する免許特定法人

ホ　貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者

ヘ　政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等

ト　イからヘまでに掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者

チ　地方公共団体

リ　債権管理回収業に関する特別措置法第二条第三項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者(第二条第一項関係)

(2)　この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの(1)のリに掲げる者が有するものにあっては、(1)のイからチまでに掲げる者が有していたものを(1)のリに掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。)をいうものとすることとした。(第二条第二項関係)

(3)　この法律において「対象債権」とは、2の(一)の(1)の確認を受けた事業者(以下「確認事業者」という。)に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいうものとすることとした。

イ　当該確認後の利息の請求権

ロ　当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権(第二条第三項関係)

(4)　この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であって、2の(一)の(2)の規定による通知を受けた者をいうものとすることとした。(第二条第四項関係)

2　対象債権者の権利の変更に関する手続

(一)　指定確認調査機関の確認等

(1)　経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、(二)の(1)の対象債権者集会における(二)の(1)に規定する権利変更議案の決議(以下「権利変更決議」という。)により当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面及び当該貸付債権等の一覧表(以下「権利変更概要書等」という。)を添付して、これらを3の(一)の(1)の規定による指定を受けた者(以下「指定確認調査機関」という。)に提出し、その申請が一定の要件に該当する旨の確認を受けなければならないものとするなど、指定確認調査機関の確認に関する手続について所要の規定を設けることとした。(第三条第一項～第六項関係)

(2)　指定確認調査機関は、(1)の確認をしたときは、その旨を対象債権を有する者に通知しなければならないものとすることとした。(第三条第七項関係)

(3)　指定確認調査機関は、一定の要件に該当する場合には、(1)の確認を取り消さなければならないものとするなど、変更の確認等及び確認の取消しに関する手続について所要の規定を設けることとした。（第四条及び第五条関係）

(4)　指定確認調査機関は、(1)の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、(二)の(1)に規定する権利変更議案につき(二)の(7)に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使をしないこと（以下「一時停止」という。）を要請しなければならないものとするなど、一時停止の要請等について所要の規定を設けることとした。（第六条関係）

(5)　裁判所は、(1)の確認があった場合において、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができるものとするなど、強制執行等の中止命令等について所要の規定を設けることとした。（第七条関係）

(6)　裁判所は、(1)の確認があった場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）を有する者に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができるものとするなど、担保権の実行手続の中止命令について所要の規定を設けることとした。（第八条関係）

(7)　権利変更決議の認可の決定があったときは、(5)の規定により中止した手続は、その効力を失うものとすることとした。（第九条関係）

(二)　対象債権者集会及び権利変更決議の認可

(1)　対象債権者集会は、対象債権者の権利（対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。）の変更に関する議案（以下「権利変更議案」という。）について決議をすることができるものとするなど、対象債権者集会の構成及び権限について所要の規定を設けることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

(2)　確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならないものとするなど、権利変更議案について所要の規定を設けることとした。（第一二条及び第一三条関係）

(3)　確認事業者は、(一)の(1)の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に関する計画（以下「早期事業再生計画」という。）を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならないものとするなど、早期事業再生計画について所要の規定を設けることとした。（第一四条関係）

(4)　指定確認調査機関は、(3)の規定による提出を受けたときは、権利変更議案及び早期事業再生計画等が一定の要件に該当するものであることについて調査を行わなければならないものとするなど、指定確認調査機関の調査について所要の規定を設けることとした。（第一五条関係）

(5)　対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、その通知を発しなければならないものとするなど、対象債権者集会の招集等について所要の規定を設けることとした。（第一六条関係）

(6)　確認事業者は、(5)の通知（権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。）に際しては、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、(4)の調査の結果を記載した書面その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「対象債権者集会書類」という。）及び対象債権者が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならないものとするなど、対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等について所要の規定を設けることとした。（第一七条及び第一八条関係）

(7)　対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる対象債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならないものとするなど、対象債権者の議決権及び対象債権者集会の決議等について所要の規定を設けることとした。（第一九条～第二五条関係）

(8)　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならないものとするなど、権利変更決議の認可の申立て及び裁判所による権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する手続について所要の規定を設けることとした。（第二六条及び第二七条関係）

(9)　権利変更決議の認可の決定があったときは、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二八条関係）

(10)　権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときは、(9)の規定にかかわらず、権利変更決議はその効力を生じ、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとするなど、議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力について所要の規定を設けることとした。（第二九条関係）

(三)　雑則

(1)　２の規定による非訟事件（以下「対象債権者集会決議関連事件」という。）は、確認事業者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとするなど、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続について所要の規定を設けることとした。（第三〇条～第四三条関係）

(2)　仮登記担保契約に関する法律第四条第一項（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記（同法第一四条（同法第二〇条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記を除く。）に係る権利は、２の規定の適用については、抵当権とみなすものとするなど、担保仮登記の取扱いについて所要の規定を設けることとした。（第四四条関係）

(3)　２に定めるもののほか、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で、その他２に定める手続に関し必要な事項は経済産業省令で、それぞれ定めるものとすることとした。（第四五条関係）

3　指定確認調査機関

(一)　総則

(1)　経済産業大臣は、一定の要件に該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会関連業務（２に定める手続（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）に係る２の規定による業務及び４の規定による業務並びにこれらに付随する業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができるものとするなど、指定確認調査機関の指定に関する手続について所要の規定を設けることとした。（第四六条及び第四七条関係）

(2)　指定確認調査機関の確認調査員若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとするなど、指定確認調査機関の秘密保持義務等について所要の規定を設けることとした。（第四八条関係）

(二)　業務

指定確認調査機関は、２の(一)の(1)の確認の申請を受けたときは、人格が高潔で識見の高い者であって、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに、確認調査員を選任しなければならないものとするなど、指定確認調査機関の業務等について所要の規定を設けることとした。（第四九条～第五四条関係）

(三)　監督

指定確認調査機関の監督等について所要の規定を設けることとした。（第五五条～第六三条関係）

4　確認事業者に係る特例

(一)　調停機関に関する特例

確認事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）において、当該申立て前に当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合における調停機関に関する特例を設けることとした。（第六四条関係）

(二)　監督委員に関する特例

再生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所は、民事再生法第五四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする特例を設けるものとするなど、再生手続及び更生手続における監督委員に関する特例を設けることとした。（第六五条及び第六六条関係）

(三)　社債権者集会に関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し２の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができるものとするなど、社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第六七条関係）

(2)　裁判所は、(1)の規定により指定確認調査機関が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七三二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七三三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとするなど、社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例を設けることとした。（第六八条関係）

(四)　資金の借入れに関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し２の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができるものとするなど、資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第六九条関係）

(2)　裁判所は、(1)の基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者の再生手続において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第一六三条第一項の再生計画案をいう。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第一五五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとするなど、資金の借入れに関する再生手続及び更生手続の特例を設けることとした。（第七〇条及び第七一条関係）

(五)　債権の弁済に関する特例

(1)　確認事業者は、当該確認事業者に関し２の(一)の(1)の確認をした指定確認調査機関に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が一定の要件に該当することの確認を求めることができるものとするなど、債権に関する指定確認調査機関の確認について所要の規定を設けることとした。（第七二条関係）

(2)　裁判所は、(1)の要件に該当することの確認を受けた債権（以下「確認債権」という。）に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三〇条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が(1)の要件に該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとするなど、債権の弁済に関する再生手続及び更生手続の特例を設けることとした。（第七三条～第七八条関係）

(六)　破産手続等に係る指定確認調査機関の意見

指定確認調査機関は、確認事業者についての破産手続等において、当該破産手続等における一定の裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができるものとすることとした。（第七九条関係）

5　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第八〇条～第九二条関係）

6　附則

(一)　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすることとした。（附則第二条関係）

(二)　経過措置等について所要の規定を設けることとした。（附則第三条～第一〇条関係）

(三)　関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第一一条及び第一二条関係）

7　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第二一二号）（文部科学省）

1　総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務の再編

２及び３に示す体制整備に伴い、総合教育政策局、初等中等教育局及び高等教育局の所掌事務を再編することとした。（第四条～第六条関係）

2　健康教育・食育課の総合教育政策局への移管

初等中等教育局健康教育・食育課を廃止し、同課が所掌していた事務を所掌するものとして、総合教育政策局に健康教育・食育課を設置することとした。（第二四条、第二七条及び第三二条関係）

3　初等中等教育局教育職員政策課の新設

(一)　総合教育政策局教育人材政策課を廃止し、同課が所掌していた事務（教育職員の養成並びに資質の保持及び向上の事務のうち大学における専門教育等に関する事務として高等教育局に移管する事務を除く。）を所掌するものとして、初等中等教育局に教育職員政策課を設置することとした。（第二四条、第三二条及び第三五条関係）

(二)　地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する事務を、初等中等教育局財務課から教育職員政策課に移管することとした。（第三四条及び第三五条関係）

4　この政令は、令和七年一〇月一日から施行することとした。

法律

行政書士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第六十五号

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（行政書士の使命）」に改め、同条中「この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより」を「行政書士は、その業務を通じて」に、「目的」を「使命」に改める。

第一条の四を第一条の五とする。

第一条の三第一項第二号中「作成した」を「作成することができる」に改め、同条を第一条の四とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の三とし、同条の前に見出しとして「（業務）」を付する。

第一条の次に次の一条を加える。

（職責）

第一条の二　行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

２　行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

第七条の三第一項中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十条の見出しを「（信用失墜行為の禁止）」に改め、同条中「、誠実にその業務を行なうとともに」を削る。

第十三条の三中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改める。

第十三条の六中「第一条の二及び第一条の三第一項」を「第一条の三及び第一条の四第一項」に改め、同条第二号中「第一条の三第一項第二号」を「第一条の四第一項第二号」に改める。

第十三条の十七の見出し中「の義務」を削り、同条中「第八条第一項」を「第一条、第一条の二、第八条第一項」に改める。

第十三条の二十一第一項中「第一条の二第一項」を「第一条の三第一項」に改める。

第十八条の二第二号中「第一条の三第二項」を「第一条の四第二項」に改める。

第十九条第一項中「者は」の下に「、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」を加え、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第二十一条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「行政書士となる資格を有しない者が、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたとき」に改め、同条各号を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十二条の四中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加える。

第二十三条の二中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第二十三条の三中「前条第一号」を「第二十一条の二、第二十二条の四、第二十三条第二項又は前条」に、「同条の刑」を「各本条の罰金刑」に改める。

附則第十項中「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（行政書士法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　行政書士法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「この法律による改正後の」を削り、「第一条の二第二項」を「第一条の三第二項」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正）

第四条　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第一条の二、第一条の三」を「第一条の三、第一条の四」に改める。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

資金決済に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第六十六号

資金決済に関する法律の一部を改正する法律

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　為替取引分析」を「第三章の四　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業
第一節　総則（第六十三条の二十二の二―第六十三条の二十二の十）
第二節　業務（第六十三条の二十二の十一―第六十三条の二十二の十六）
第三節　監督（第六十三条の二十二の十七―第六十三条の二十二の二十三）
第四節　雑則（第六十三条の二十二の二十四）
第四章　為替取引分析」に改める。

十二の九）
二十二の十五）
の二十二の二十二）
の二十二の二十五）
」

第二条第九項中「全額を預貯金により管理する」を「総額のうち預貯金により管理する額の当該金銭の総額に占める割合が内閣府令で定める割合以上であること、当該金銭の総額のうち当該預貯金により管理する額以外の額を内閣府令で定める国債証券その他の内閣府令で定める債券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。）の保有により運用する」に改め、同条第三十一項を同条第三十四項とし、同条第二十六項から第三十項までを三項ずつ繰り下げ、同条第二十五項中「第十項各号に掲げる行為に係る業務」の下に「及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う電子決済手段仲介行為に係る業務」を、「第十五項各号に掲げる行為に係る業務」の下に「及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う暗号資産仲介行為に係る業務」を加え、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項中「又は暗号資産交換業」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十三項を同条第二十六項とし、同条第十八項から第二十二項までを三項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の三項を加える。

18　この法律において「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段仲介行為」とは、第一号に掲げる行為をいい、「暗号資産仲介行為」とは、第二号に掲げる行為をいう。

一　電子決済手段等取引業者以外の者が、電子決済手段等取引業者の委託を受けて、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換の媒介を当該電子決済手段等取引業者のために行うこと。

二　暗号資産交換業者以外の者が、暗号資産交換業者の委託を受けて、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の媒介を当該暗号資産交換業者のために行うこと。

19　この法律において「電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とは、第六十三条の二十二の二の登録を受けた者をいう。

20　この法律において「外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二十二の二の登録と同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を受けて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行う者又は当該外国の法令に準拠して第十八項各号に掲げる行為のいずれかに相当する行為を業として行う者をいう。

第二条の二中「」からの委託」の下に「（国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為に係る場合にあっては、二以上の段階にわたる委託を含む。）」を、「含む」の下に「。以下この条において同じ」を、「行う者」の下に「（以下この条において「債務者等」という。）」を、「当該受取人」の下に「又は当該受取人からの委託その他これに類する方法により支払を受ける者（以下この条において「受取人等」という。）に当該資金を引き渡すことによって、債務者等から受取人等」を加え、「当該資金を当該受取人に交付することにより」を「債務者等から現金の交付を受け、当該現金を受取人等に交付することにより当該資金を債務者等から受取人等に」に、「受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たすもの」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他の内閣府令で定める要件を満たす行為（次号に該当する行為を除く。）

二　国内から国外へ向けて資金を移動させ、又は国外から国内へ向けて資金を移動させる行為（当該行為の態様その他の事情を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

第十四条第三項中「（平成十三年法律第七十五号）」を削る。

第三十七条の二第二項中「第二条第二十四項及び第二十五項」を「第二条第二十七項及び第二十八項」に改め、同項の表第二条第二十五項の項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改める。

第四十四条中「定める者」の下に「（以下この章において「履行保証人適格者」という。）」を加える。

第四十五条の二第四項及び第五項ただし書中「及び」を「、」に改め、「信託財産の額」の下に「、次条第一項に規定する履行保証人債務引受額、第四十五条の四第一項に規定する履行保証人保証額及び第四十五条の五第一項に規定する履行保証金弁済信託額（当該履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額）」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（履行保証人債務引受契約）

第四十五条の三　資金移動業者は、履行保証人適格者との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立てがあったときに、当該資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の額を引き受ける旨の契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人債務引受契約の効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人債務引受契約に基づき引き受けることとされている債務の額（以下この章において「履行保証人債務引受額」という。）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2　履行保証人債務引受契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一　内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証人債務引受契約に基づく資金移動業の利用者に対する債務の引受け又はその引き受けた債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人債務引受額の全部又は一部を供託すること。

二　その他内閣府令で定める事項

（履行保証人保証契約）

第四十五条の四　資金移動業者は、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業の利用者との間における履行保証人保証契約（当該履行保証人適格者が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに、当該資金移動業者が当該利用者に対して負担する当該種別の資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部を保証する旨の契約をいう。以下この章において同じ。）の締結の委託をし、当該委託に基づき当該履行保証人適格者と当該利用者との間で履行保証人保証契約が締結されたことを内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証人保証契約の効力の存する間、当該履行保証人適格者が当該履行保証人保証契約に基づき当該利用者に対して負担することとされている保証債務の額（以下この章において「履行保証人保証額」という。）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2　履行保証人保証契約は、次に掲げる事項を内容として含むものでなければならない。

一　内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証人保証契約に基づく資金移動業の利用者に対する保証債務の弁済に代えて、履行保証人適格者が履行保証人保証額の全部又は一部を供託すること。

二　その他内閣府令で定める事項

（履行保証金弁済信託契約）

第四十五条の五　資金移動業者は、信託会社等との間で、その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約（当該信託会社等が、当該資金移動業者について破産手続開始の申立て等があったときに信託財産を当該資金移動業者が当該種別の資金移動業の利用者の全部又は一部に対して負担する当該資金移動業に係る為替取引に関する債務の全部又は一部の弁済に充てることを信託の目的として、当該信託財産の管理その他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の信託契約をいう。以下この章において同じ。）を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている間、履行保証金弁済信託契約に基づき当該信託財産をもって弁済に充てることとされている債務の額（以下この章において「履行保証金弁済信託額」といい、当該履行保証金弁済信託額が当該信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額）につき、当該種別の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2　履行保証金弁済信託契約は、次に掲げる事項をその内容とするものでなければならない。

一　履行保証金弁済信託契約を締結する資金移動業者が行う為替取引（当該履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）の利用者を受益者とすること。

二　受益者代理人を置いていること。

三　内閣総理大臣の命令があった場合には、履行保証金弁済信託契約に基づく受益者に対する弁済に代えて、信託会社等が信託財産を換価し、履行保証金弁済信託額（当該履行保証金弁済信託額が履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産を換価した額）を上回るときは、当該信託財産を換価した額）の全部又は一部を供託すること。

四　その他内閣府令で定める事項

3　履行保証金弁済信託契約に基づき信託される信託財産については、第四十五条第三項の規定を準用する。

第四十六条中「履行保証金保全契約若しくは履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又はこれらの契約の相手方」を「次の各号に掲げる者」に、「保全金額又は信託財産を換価した」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　履行保証金保全契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証金保全契約の相手方　保全金額

二　履行保証金信託契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証金信託契約の相手方　履行保証金信託契約に基づき信託されている信託財産を換価した額

三　履行保証人債務引受契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証人債務引受契約の相手方　履行保証人債務引受額

四　その営む資金移動業に係る為替取引に関する債務について履行保証人保証契約が締結された資金移動業者又は当該履行保証人保証契約を締結した履行保証人適格者　履行保証人保証額

五　履行保証金弁済信託契約を締結した資金移動業者又は当該履行保証金弁済信託契約の相手方　履行保証金弁済信託額（当該履行保証金弁済信託額が履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産を換価した額を上回るときは、当該信託財産を換価した額）

第四十七条第一号中「及び」を「、」に改め、「信託財産の額」の下に「、履行保証人債務引受額、履行保証人保証額及び履行保証金弁済信託額（当該履行保証金弁済信託額が履行保証金弁済信託契約に基づき信託されている信託財産の額を上回るときは、当該信託財産の額）」を加える。

第五十三条第二項第一号中「又は履行保証金信託契約」を「、履行保証金信託契約、履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約又は履行保証金弁済信託契約」に改める。

第五十八条の二第一項中「第二項第一号」の下に「、第四十五条の三第一項、第四十五条の四第一項、第四十五条の五第一項及び第二項第一号」を加え、「同号」を「同条第二項第一号」に改め、「為替取引」と」の下に「、第四十五条の三第一項中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人債務引受契約」とあるのは「履行保証人債務引受契約」と、「当該種別の資金移動業の」とあるのは「その営む資金移動業の」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条の四第一項中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証人適格者に対し、当該資金移動業」とあるのは「履行保証人適格者に対し、当該資金移動業者が営む資金移動業」と、「当該種別の資金移動業に係る為替取引」とあるのは「その営む資金移動業に係る為替取引」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、第四十五条の五第一項中「その営む資金移動業の種別ごとに履行保証金弁済信託契約」とあるのは「履行保証金弁済信託契約」と、「当該種別の資金移動業の」とあるのは「その営む資金移動業の」と、「当該種別の資金移動業に係る履行保証金」とあるのは「履行保証金」と、同条第二項第一号中「為替取引（当該履行保証金弁済信託契約に係る種別の資金移動業に係るものに限る。）」とあるのは「為替取引」と」を加える。

第五十九条第一項中「為替取引に関し負担する債務に係る債権者」の下に「（履行保証人債務引受契約又は履行保証人保証契約に基づく債務の弁済をした履行保証人適格者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百九十九条の規定により当該債権者に代位する場合を除く。）」を加える。

第六十二条の六第一項第八号中「第六十三条の二の登録を取り消され」の下に「、第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消され」を加える。

第六十二条の七第五項中「とき」の下に「（第六十二条の二十五第九項の規定により前項の規定による届出があったものとみなされた場合を含む。）」を加える。

第六十二条の八第二項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に、「から第六十二条の二十六第一項まで」を「、第六十二条の二十五第一項から第七項まで、第六十二条の二十六第一項」に改め、同項の表前条第五項の項中「電子決済手段等取引業者登録簿」を「第六十二条の二十五第九項の規定により前項の規定による届出があったものとみなされた場合を含む。）は、届出があった事項を電子決済手段等取引業者登録簿」に、「第六十二条の五第一項」を「は、届出があった事項を第六十二条の五第一項」に改める。

第六十二条の二十一の次に次の一条を加える。

（資産の国内保有）

第六十二条の二十一の二　内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、電子決済手段等取引業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第六十二条の二十三中「第六十二条の二十五第二項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第六十二条の二十五に次の二項を加える。

8　電子決済手段等取引業者（電子決済手段関連業務のみを行う者に限る。）が第六十三条の二十二の二の登録（第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に電子決済手段仲介行為に係る業務を含むものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録（新たに電子決済手段仲介行為に係る業務を行おうとすることによるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を受けたときは、当該電子決済手段等取引業者の第六十二条の三の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段等取引業者であった者は、第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受ける以前に行っていた電子決済手段等取引業に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、当該電子決済手段等取引業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお電子決済手段等取引業者とみなす。

9　電子決済手段等取引業者（電子決済手段関連業務のみを行う者を除く。）が第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けたときは、当該電子決済手段等取引業者が電子決済手段関連業務を行わない旨の第六十二条の七第四項の規定による届出があったものとみなす。

第六十三条の五第一項第八号中「若しくは第六十三条の十七第一項」を「第六十三条の十七第一項」に改め、「第六十三条の二の登録を取り消され」の下に「、若しくは第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消され」を加える。

第六十三条の十六の次に次の一条を加える。

（資産の国内保有）

第六十三条の十六の二　内閣総理大臣は、公益又は利用者の保護のため必要かつ適当であると認める場合には、暗号資産交換業者に対し、その資産のうち政令で定める部分を国内において保有することを命ずることができる。

第六十三条の十八中「第六十三条の二十第二項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第六十三条の十九の二第二項中「明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第六十三条の二十に次の一項を加える。

8　暗号資産交換業者が第六十三条の二十二の二の登録（第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項に暗号資産仲介行為に係る業務を含むものに限る。以下この項において同じ。）又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録（新たに暗号資産仲介行為に係る業務を行おうとすることによるものに限る。以下この項において同じ。）を受けたときは、当該暗号資産交換業者の第六十三条の

二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該暗号資産交換業者であった者は、第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受ける以前に行っていた暗号資産の交換等に関し負担する債務の履行を完了し、かつ、これらの登録を受ける以前に行っていた暗号資産交換業に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、なお暗号資産交換業者とみなす。

第三章の三の次に次の一章を加える。

第三章の四　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業

第一節　総則

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録）

第六十三条の二十二の二　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六十二条の三及び第六十三条の二の規定にかかわらず、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を営むことができる。

（登録の申請）

第六十三条の二十二の三　前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　商号、名称又は氏名及び住所

二　法人にあっては、その役員（外国法人にあっては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び国内における代表者を含む。以下この章において同じ。）の氏名又は名称

三　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地

四　法人にあっては、資本金又は出資の額

五　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の業務の種別（第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務の種別をいう。第六十三条の二十二の六第一項、第六十三条の二十二の二十四第二項及び第百七条第十四号において同じ。）

六　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　電子決済手段仲介行為を行う場合　取り扱う電子決済手段の名称並びに当該電子決済手段を発行する者の商号又は名称及び住所

ロ　暗号資産仲介行為を行う場合　取り扱う暗号資産の名称

七　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　電子決済手段仲介行為を行う場合　委託を受ける電子決済手段等取引業者（以下この章において「所属電子決済手段等取引業者」という。）の商号

ロ　暗号資産仲介行為を行う場合　委託を受ける暗号資産交換業者（以下この章において「所属暗号資産交換業者」という。）の商号

八　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の内容及び方法

九　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託する場合にあっては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十　他に事業を行っているときは、その事業の種類

十一　その他内閣府令で定める事項

2　前項の登録申請書には、第六十三条の二十二の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿）

第六十三条の二十二の四　内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二の登録の申請があったときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

2　内閣総理大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第六十三条の二十二の五　内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　次のいずれかに該当する者

イ　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ロ　この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない者

ハ　登録申請者の所属電子決済手段等取引業者又は所属暗号資産交換業者（以下この章及び第八十八条第一号において「所属電子決済手段等取引業者等」という。）が認定資金決済事業者協会に加入していない者

ニ　電子決済手段等取引業者、暗号資産交換業者若しくは他の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又はこれらの者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする者

ホ　第六十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により第六十二条の三の登録を取り消され、第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、若しくは第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消され、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録、許可若しくは免許（当該登録、許可又は免許に類するその他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ　第六十二条の八第二項の規定により読み替えて適用する第六十二条の二十二第一項の規定による電子決済手段等取引業の廃止の命令を受け、又はこの法律若しくは銀行法等に相当する外国の法令の規定による電子決済手段等取引業と同種類の業務の廃止の命令を受け、これらの命令の日から五年を経過しない者

ト　この法律、金融商品取引法、銀行法等、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは信託業法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

チ　他に行う事業が公益に反すると認められる者

二　法人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者

イ　外国法人であって国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）を定めていない者

ロ　役員のうちに次のいずれかに該当する者のある者

(1)　心身の故障のため電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(2)　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

(3)　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(4)　前号トに該当する者

(5)　法人である電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第六十三条の二十二の二十第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類するその他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

三　個人である場合にあっては、次のいずれかに該当する者
イ　外国に住所を有する個人であって国内における代理人を定めていない者
ロ　前号ロ(1)から(3)まで又は(5)のいずれかに該当する者
ハ　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が前号ロ(1)から(5)までのいずれかに該当する者

2　内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更登録等）

第六十三条の二十二の六　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項の変更（新たな種別の業務を行おうとすることによるものに限る。）をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の変更登録を受けなければならない。

2　前三条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十三条の二十二の三第一項中「次に掲げる」とあるのは「変更に係る」と、同条第二項中「第六十三条の二十二の五第一項各号」とあるのは「第六十三条の二十二の五第一項第一号イからハまで」と、第六十三条の二十二の四第一項中「次に掲げる」とあるのは「前条第一項第五号に掲げる事項の変更に係る」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号イからハまで」と読み替えるものとする。

3　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項第六号から第八号までに掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第六十三条の二十二の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき（第一項の規定による変更登録を受けた場合、前項の規定による届出をした場合、第六十三条の二十二の二十三第一項の規定による届出をした場合、同条第二項各号のいずれかに該当する場合及び同条第三項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5　第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき（次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合を除く。）は、当該各号に定める内容の前項の規定による届出があったものとみなす。

一　次のいずれかに該当するとき　第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項について電子決済手段仲介行為に係る業務を行わない旨
イ　第六十二条の三の登録（第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。）又は第六十二条の七第一項の変更登録（新たに電子決済手段関連業務を行おうとすることによるものに限る。）を受けたとき。
ロ　所属電子決済手段等取引業者がなくなったとき。

二　次のいずれかに該当するとき　第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項について暗号資産仲介行為に係る業務を行わない旨
イ　第六十三条の二の登録を受けたとき。
ロ　所属暗号資産交換業者がなくなったとき。

6　内閣総理大臣は、第三項又は第四項の規定による届出を受理したとき（前項の規定により第四項の規定による届出があったものとみなされた場合を含む。）は、届出があった事項を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者登録簿に登録しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十三条の二十二の七　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、自己の名義をもって、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせてはならない。

（商号等の明示）

第六十三条の二十二の八　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、第二条第十八項各号に掲げる行為（次条及び第六十三条の二十二の十四において「電子決済手段・暗号資産仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、利用者に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　所属電子決済手段等取引業者等の商号
二　所属電子決済手段等取引業者等の代理権がない旨
三　第六十三条の二十二の十三の規定の趣旨
四　その他内閣府令で定める事項

（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に係る制限）

第六十三条の二十二の九　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者を相手方とし、所属電子決済手段等取引業者等の委託を受けて行う電子決済手段・暗号資産仲介行為以外の第二条第十項各号及び第十五項各号に掲げる行為（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段等取引業者である場合に行う同条第十項各号に掲げる行為及び当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が暗号資産交換業者である場合に行う同条第十五項各号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

第二節　業務

（情報の安全管理）

第六十三条の二十二の十　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十三条の二十二の十一　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の二十二の十二　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段仲介行為に係る業務と銀行等、資金移動業者又は特定信託会社が行う業務との誤認を防止するための説明、電子決済手段の内容、手数料その他の電子決済手段仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供その他の電子決済手段仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び電子決済手段仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務を行う場合には、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産仲介行為に係る業務に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産仲介行為に係る業務の利用者の保護を図り、及び暗号資産仲介行為に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、暗号資産仲介行為に係る業務の利用者に信用を供与して暗号資産仲介行為を行ってはならない。

（金銭等の預託の禁止）

第六十三条の二十二の十三　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関して、利用者から金銭その他の財産の預託を受け、又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に利用者の金銭その他の財産を預託させてはならない。

（所属電子決済手段等取引業者等の賠償責任）

第六十三条の二十二の十四　次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める者は、その委託を行った電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が当該各号に掲げる行為につき利用者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該各号に定める者がその電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者の行う電子決済手段・暗号資産仲介行為につき利用者に加えた損害の発生の防止に努めたときは、この限りでない。

一　電子決済手段仲介行為　当該電子決済手段仲介行為を委託した所属電子決済手段等取引業者

二　暗号資産仲介行為　当該暗号資産仲介行為を委託した所属暗号資産交換業者

（金融商品取引法等の準用）

第六十三条の二十二の十五　金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十七条の六第三項及び第四項本文、第三十八条（第七号及び第八号を除く。）並びに第四十条の規定は、第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約に係る電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十七条第一項第三号	顧客	利用者
第三十七条第二項	金融商品取引行為	特定電子決済手段等取引契約（資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項に規定する特定電子決済手段等取引契約をいう。以下同じ。）の締結
第三十七条の三第一項	を締結しようとする顧客に	の締結の媒介を行う利用者に
第三十七条の三第一項第一号	の商号	及びその所属電子決済手段等取引業者（資金決済に関する法律第六十三条の二十二の三第一項第七号イに規定する所属電子決済手段等取引業者をいう。第三十七条の六第三項において同じ。）の商号
第三十七条の三第一項第四号	顧客	利用者
第三十七条の三第一項第五号	顧客	利用者
	行う金融商品取引行為	締結する特定電子決済手段等取引契約
第三十七条の三第一項第六号及び第七号	顧客	利用者
	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場	通貨の価格
第三十七条の三第二項	顧客に	利用者に
第三十七条の三第二項ただし書	顧客の顧客属性」	利用者の利用者属性」
	顧客属性	利用者属性
	顧客が	利用者が
第三十七条の四	顧客	利用者
第三十七条の六第三項	第一項の規定による金融商品取引契約の解除があつた場合には	利用者からの申出による特定電子決済手段等取引契約の解除に伴い所属電子決済手段等取引業者に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において
	金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除又は違約金の支払を	支払
		その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、
第三十七条の六第四項	第一項の規定による	利用者からの申出による
	顧客	利用者
	又はその勧誘	の媒介又は勧誘
第三十八条第一号	顧客	利用者
	又はその勧誘	の媒介又は勧誘
第三十八条第二号から第六号まで	顧客	利用者
第四十条第一号	金融商品取引行為	特定電子決済手段等取引契約の締結
	顧客	利用者
第四十条第二号	顧客	利用者

2　第六十三条の九の二及び第六十三条の九の三の規定は、暗号資産仲介行為を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について準用する。この場合において、第六十三条の九の二中「暗号資産交換業に」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務に」と、同条第一号中「商号」とあるのは「商号、名称又は氏名」と、第六十三条の九の三第一号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、「第二条第十五項各号に掲げる行為」とあるのは「所属暗号資産交換業者（第六十三条の二十二の三第一項第七号ロに規定する所属暗号資産交換業者をいう。以下この号において同じ。）との間の当該所属暗号資産交換業者が第二条第十五項各号に掲げる行為」と、「又はその勧誘」とあるのは「の媒介又は勧誘」と、「暗号資産交換契約の締結等」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第二号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産交換契約の締結等」と、同条第三号中「暗号資産交換契約の締結の媒介等」と、「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と、同条第四号中「暗号資産交換業」とあるのは「暗号資産仲介行為に係る業務」と読み替えるものとする。

第三節　監督

（帳簿書類）

第六十三条の二十二の十六　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、内閣府令で定めるところにより、その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（報告書）

第六十三条の二十二の十七　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（立入検査等）

第六十三条の二十二の十八　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）に対し当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3　前項の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

（業務改善命令）

第六十三条の二十二の十九　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第六十三条の二十二の二十　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十二の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第六十三条の二十二の五第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。

二　不正の手段により第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2　内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知できないとき、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員（外国法人にあっては、国内における代表者）の所在）を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者から申出がないときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録を取り消すことができる。

3　前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

（登録の抹消）

第六十三条の二十二の二十一　内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十二の二十三第三項の規定により第六十三条の二十二の二の登録がその効力を失ったときは、当該登録を抹消しなければならない。

（監督処分の公告）

第六十三条の二十二の二十二　内閣総理大臣は、第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節　雑則

（廃止の届出等）

第六十三条の二十二の二十三　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の譲渡をし、合併（当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）をし、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散をし、又は会社分割による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部の承継をさせようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の廃止をし、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の譲渡をし、又は会社分割により電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の一部の承継をさせたとき　その電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の廃止をし、譲渡をし、又は承継をさせた個人又は法人

二　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である個人が死亡したとき　その相続人

三　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者である法人について破産手続開始の決定があったとき　その破産管財人

3　次の各号のいずれかに該当するときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の第六十三条の二十二の二の登録は、その効力を失う。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し負担する債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とみなす。

一　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が第一項の規定による届出をしたとき又は前項第二号若しくは第三号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったとき。

二　第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次のいずれかに該当することとなったとき。

イ　第六十二条の三の登録（第六十二条の四第一項第七号に掲げる事項に電子決済手段関連業務を含むものに限る。ハ及び次号イにおいて同じ。）又は第六十二条の七第一項の変更登録（新たに電子決済手段関連業務を行おうとすることによるものに限る。ハ及び同号イにおいて同じ。）及び第六十三条の二の登録を受けたとき。

ロ　所属電子決済手段等取引業者及び所属暗号資産交換業者がなくなったとき。

ハ　第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受け、かつ、所属暗号資産交換業者がなくなったとき。

三　電子決済手段仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（暗号資産仲介行為に係る業務を行う者を除く。）が次のいずれかに該当することとなったとき。

イ　第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受けたとき。

ロ　所属電子決済手段等取引業者がなくなったとき。

ハ　第六十二条の三の登録又は第六十二条の七第一項の変更登録を受け、かつ、所属暗号資産交換業者がなくなったとき。

四　暗号資産仲介行為に係る業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（電子決済手段仲介行為に係る業務を行う者を除く。）が次のいずれかに該当することとなったとき。

イ　第六十三条の二の登録を受けたとき。

ロ　所属暗号資産交換業者がなくなったとき。

（登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等）

第六十三条の二十二の二十四　電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、第六十三条の二十二の二十第一項又は第二項の規定により第六十三条の二十二の二の登録が取り消されたとき（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の利用者の保護に欠け、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった者は、その行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者であった者は、当該債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者とみなす。

2　第二条第十八項各号に掲げる行為に係る業務のいずれも行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者について、第六十三条の二十二の六第五項の規定により第六十三条の二十二の三第一項第五号に掲げる事項について一の種別の業務を行わない旨の届出があったものとみなされたとき（第六十三条の二十二の六第五項第一号ロ又は第二号ロに該当する場合に限る。）は、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、当該種別の業務に関し負担する債務の履行を速やかに完了しなければならない。この場合において、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、当該債務の履行を完了する目的の範囲内においては、なお当該種別の業務を行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者として第六十三条の二十二の二の登録を受けているものとみなす。

（外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の勧誘の禁止）

第六十三条の二十二の二十五　第六十三条の二十二の二の登録を受けていない外国電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者は、国内にある者に対して、第二条第十八項各号に掲げる行為又はこれらに相当する行為の勧誘をしてはならない。

第六十三条の二十三ただし書中「第二条第十八項各号」を「第二条第二十一項各号」に改める。

第六十三条の二十四第一項第六号中「第二条第十八項各号」を「第二条第二十一項各号」に、「第百七条第十七号」を「第百七条第十九号」に改める。

第六十三条の三十九第一号中「第二条第二十九項第五号」を「第二条第三十二項第五号」に改め、同条第二号中「第二条第二十九項第九号」を「第二条第三十二項第九号」に改め、同条第三号中「第二条第二十九項第十六号」を「第二条第三十二項第十六号」に、「同条第十八項第一号」を「同条第二十一項第一号」に改める。

第六十三条の四十並びに第六十三条の四十一第一項第一号及び第二項第一号中「第二条第十八項第一号」を「第二条第二十一項第一号」に改める。

第八十八条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「当たり」の下に「、又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者（会員を所属電子決済手段等取引業者等とするものに限る。第九十二条及び第九十七条を除き、以下この章において同じ。）が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第二号中「又は暗号資産交換業に」を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」に、「又は暗号資産交換業の」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産交換業を」に改め、同条第三号中「又は暗号資産交換業を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同条第四号中「会員」の下に「及び電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第五号中「又は暗号資産交換業」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同条第六号中「又は暗号資産交換業」を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同条第七号及び第八号中「又は暗号資産交換業」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改める。

第九十一条第一項中「又は暗号資産交換業の」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の」に、「又は暗号資産交換業に」を「若しくは暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の行う電子決済手段・暗号資産サービス仲介業に」に改め、「当該会員」の下に「又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第二項中「会員」の下に「又は当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、同条第三項及び第四項中「会員」の下に「又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加える。

第九十二条第一項及び第九十七条中「又は暗号資産交換業者」を「、暗号資産交換業者又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」に改める。

第百一条第二項の表第二条第二十八項の項中「又は」を「、」に、「）に」を「）又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業をいう。次項において同じ。）に」に改め、同表第二条第二十九項の項中「又は暗号資産交換業」を「、暗号資産交換業又は電子決済手段・暗号資産サービス仲介業」に改め、同表第二条第三十一項の項中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改める。

第百二条第一項中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項」の下に「、第六十三条の二十二の十八第一項若しくは第二項」を加える。

第百三条第一項中「暗号資産交換業者」の下に「、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加え、「第二条第十八項第一号」を「第二条第二十一項第一号」に改め、同条第二項中「暗号資産交換業者」の下に「、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者」を加える。

第百七条第二号中「若しくは」を「、」に改め、「第六十三条の二」の下に「若しくは第六十三条の二十二の二」を、「第六十二条の七第一項」の下に「若しくは第六十三条の二十二の六第一項」を加え、同条第八号中「の規定に違反して、同条」を削り、同条第十九号を同条第二十一号とし、同条第十八号中「の規定に違反して、同項」を削り、同号を同条第二十号とし、同条第十七号を同条第十九号とし、同条第十六号を同条第十八号とし、同条第十五号を同条第十七号とし、同条第十四号中「の規定に違反して、同条」を削り、同号を同条第十六号とし、同条第十三号の次に次の二号を加える。

十四　第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けないで新たな種別の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行ったとき。

十五　第六十三条の二十二の七の規定に違反して、他人に電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を行わせたとき。

第百八条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　第六十三条の二十二の二十第一項の規定による電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百九条第五号中「第六十三条の十三」の下に「、第六十三条の二十二の十六」を加え、同条第六号中「第六十三条の十四第一項若しくは第二項」の下に「、第六十三条の二十二の十七」を加え、同条第七号及び第八号中「第六十三条の十五第一項若しくは第二項」の下に「、第六十三条の二十二の十八第一項若しくは第二項」を加え、同条第九号中「第六十二条の十七第一項」の下に「又は第六十三条の二十二の十五第一項」を加え、同条第十二号を同条第十三号とし、同条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号中「第六十三条の九の三」の下に「（第六十三条の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第一号」を「第六十三条の九の三第一号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十　第六十二条の二十一の二又は第六十三条の十六の二の規定による命令に違反したとき。

第百十条第二号中「第六十二条の十三」の下に「又は第六十三条の二十二の十三」を加える。

第百十二条第二号中「又は第六十三条の三第一項の規定による登録申請書若しくは同条第二項の規定による添付書類又は第六十三条の二十二の三第一項（第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を

含む。）の規定による登録申請書若しくは第六十三条の二十二の三第二項（第六十三条の二十二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による」に改め、同条第十三号中「第六十三条の九の二」の下に「（第六十三条の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十四号中「第六十三条の九の三」の下に「（第六十三条の二十二の十五第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第二号」を「第六十三条の九の三第二号」に改める。

第百十三条第一号中「第六十三条の六」の下に「、第六十三条の二十二の十九」を加える。

第百十四条第一号中「若しくは第六十三条の六第一項若しくは第二項」を「、第六十三条の六第一項若しくは第二項若しくは第六十三条の二十二の六第三項若しくは第四項」に改める。

第百十五条第一項第一号及び第四号中「第十号」を「第十一号」に改める。

第百十七条第一号中「若しくは第六十三条の二十第一項」を「、第六十三条の二十第一項」に、「の規定」を「若しくは第六十三条の二十二の二十三第一項若しくは第二項の規定」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現にこの法律による改正後の資金決済に関する法律（次項及び附則第九条において「新資金決済法」という。）第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為（この法律による改正前の資金決済に関する法律第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為を除く。同項において同じ。）を業として営んでいる者は、この法律の施行の日から起算して六月間（資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請をした場合において、当該期間内にその申請について同法第四十条第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項及び第四十七条第一項並びに資金決済に関する法律第三十七条の規定にかかわらず、当該行為を業として営むことができる。

２　前項の規定により新資金決済法第二条の二の規定により為替取引に該当するものとされる行為を業として営むことができる者がこの法律の施行の日から起算して六月間を経過する日までに資金決済に関する法律第三十七条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否の処分が行われることなく、その期間を経過したときは、その申請についてこれらの処分があるまでの間も、同項と同様とする。ただし、この法律の施行の日から起算して二年を経過したときは、この限りでない。

（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四十九号中「、暗号資産交換業者の登録」の下に「、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録」を加え、同号㈩を同号㈪とし、同号㈦から㈨までを同号㈨から㈪までとし、同号㈥の次に次のように加える。

㈦　資金決済に関する法律第六十三条の二十二の二（電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録）の電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の登録	登録件数　一件につき九万円
㈧　資金決済に関する法律第六十三条の二十二の六第一項（変更登録等）の変更登録	登録件数　一件につき九万円

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第六十三条の六第二項の届出」の下に「、同法第六十三条の二十二の二の登録、同法第六十三条の二十二の六第四項の届出」を加える。

（信託業法の一部改正）

第五条　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第六号中「第二条第二十七項」を「第二条第三十項」に改める。

（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第六条　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項第十四号ホ中「第二条第二十項」を「第二条第二十三項」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第七条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八条　附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後三年を目途として、新資金決済法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新資金決済法第二条の二第二号に該当する行為の範囲その他新資金決済法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第六十七号

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続
第一節　指定確認調査機関の確認等（第三条―第九条）
第二節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可（第十条―第二十九条）
第三節　雑則（第三十条―第四十五条）
第三章　指定確認調査機関
第一節　総則（第四十六条―第四十八条）
第二節　業務（第四十九条―第五十四条）
第三節　監督（第五十五条―第六十三条）
第四章　確認事業者に係る特例（第六十四条―第七十九条）
第五章　罰則（第八十条―第九十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者について早期での円滑な事業再生を促すことにより、当該事業者がその事業の価値の毀損並びに技術及び人材の散逸の回避を図った上で経営資源を有効に活用してその事

業活動を活性化できるようにすることが重要であることに鑑み、当該事業者の事業再生の実施のため、公正かつ中立な第三者が関与して金融機関等であるその債権者の一定の割合以上の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた当該債権者の決議により、当該債権者に対する当該事業者の債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続等に関し必要な事項を定め、もって当該事業者の円滑な事業再生の実施を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

二　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四条第一項の免許を受けた同法第十条第二項第八号に規定する外国銀行

三　農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合

四　保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等及び同法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人

五　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

六　政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる経済産業省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

七　前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務で信用の供与に係るものを行う事業者として経済産業省令で定める者

八　地方公共団体

九　債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社その他債権の譲受けに関する業務を行う事業者として経済産業省令で定める者

2　この法律において「貸付債権等」とは、貸付債権その他信用の供与に基づく債権として経済産業省令で定めるもの（前項第九号に掲げる者が有するものにあっては、同項第一号から第八号までに掲げる者が有していたものを同項第九号に掲げる者が譲り受けた場合のものに限る。）をいう。

3　この法律において「対象債権」とは、次条第一項の確認を受けた事業者（以下「確認事業者」という。）に対して当該確認の時に金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等及び当該貸付債権等に係る次に掲げる権利をいう。

一　当該確認後の利息の請求権

二　当該確認後の不履行による損害賠償又は違約金の請求権

4　この法律において「対象債権者」とは、対象債権を有する者であって、次条第七項（第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた者をいう。

第二章　対象債権者の権利の変更に関する手続

第一節　指定確認調査機関の確認等

（指定確認調査機関の確認）

第三条　経済的に窮境に陥るおそれのある事業者は、その事業再生を図るため、第十条の対象債権者集会における第十一条に規定する権利変更議案の決議（以下「権利変更決議」という。）により当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該権利の変更について、申請書に当該権利の変更に関する概要を記載した書面（以下この条において「権利変更概要書」という。）及び当該貸付債権等の一覧表（以下この条において「貸付債権等一覧表」という。）を添付して、これらを第四十六条第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定確認調査機関」という。）に提出し、その申請が次の各号のいずれにも該当する旨の確認を受けなければならない。

一　当該事業者が事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難となるおそれがあること。

二　貸付債権等一覧表に記載のある債権が当該事業者に対して金融機関等が有する当該確認前の原因に基づいて生じた貸付債権等であること。

三　権利変更概要書において記載された当該権利の変更に関する方針が第十一条に規定する権利変更議案の可決の見込みがないことが明らかでないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

四　当該権利の変更に関する方針が貸付債権等一覧表に記載のある金融機関等の一般の利益に適合する見込みがあること。

五　当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。

2　権利変更概要書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業者に対して貸付債権等を有する金融機関等の権利の変更に関する方針

二　当該事業者の収入及び支出の見込み

三　当該事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動の方向性

四　当該事業者が当該確認を受けることについての金融機関等（貸付債権等一覧表に記載のある貸付債権等の総額のうち経済産業省令で定める割合に相当する額以上の貸付債権等を有する者に限る。）の異議の有無

五　当該事業者が、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受け、及び破産事件、再生事件、更生事件、特別清算事件又は承認援助事件が係属している者でないこと。

六　第十条の対象債権者集会の時期の見込み

七　その他経済産業省令で定める事項

3　貸付債権等一覧表には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該事業者に対して金融機関等が有する貸付債権等の内容及び原因並びに当該金融機関等の名又は名称及び住所

二　当該貸付債権等が担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、商法（明治三十二年法律第四十八号）若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定による留置権、企業担保権又は企業価値担保権をいう。以下同じ。）によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産

三　その他経済産業省令で定める事項

4　第一項の確認の申請には、権利変更概要書及び貸付債権等一覧表（第十二条第一項及び第十四条第一項において「権利変更概要書等」という。）のほか、定款、登記事項証明書、貸借対照表、損益計算書その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5　前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

6　指定確認調査機関は、確認調査員（第五十二条の規定により選任された確認調査員をいう。第四十六条第一項第五号及び第五十二条を除き、以下同じ。）に第一項の確認の実施に関する事務を実施させなければならない。

7　指定確認調査機関は、第一項の確認をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を対象債権を有する者に通知しなければならない。

（変更の確認等）

第四条　確認事業者は、前条第一項の確認に係る権利の変更についての内容を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その変更が同項各号（当該変更に係る部分に限る。）のいずれにも該当する旨の指定確認調査機関の確認を受けなければならない。ただし、同条第二項第六号及び第七号並びに第三項第三号に掲げる事項の変更、対象債権を有する者の変更その他経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　確認事業者は、前項ただし書の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を指定確認調査機関に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める特に軽微な変更については、この限りでない。

3　前条第六項の規定は第一項の規定による変更の確認について、同条第七項の規定は第一項の規定による変更の確認及び前項の規定による対象債権を有する者の変更の届出について、それぞれ準用する。

（確認の取消し）

第五条　指定確認調査機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第三条第一項の確認を取り消さなければならない。

一　第三条第一項の確認に係る権利の変更についての内容（前条第一項の規定による変更の確認があったときは、その変更後のもの）が第三条第一項第一号若しくは第三号から第五号までのいずれかに該当しないこととなったとき、又は当該確認若しくは変更の確認を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二　第十五条第一項の調査の結果、第十一条に規定する権利変更議案、第十四条第一項に規定する早期事業再生計画又は同条第四項の規定による評定の内容が第十五条第一項各号に掲げる要件に該当していなかったとき。

三　確認事業者が前条第一項の規定に違反したとき。

四　確認事業者が対象債権を有する者の変更（前条第二項ただし書の経済産業省令で定める特に軽微な変更に該当するものを除く。）について同項の規定による届出をしなかったとき。

五　確認事業者が次条第二項の規定に違反して対象債権に係る債務の弁済をしたことが判明したとき。ただし、弁済を行うことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、この限りでない。

六　確認事業者が第十四条第一項の期間（同条第二項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に同条第一項の規定による提出をしなかったとき。

七　確認事業者が第十五条第一項の調査に対して正当な理由がなく協力しなかったとき。

八　確認事業者が第十六条第二項の規定に違反したとき。

九　確認事業者が偽りその他不正の手段により第三条第一項の確認、前条第一項の規定による変更の確認又は第十五条第一項の調査を受けたことが判明したとき。

2　第三条第七項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

3　指定確認調査機関は、第七条第一項又は第八条第一項の申立てがされた後に第一項の規定による取消しをしたときは、当該申立てに係る事件が係属する裁判所に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。ただし、当該申立てが却下され、若しくは棄却された場合又は当該申立てに係る中止の命令が取り消された場合には、この限りでない。

（一時停止の要請等）

第六条　指定確認調査機関は、第三条第一項の確認後、速やかに、全ての対象債権者に対し、第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権の回収その他経済産業省令で定める債権者としての権利の行使（第十三条において「回収等」という。）をしないこと（同条において「一時停止」という。）を要請しなければならない。この場合において、指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、当該要請をした旨を確認事業者に通知しなければならない。

2　確認事業者は、前項の規定による通知があった時から第十一条に規定する権利変更議案につき第二十条第一項に規定する議決権者の全ての同意が得られ、当該権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間、対象債権に係る債務の弁済をすることができない。ただし、弁済をすることについて全ての対象債権者の同意を得た対象債権その他これを弁済しても他の対象債権者を害するおそれがない対象債権として経済産業省令で定めるものに係る債務の弁済については、この限りでない。

3　対象債権者は、確認事業者又は指定確認調査機関から求めがあった場合には、この章に定める手続（第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続を除く。以下「対象債権者集会手続」という。）の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

（強制執行等の中止命令等）

第七条　裁判所は、第三条第一項の確認があった場合において、必要があると認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、対象債権に基づく強制執行、仮差押え若しくは仮処分又は対象債権を被担保債権とする留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売の手続で、確認事業者の財産に対して既にされているものの中止を命ずることができる。ただし、これらの手続の申立人である対象債権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

2　裁判所は、前項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3　裁判所は、確認事業者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、第一項の規定により中止した手続の取消しを命ずることができる。

4　第一項の規定による中止の命令、第二項の規定による決定及び前項の規定による取消しの命令に対しては、確認事業者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。

5　前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であって、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）を当事者に送達しなければならない。

6　非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第三項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。

7　第一項の申立てがあった場合並びに第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、裁判所は、その旨を指定確認調査機関に通知しなければならない。

（担保権の実行手続の中止命令）

第八条　裁判所は、第三条第一項の確認があった場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、かつ、確認事業者の財産につき存する担保権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。以下この項において同じ。）を有する者（次項及び第四項において「担保権者」という。）に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、確認事業者又は対象債権者の申立てにより、相当の期間を定めて、その担保権の実行手続の中止を命ずることができる。

2　裁判所は、前項の規定による中止の命令を発する場合には、担保権者の意見を聴かなければならない。

3　裁判所は、第一項の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

4　第一項の規定による中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、担保権者に限り、即時抗告をすることができる。

5　前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があった場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

6　前条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による中止の命令、第三項の規定による決定及び第四項の即時抗告についての裁判について準用する。

（中止した手続の失効）

第九条　権利変更決議の認可の決定があったときは、第七条第一項の規定により中止した手続は、その効力を失う。

第二節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可

（対象債権者集会の構成）

第十条　対象債権者は、対象債権者集会を組織する。

（対象債権者集会の権限）

第十一条　対象債権者集会は、対象債権者の権利（対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分に係る権利を除く。以下同じ。）の変更に関する議案（以下「権利変更議案」という。）について決議をすることができる。

（権利変更議案）

第十二条　確認事業者は、権利変更議案において、権利変更概要書等（第四条第一項の規定による変更の確認又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。第十四条第一項において同じ。）に基づき、対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項を定めなければならない。

2　対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）に係る債務の減免、期限の猶予その他の対象債権者の権利の変更の一般的基準を定めなければならない。

3　担保権の行使によって弁済を受けることができない対象債権の部分が確定していない対象債権を有する者があるときは、権利変更議案において、その対象債権の部分が確定した場合における対象債権者としての権利の行使に関する適確な措置を定めなければならない。

（権利変更議案による対象債権者の権利の変更）

第十三条　権利変更議案による対象債権者の権利の変更の内容は、対象債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける対象債権者の同意がある場合又は少額の対象債権若しくは第六条第一項の規定による一時停止の要請に反して回収等をした対象債権者の対象債権について別段の定めをし、その他これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

（早期事業再生計画）

第十四条　確認事業者は、第三条第一項の確認後六月以内に、権利変更概要書等に基づき、確認事業者の早期での事業再生に関する計画（以下「早期事業再生計画」という。）を作成し、権利変更議案の内容を記載した書面と共に指定確認調査機関に提出しなければならない。

2　指定確認調査機関は、前項の期間内に同項の規定による提出をすることができないことについてやむを得ない事由があるものとして経済産業省令で定める場合には、確認事業者の申請により、六月以内を限り、同項の期間を延長することができる。

3　早期事業再生計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　確認事業者が早期での事業再生を図るために権利変更決議を必要とするに至った事情

二　確認事業者の業務に関する経過及び現状

三　確認事業者の資産及び負債に関する経過及び現状（対象債権の内容及び原因並びに当該対象債権を有する対象債権者の氏名又は名称を含む。）

四　対象債権が担保権によって担保されるものであるときは、その旨並びに当該担保権の内容及びその目的である財産

五　確認事業者の資産及び負債並びに収入及び支出の見込み（資金の調達を行う場合には、当該資金の調達に関する事項を含む。）

六　確認事業者が早期での事業再生を図るため実施しようとする今後の事業活動に関する事項（当該確認事業者に係る従業員の当該事業活動への協力並びに当該確認事業者に係る技術及び人材の散逸の回避の見込みに関する事項として経済産業省令で定めるものを含む。）

七　その他経済産業省令で定める事項

4　確認事業者は、第一項の規定により早期事業再生計画を提出するときは、前項第三号の確認事業者の資産及び負債に関し、これらの価額（同項第四号の担保権の目的である財産の価額を含む。）を経済産業省令で定める基準に従い評定した結果を添付しなければならない。

（指定確認調査機関の調査）

第十五条　指定確認調査機関は、前条第一項の規定による提出を受けたときは、権利変更議案、早期事業再生計画及び同条第四項の規定による評定の内容が次に掲げる要件に該当するものであることについて調査を行わなければならない。

一　権利変更議案の内容が法令の規定に違反しないこと。

二　権利変更議案により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかでないこと。

三　権利変更議案の内容が対象債権者の一般の利益に適合するものであること。

四　権利変更議案における対象債権者の権利の全部又は一部を変更する条項が、前条第三項第三号から第五号までに掲げる事項を踏まえて定められていること。

五　早期事業再生計画の内容が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

六　前条第四項の規定による評定の内容が同項の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2　指定確認調査機関は、確認調査員に前項の調査の実施に関する事務を実施させなければならない。

3　確認事業者は、第一項の調査に協力しなければならない。

4　指定確認調査機関は、第一項の調査の結果を確認事業者に報告しなければならない。

（対象債権者集会の招集等）

第十六条　対象債権者集会は、確認事業者が招集する。

2　確認事業者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、権利変更議案を決議するために対象債権者集会を招集しなければならない。

3　確認事業者は、対象債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　対象債権者集会の日時

二　対象債権者集会の目的である事項

三　対象債権者集会に出席しない対象債権者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　その他経済産業省令で定める事項

4　対象債権者集会を招集するには、確認事業者は、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、対象債権者及び指定確認調査機関に対して、経済産業省令で定めるところにより、書面をもってその通知を発しなければならない。

5　確認事業者は、前項の書面による通知の発出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、同項の通知を受けるべき者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該確認事業者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

6　前二項の通知には、第三項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

（対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付等）

第十七条　確認事業者は、前条第四項の通知（権利変更議案を決議するための対象債権者集会に係るものに限る。）に際しては、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、権利変更議案の内容を記載した書面、早期事業再生計画、第十五条第四項の規定により報告を受けた同条第一項の調査の結果を記載した書面その他議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（次項において「対象債権者集会書類」という。）及び対象債権者が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2　確認事業者は、前条第五項の承諾をした対象債権者に対し同項の規定により電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による対象債権者集会書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、対象債権者の請求があったときは、これらの書類を当該対象債権者に交付しなければならない。

第十八条　確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合には、同条第五項の承諾をした対象債権者に対する電磁的方法による通知に際して、経済産業省令で定めるところにより、対象債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2　確認事業者は、第十六条第三項第三号に掲げる事項を定めた場合において、同条第五項の承諾をしていない対象債権者から対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、経済産業省令で定めるところにより、直ちに、当該対象債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（対象債権者の議決権）

第十九条　対象債権者は、次の各号に掲げる対象債権の区分に従い、それぞれ当該各号に定める金額に応じて、対象債権者集会における議決権を有する。

一　第三条第一項の確認後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもの　当該確認の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する当該確認の時における法定利率による利息を債権額から控除した額

二　金額及び存続期間が確定している定期金債権　各定期金につき前号の規定に準じて算定される額の合計額（その額が第三条第一項の確認の時における法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を超えるときは、その元本額）

三　次に掲げる債権　経済産業省令で定める時における評価額

イ　第三条第一項の確認後に期限が到来すべき不確定期限付債権で無利息のもの

ロ　金額又は存続期間が不確定である定期金債権

ハ　金銭債権で、その額が不確定であるもの又はその額を外国の通貨をもって定めたもの

ニ　条件付債権

ホ　確認事業者に対して行うことがある将来の請求権

四　前三号に掲げる債権以外の債権　債権額

2　前項の規定にかかわらず、対象債権者は、対象債権のうち、第三条第一項の確認後の利息の請求権並びに当該確認後の不履行による損害賠償及び違約金の請求権については、議決権を有しない。

3　第一項の規定にかかわらず、確認事業者の財産につき存する担保権を有する対象債権者は、その担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額については、議決権を有しない。

4　対象債権者は、第三条第一項の確認後に弁済を受けた対象債権の部分については、議決権を行使することができない。

（対象債権者集会の決議）

第二十条　対象債権者集会において権利変更議案を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる対象債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する者の同意がなければならない。ただし、一の議決権者が議決権者の議決権の総額の四分の三以上の議決権を有する場合において権利変更議案を可決するには、この項本文の同意のほか、出席した議決権者の過半数の同意がなければならない。

2　第二十四条第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを権利変更議案に同意するものとして行使した議決権者（その余の議決権を行使しなかったものを除く。）があるときの前項ただし書の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3　対象債権者集会においてその延期又は続行を可決するには、出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

4　対象債権者集会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第十六条第三項から第六項までの規定は、適用しない。

5　確認事業者及び指定確認調査機関（確認調査員を含む。）は、対象債権者に対し、第十七条第一項の規定により交付し、又は同条第二項の規定により提供するもののほか、対象債権者が第一項又は第三項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

6　確認調査員は、対象債権者集会に出席し、意見を求められたときは、意見を述べなければならない。

7　確認事業者は、対象債権者集会において、対象債権者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（議決権の代理行使）

第二十一条　対象債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該対象債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を確認事業者に提出しなければならない。

2　前項の代理権の授与は、対象債権者集会ごとにしなければならない。

3　第一項の対象債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該対象債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4　対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

（書面による議決権の行使）

第二十二条　対象債権者集会に出席しない対象債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

2　書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、経済産業省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を確認事業者に提出して行う。

3　前項の規定により書面によって議決権を行使した議決権者は、第二十条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。

（電磁的方法による議決権の行使）

第二十三条　電磁的方法による議決権の行使は、経済産業省令で定めるところにより、確認事業者の承諾を得て、経済産業省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該確認事業者に提供して行う。

2　対象債権者が第十六条第五項の承諾をした者である場合には、確認事業者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3　第一項の規定により電磁的方法によって議決権を行使した議決権者は、第二十条第一項ただし書及び第三項の規定の適用については、対象債権者集会に出席したものとみなす。

（議決権の不統一行使）

第二十四条　対象債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、対象債権者集会の日の経済産業省令で定める日数前までに、確認事業者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2　確認事業者は、前項の対象債権者が他人のために対象債権を有する者でないときは、当該対象債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

（議事録）

第二十五条　対象債権者集会の議事については、確認事業者は、経済産業省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2　確認事業者は、対象債権者集会の日から十年間、前項の議事録をその本店又は主たる営業所若しくは事務所に備え置かなければならない。

3　対象債権者は、確認事業者の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一　第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（権利変更決議の認可の申立て）

第二十六条　権利変更決議があったとき（権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときを除く。）は、確認事業者は、遅滞なく、裁判所に対し、当該権利変更決議の認可の申立てをしなければならない。この場合において、当該確認事業者は、早期事業再生計画及び第十五条第一項の調査の結果を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

２　前項の場合において、確認事業者は、同項の規定による書面の提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第三十六条第二項及び第三項並びに第三十七条を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出することができる。この場合において、当該確認事業者は、前項の書面を提出したものとみなす。

（権利変更決議の認可又は不認可の決定）

第二十七条　前条第一項の申立てがあった場合には、裁判所は、次項の場合を除き、権利変更決議の認可の決定をする。

２　裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、権利変更決議の不認可の決定をする。

一　対象債権者集会手続又は権利変更決議の内容が法令の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、対象債権者集会手続が法令の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二　権利変更決議により変更される対象債権者の権利に係る債務が履行される見込みがないことが明らかであるとき。

三　権利変更決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。

四　権利変更決議の内容が対象債権者の一般の利益に反するとき。

３　確認事業者及び対象債権者は、裁判所に対し、前条第一項の申立てについて意見を述べることができる。

４　権利変更決議の認可又は不認可の決定があった場合には、裁判所書記官は、最高裁判所規則で定めるところにより、その主文及び理由の要旨を記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければならない。

５　前項に規定する場合には、確認事業者及び対象債権者に対して、同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録を送達しなければならない。

６　権利変更決議の認可又は不認可の決定に対しては、確認事業者及び対象債権者に限り、即時抗告をすることができる。

７　第七条第七項の規定は、前条第一項の申立て並びに第一項及び第二項の決定並びに前項の即時抗告についての裁判について準用する。

（権利変更決議の効力）

第二十八条　権利変更決議は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

２　権利変更決議は、確認事業者及び全ての対象債権者に対してその効力を有する。

３　権利変更決議は、対象債権者が確認事業者の保証人その他確認事業者と共に債務を負担する者に対して有する権利及び確認事業者以外の者が対象債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

４　権利変更決議の認可の決定があったときは、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更される。

（議決権者の全ての同意を得た場合における権利変更決議の効力）

第二十九条　権利変更議案につき、議決権者の全ての同意を得たときは、前条第一項及び第四項の規定にかかわらず、権利変更決議はその効力を生じ、対象債権者の権利は、権利変更決議の内容に従い、変更されるものとする。この場合においては、第九条中「権利変更決議があったとき」とあるのは、「権利変更決議があったとき」とする。

第三節　雑則

（対象債権者集会決議関連事件の管轄）

第三十条　第七条第一項若しくは第三項、第八条第一項又は第二十六条第一項の申立ては、確認事業者が個人である場合には日本国内に営業所、住所、居所又は財産を有するときに限り、法人その他の団体である場合には日本国内に営業所、事務所又は財産を有するときに限り、することができる。

２　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定により裁判上の請求をすることができる債権は、日本国内にあるものとみなす。

第三十一条　この章の規定による非訟事件（以下「対象債権者集会決議関連事件」という。）は、確認事業者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

２　前項の規定による管轄裁判所がないときは、対象債権者集会決議関連事件は、確認事業者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。

３　前二項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次項において同じ。）の過半数を有する場合には、当該法人（以下この項及び次項において「親法人」という。）について対象債権者集会決議関連事件が係属しているときにおける当該株式会社（以下この項及び次項において「子株式会社」という。）についての対象債権者集会決議関連事件の申立ては、親法人の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所にもすることができ、子株式会社について対象債権者集会決議関連事件が係属しているときにおける親法人についての対象債権者集会決議関連事件の申立ては、子株式会社の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

４　子株式会社又は親法人及び子株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社を当該親法人の子株式会社とみなして、前項の規定を適用する。

５　第一項及び第二項の規定にかかわらず、株式会社が最終事業年度について会社法第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の法人に係る連結計算書類（同条第一項に規定する連結計算書類をいう。）を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について対象債権者集会決議関連事件が係属しているときにおける当該他の法人についての対象債権者集会決議関連事件の申立ては、当該株式会社の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所にもすることができ、当該他の法人について対象債権者集会決議関連事件が係属しているときにおける当該株式会社についての対象債権者集会決議関連事件の申立ては、当該他の法人の対象債権者集会決議関連事件が係属している地方裁判所にもすることができる。

６　第一項及び第二項の規定にかかわらず、対象債権者集会決議関連事件の申立ては、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にもすることができる。

（専属管轄）

第三十二条　この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（対象債権者集会決議関連事件の移送）

第三十三条　裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、対象債権者集会決議関連事件を次の各号に掲げる裁判所のいずれかに移送することができる。

一　確認事業者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所

二　第三十一条第二項から第六項までに規定する地方裁判所

三　第三十一条第三項から第六項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に対象債権者集会決議関連事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

（理由の付記）

第三十四条　対象債権者集会決議関連事件についての裁判には、理由を付さなければならない。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

第三十五条　確認事業者（第五条第一項の規定により第三条第一項の確認を取り消された者を含む。以下この条から第三十七条まで及び第三十九条第一項において同じ。）又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（対象債権者集会決議関連事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条及び第三十九条第一項において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2　前項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）については、適用しない。この場合において、確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3　前二項の規定による非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

4　民事訴訟法第九十二条（第九項及び第十項を除く。）の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

（電磁的事件記録の閲覧等）

第三十六条　確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（対象債権者集会決議関連事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第三十九条第六項において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2　確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

3　確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4　前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る閲覧及び複写の請求について準用する。

5　民事訴訟法第九十二条の規定は、電磁的事件記録について準用する。

（事件に関する事項の証明）

第三十七条　確認事業者又は対象債権者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、対象債権者集会決議関連事件に関する事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してこれらの者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

（閲覧等の特則）

第三十八条　前三条の規定にかかわらず、対象債権者は、第七条第一項又は第八条第一項の規定による中止の命令の申立てについての裁判があるまでの間は、当該申立てに係る事件について前三条の規定による請求をすることができない。

（支障部分の閲覧等の制限）

第三十九条　非電磁的事件記録について、対象債権者がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付の受領又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、確認事業者の事業の維持再生に著しい支障を生ずるおそれ又は確認事業者の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があった場合には、裁判所は、確認事業者の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該確認事業者に限ることができる。

2　前項の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、対象債権者は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3　支障部分の閲覧等の請求をしようとする対象債権者は、裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができる。

4　第一項の申立てを却下した決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

5　第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

6　前各項の規定は、電磁的事件記録について準用する。この場合において、第一項中「謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付の受領又はその複製」とあるのは、「複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供の受領」と読み替えるものとする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第四十条　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立てその他の申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十から第百三十二条の十二までの規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十五第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「もの（第五十四条第一項ただし書の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）」とあるのは「もの」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第百三十二条の十二第一項第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と読み替えるものとする。

2　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第百三十三条の二第二項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において読み替えて準用する第百三十三条の二第二項」と、同条第四号中「第百三十三条の三第一項」とあるのは「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第四十一条において読み替えて準用する第百三十三条の三第一項」と読み替えるものとする。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

第四十一条　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立て等については、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条第一項	当事者
当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利	

第百三十三条第三項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中）	訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録等の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等）	害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者をいう。）
	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中）	訴訟記録等の閲覧等（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件の記録中）	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等
第百三十三条の二第一項から第三項まで、第百三十三条の三第一項及び第百三十三条の四第二項	訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中）	訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録等の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等）	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録（同法第三十五条第一項に規定する非電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録（同法第三十六条第一項に規定する電磁的事件記録をいう。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供
第百三十三条の二第二項	訴訟記録等中	対象債権者集会決議関連事件の記録中	対象債権者集会決議関連事件の記録の閲覧等
第百三十三条の二第五項	電磁的訴訟記録等（電磁的訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録中ファイル記録事項に係る部分をいう。以下この項及び次項において同じ。）	電磁的事件記録	電磁的事件記録の閲覧等
第百三十三条の二第六項	電磁的訴訟記録等から	電磁的事件記録から	電磁的事件記録の閲覧等
第百三十三条の四第一項	電磁的訴訟記録等	電磁的事件記録	電磁的事件記録の閲覧等
第百三十三条の四第二項	当事者	当事者又は利害関係参加人	当事者又は利害関係参加人
	訴訟記録等の存する	対象債権者集会決議関連事件の記録の存する	対象債権者集会決議関連事件の記録の存する
第百三十三条の四第七項	当事者	当事者又は利害関係参加人	当事者若しくは利害関係参加人

（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における指定確認調査機関による意見の陳述）

第四十二条　裁判所は、必要があると認めるときは、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続において、指定確認調査機関に対して、意見の陳述を求めることができる。

（非訟事件手続法の適用関係）

第四十三条　非訟事件手続法第二十二条第一項ただし書、第三十二条から第三十二条の三まで、第四十条、第四十二条、第四十二条の二及び第五十七条第二項第二号の規定は、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続には、適用しない。

２　対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続についての非訟事件手続法第三十八条の規定の適用については、同条中「非訟事件手続法第四十二条第一項」とあるのは、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第四十条第一項」とする。

（担保仮登記の取扱い）

第四十四条　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第四条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する担保仮登記（同法第十四条（同法第二十条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する担保仮登記を除く。）に係る権利は、この章の規定の適用については、抵当権とみなす。

２　仮登記担保契約に関する法律第十四条に規定する担保仮登記は、この章に定める手続においては、その効力を有しない。

（最高裁判所規則及び経済産業省令への委任）

第四十五条　この章に定めるもののほか、対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続に関し必要な事項は最高裁判所規則で、その他この章に定める手続に関し必要な事項は経済産業省令で、それぞれ定める。

第三章　指定確認調査機関

第一節　総則

（対象債権者集会関連業務を行う者の指定等）

第四十六条　経済産業大臣は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申請により、対象債権者集会関連業務（第三条第一項の確認及び第十五条第一項の調査その他対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務並びに次章の規定による業務並びにこれらに付随する業務をいう。以下同じ。）を行う者として、指定することができる。

一　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であること。

二　第六十条第一項の規定によりこの項の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者でないこと。

三　この法律若しくは弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。

イ　心身の故障のため対象債権者集会関連業務に係る職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ　拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ　第六十条第一項の規定により指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（外国の法令上これと同様に取り扱われている者を含む。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ　この法律若しくは弁護士法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヘ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第五十一条において「暴力団員等」という。）

五　対象債権者集会関連業務（第五十二条の規定により確認調査員を選任することを含む。）を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すること。

六　役員又は職員の構成が対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

七　対象債権者集会関連業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより対象債権者集会関連業務を公正かつ適確に実施するために十分であると認められること。

八　対象債権者集会関連業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって対象債権者集会関連業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2　経済産業大臣は、指定をしようとするときは、前項第五号から第七号までに掲げる要件（対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十条第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。）に該当していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

3　経済産業大臣は、指定をしたときは、指定確認調査機関の名称及び主たる営業所又は事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

（指定の申請）

第四十七条　指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　名称

二　主たる営業所又は事務所その他対象債権者集会関連業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

三　役員の氏名又は名称

2　前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当することを誓約する書面

二　定款及び法人の登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三　業務規程

四　組織に関する事項を記載した書類

五　財産目録、貸借対照表その他の対象債権者集会関連業務を行うために必要な経理的な基礎を有することを明らかにする書類であって経済産業省令で定めるもの

六　その他経済産業省令で定める書類

3　前項の場合において、定款、財産目録又は貸借対照表が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて当該電磁的記録を添付することができる。

（秘密保持義務等）

第四十八条　指定確認調査機関の確認調査員若しくは役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2　指定確認調査機関の確認調査員又は役員若しくは職員で対象債権者集会関連業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二節　業務

（指定確認調査機関の業務）

第四十九条　指定確認調査機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、対象債権者集会関連業務を行うものとする。

2　指定確認調査機関（確認調査員を含む。）は、対象債権者集会関連業務を行うことに関し、料金その他の報酬を受けることができる。

（業務規程）

第五十条　指定確認調査機関は、次に掲げる事項に関する業務規程を定めなければならない。

一　対象債権者集会関連業務の実施に関する事項

二　対象債権者集会関連業務の実施に関する料金を徴収する場合にあっては、当該料金に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、対象債権者集会関連業務の実施に必要な事項として経済産業省令で定めるもの

2　前項第一号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　確認調査員の選任の方法及び確認調査員が対象債権者集会手続に係る確認事業者又は対象債権者と利害関係を有することその他の対象債権者集会関連業務の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該確認調査員を排除するための方法を定めていること。

二　指定確認調査機関の実質的支配者等（指定確認調査機関の株式の所有、指定確認調査機関に対する融資その他の事由を通じて指定確認調査機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして経済産業省令で定める者をいう。）又は指定確認調査機関の子会社等（指定確認調査機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして経済産業省令で定める者をいう。）を確認事業者又は対象債権者とする対象債権者集会関連業務を行うこととしている指定確認調査機関にあっては、当該実質的支配者等若しくは当該子会社等又は指定確認調査機関が確認調査員に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

三　確認調査員が弁護士でない場合において、対象債権者集会関連業務の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときに、弁護士の助言を受けることができるようにするための措置を定めていること。

四　対象債権者集会手続において提出された帳簿書類その他の物件の保管、返還その他の取扱いの方法を定めていること。

五　対象債権者集会手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される帳簿書類その他の物件に含まれる確認事業者、対象債権者又は第三者の秘密について、当該秘密の性質に応じてこれを適切に保持するための取扱いの方法を定めていること。第五十三条の業務実施記録に記載されているこれらの秘密についても、同様とする。

六　指定確認調査機関の確認調査員、役員及び職員について、これらの者が対象債権者集会関連業務に関して知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

3　第一項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　第一項第二号の料金の額又は算定方法及び支払方法（次号において「料金の額等」という。）を定めていること。

二　料金の額等が著しく不当なものでないこと。

4　業務規程の変更は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、当該認可に係る業務規程が第二項各号及び第三項各号（対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限る。）に適合していることについて、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第五十一条　指定確認調査機関は、暴力団員等を対象債権者集会関連業務に従事させ、又は対象債権者集会関連業務の補助者として使用してはならない。

（確認調査員）

第五十二条　指定確認調査機関は、第三条第一項の確認の申請を受けたときは、人格が高潔で識見の高い者であって、事業再生に関する専門的知識及び実務経験を有する者として経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、事案ごとに、確認調査員を選任しなければならない。

（記録の保存）

第五十三条　指定確認調査機関は、経済産業省令で定めるところにより、その実施した対象債権者集会関連業務に関し、次に掲げる事項を記載した業務実施記録を作成し、保存しなければならない。

一　指定確認調査機関が第三条第一項の確認をした年月日

二　確認事業者及びその代理人並びに対象債権者の氏名又は名称

三　確認調査員の氏名

四　対象債権者集会手続の経緯

五　対象債権者集会手続の結果

六　前各号に掲げるもののほか、対象債権者集会手続の内容を明らかにするために必要な事項であって経済産業省令で定めるもの

七　次章の規定による業務に関する事項であって経済産業省令で定めるもの

（名称の使用制限）

第五十四条　指定確認調査機関でない者は、その名称又は商号中に、指定確認調査機関と誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第三節　監督

（変更の届出）

第五十五条　指定確認調査機関は、第四十七条第一項各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

２　経済産業大臣は、前項の規定により指定確認調査機関の名称又は主たる営業所若しくは事務所の所在地の変更の届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務に関する報告書の提出）

第五十六条　指定確認調査機関は、事業年度ごとに、当該事業年度に係る対象債権者集会関連業務に関する報告書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

２　前項の報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

（報告徴収及び立入検査）

第五十七条　経済産業大臣は、対象債権者集会関連業務の公正かつ適確な遂行のため必要があると認めるときは、指定確認調査機関に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、指定確認調査機関の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該指定確認調査機関の業務の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（業務改善命令）

第五十八条　経済産業大臣は、指定確認調査機関の対象債権者集会関連業務の運営に関し、対象債権者集会関連業務の公正かつ適確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該指定確認調査機関に対して、その業務の運営の改善に必要な措置を命ずることができる。

２　経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一　第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十条第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなった場合又は第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当しないこととなるおそれがあると認められる場合

二　第四十九条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定に違反した場合（その違反行為が対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係るものである場合に限る。）

（対象債権者集会関連業務の休廃止）

第五十九条　指定確認調査機関は、対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部の休止（次項の理由によるものを除く。）をし、又は廃止をしようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

２　指定確認調査機関が、天災その他のやむを得ない理由により対象債権者集会関連業務の全部又は一部の休止をした場合には、直ちにその旨を、理由を付して経済産業大臣に届け出なければならない。指定確認調査機関が当該休止をした当該対象債権者集会関連業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

３　第一項の規定による休止若しくは廃止の認可を受け、又は前項の休止をした指定確認調査機関は、当該休止又は廃止の日から二週間以内に、当該休止又は廃止の日に対象債権者集会手続が実施されていた確認事業者及び対象債権者に当該休止又は廃止をした旨を通知しなければならない。指定確認調査機関が当該休止をした当該対象債権者集会関連業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

（指定の取消し等）

第六十条　経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて、その業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第四十六条第一項第三号から第八号までに掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は指定を受けた時点において同項各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

二　不正の手段により指定を受けたとき。

三　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

四　指定確認調査機関又はその確認調査員若しくは役員が、対象債権者集会関連業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

２　経済産業大臣は、指定確認調査機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、前項の規定による処分又は命令をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣に協議しなければならない。

一　第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件（対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係る部分に限り、同号に掲げる要件にあっては、第五十条第二項各号及び第三項各号に掲げる基準に係るものに限る。以下この号において同じ。）に該当しないこととなった場合又は指定を受けた時点において第四十六条第一項第五号から第七号までに掲げる要件に該当していなかったことが判明した場合

二　第四十九条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定に違反した場合（その違反行為が対象債権者集会手続に係る前章の規定による業務のうち法律事務に係るものである場合に限る。）

３　第一項の規定により指定の取消しの処分を受け、又はその業務の全部若しくは一部の停止の命令を受けた者は、当該処分又は命令の日から二週間以内に、当該処分又は命令の日に対象債権者集会手続が実施されていた確認事業者及び対象債権者に当該処分又は命令を受けた旨を通知しなければならない。

４　経済産業大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（経済産業大臣による対象債権者集会関連業務の実施）

第六十一条　経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合その他必要があると認める場合は、対象債権者集会関連業務の全部又は一部を行うものとする。

一　指定を受ける者がいないとき。

二　指定確認調査機関が第五十九条第一項の規定により対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止したとき。

三　指定確認調査機関が第五十九条第二項の規定により対象債権者集会関連業務の全部又は一部を休止したとき。

四　前条第一項の規定により指定を取り消し、又は同項の規定により対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2　経済産業大臣は、前項の規定により対象債権者集会関連業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている対象債権者集会関連業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3　経済産業大臣が第一項の規定により対象債権者集会関連業務を行うこととした場合における対象債権者集会関連業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

（指定確認調査機関がした処分等に係る審査請求）

第六十二条　指定確認調査機関が行う対象債権者集会関連業務に係る処分又はその不作為については、経済産業大臣に対して、審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定確認調査機関の上級行政庁とみなす。

（経済産業省令への委任）

第六十三条　この章に定めるもののほか、指定確認調査機関の組織及び運営その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

第四章　確認事業者に係る特例

（調停機関に関する特例）

第六十四条　確認事業者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立てをした場合（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）において、当該申立てに係る事件について対象債権者集会手続が実施されていた場合には、裁判所は、当該対象債権者集会手続が実施されていることを考慮した上で、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第五条第一項ただし書の規定により裁判官だけで調停を行うことが相当であるかどうかの判断をするものとする。

（再生手続における監督委員に関する特例）

第六十五条　再生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十条及び第七十三条から第七十五条までにおいて同じ。）は、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五十四条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

（更生手続における監督委員に関する特例）

第六十六条　更生手続開始の申立てがあった場合において、当該申立て前に当該申立てに係る事業者について対象債権者集会手続が実施されていたときは、裁判所（更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第七十一条及び第七十六条から第七十八条までにおいて同じ。）は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第三十五条第一項の処分をする場合には、確認調査員が当該対象債権者集会手続に係る対象債権者集会関連業務に従事していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

（償還すべき社債の金額の減額に関する指定確認調査機関の確認）

第六十七条　確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2　指定確認調査機関は、前項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

（社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例）

第六十八条　裁判所は、前条第一項の規定により指定確認調査機関が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該確認事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断するものとする。

2　裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、指定確認調査機関に対し、意見の陳述を求めることができる。

（資金の借入れに関する指定確認調査機関の確認）

第六十九条　確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、当該確認を受けた時から権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間（早期事業再生計画に、第十四条第三項第五号に規定する資金の調達に関する事項が記載されている場合には、当該資金の調達がなされるまでの間）における当該確認事業者の資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を求めることができる。

2　指定確認調査機関は、前項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

（資金の借入れに関する再生手続の特例）

第七十条　裁判所は、前条第一項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案（民事再生法第百六十三条第一項の再生計画案をいう。第七十五条において同じ。）が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が同法第百五十五条第一項ただし書に規定する再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（資金の借入れに関する更生手続の特例）

第七十一条　裁判所は、第六十九条第一項の経済産業省令で定める基準に適合するものであることの確認を受けた資金の借入れをした確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認を受けた資金の借入れに係る更生債権等（会社更生法第二条第十二項に規定する更生債権等をいう。以下同じ。）とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該資金の借入れが当該確認事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が同法第百六十八条第一項ただし書に規定する同一の種類の権利を有する更生債権者等（同法第二条第十三項に規定する更生債権者等をいう。第七十八条において同じ。）の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（債権に関する指定確認調査機関の確認）

第七十二条　確認事業者は、当該確認事業者に関し第三条第一項の確認をした指定確認調査機関に対し、権利変更議案につき議決権者の全ての同意が得られ、権利変更議案が否決され、又は権利変更決議の認可若しくは不認可の決定が確定するまでの間の原因に基づいて生じた債権が次の各号のいずれにも該当することの確認を求めることができる。

一　当該債権が少額であること。

二　当該債権を早期に弁済しなければ当該確認事業者の事業の継続に著しい支障を来すこと。

２　指定確認調査機関は、前項各号のいずれにも該当することの確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた確認事業者に通知するものとする。

（債権の弁済に関する再生手続の特例）

第七十三条　裁判所は、前条第一項各号のいずれにも該当することの確認を受けた債権（以下「確認債権」という。）に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の申立てがあった場合において、民事再生法第三十条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が前条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第七十四条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、民事再生法第八十五条第五項の規定に基づき、少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者（同法第二条第一号に規定する再生債務者をいう。以下この条において同じ。）の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第八十五条第五項に規定する少額の再生債権を早期に弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第七十五条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について再生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法第百五十五条第一項ただし書に規定する少額の再生債権について別段の定めをし、その他再生債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（債権の弁済に関する更生手続の特例）

第七十六条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第二十八条第一項の規定による保全処分を命ずるときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済を当該保全処分で禁止するかどうかを判断するものとする。

第七十七条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権について、会社更生法第四十七条第五項の規定に基づき、少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社（同法第二条第七項に規定する更生会社をいう。以下この条において同じ。）の事業の継続に著しい支障を来すものとして弁済の許可の申立てがなされたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該確認債権の弁済が同法第四十七条第五項に規定する少額の更生債権等を早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来すときに該当するかどうかを判断するものとする。

第七十八条　裁判所は、確認債権に係る債務を負担した確認事業者について更生手続開始の決定があった場合において、当該確認債権とこれと同一の種類の他の更生債権等との間に権利の変更の内容に差を設ける更生計画案が提出され、又は可決されたときは、当該確認債権が第七十二条第一項各号のいずれにも該当することが確認されていることを考慮した上で、当該更生計画案が会社更生法第百六十八条第一項ただし書に規定する少額の更生債権等について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他同一の種類の権利を有する更生債権者等の間に差を設けても衡平を害しない場合に該当するかどうかを判断するものとする。

（破産手続等に係る指定確認調査機関の意見）

第七十九条　指定確認調査機関は、確認事業者についての次の各号に掲げる手続において、それぞれ当該各号に定める裁判に係る事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体に対し、その求めに応じて、意見を述べることができる。

一　破産手続　破産法（平成十六年法律第七十五号）第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第九十一条第一項の規定による処分又は破産手続開始の申立てについての裁判

二　再生手続　民事再生法第二十七条第一項の規定による禁止の命令、同法第三十条第一項の規定による保全処分、同法第五十四条第一項若しくは第七十九条第一項の処分又は再生手続開始の申立てについての裁判

三　更生手続　会社更生法第二十五条第一項の規定による禁止の命令、同法第二十八条第一項の規定による保全処分、同法第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の処分又は更生手続開始の申立てについての裁判

四　特別清算手続　会社法第五百四十条第二項の規定による保全処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

２　前項の規定による意見陳述のための手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章　罰則

第八十条　権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、対象債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、確認事業者について権利変更決議の認可の決定が確定したときは、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知って、第四号に掲げる行為の相手方となった者も、権利変更決議の認可の決定が確定したときは、同様とする。

一　確認事業者の財産を隠匿し、又は損壊する行為

二　確認事業者の財産の譲渡又は債務の負担を仮装する行為

三　確認事業者の財産の現状を改変して、その価格を減損する行為

四　確認事業者の財産を対象債権者の不利益に処分し、又は対象債権者に不利益な債務を確認事業者が負担する行為

第八十一条　確認事業者が、権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、特定の対象債権者に対する債務について、他の対象債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であって確認事業者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が確認事業者の義務に属しないものをし、権利変更決議の認可の決定が確定したときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十二条　対象債権者又はその代理人、役員若しくは職員が、対象債権者集会における議決権の行使に関し、不正の請託を受けて、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

３　第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十三条　権利変更決議の認可の決定の前後を問わず、対象債権者を害する目的で、確認事業者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、確認事業者について権利変更決議の認可の決定が確定したときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十四条　第八十条、第八十一条、第八十二条第三項及び前条の罪は、刑法第二条の例に従う。

２　第八十二条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第八十五条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条第一項の指定申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれを提出したとき。

二　第五十一条の規定に違反したとき。

三　第五十六条第一項の報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

四　第五十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

五　第五十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第八十六条　第四十八条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十七条　第五十三条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成したときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第八十八条　第五十九条第一項の認可を受けないで対象債権者集会関連業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十五条第一項又は第五十九条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第五十九条第三項又は第六十条第三項の規定に違反して通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第九十条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一　第八十条、第八十一条、第八十二条第三項、第八十三条、第八十五条第二号又は第八十六条から前条まで　各本条の罰金刑

二　第八十五条（第二号を除く。）　二億円以下の罰金刑

2　前項の規定により第八十条、第八十一条又は第八十二条第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

3　第一項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一　第二十五条第一項の議事録を作成せず、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は議事録に虚偽の記載若しくは記録をした者

二　第二十五条第二項の規定に違反して、議事録を備え置かなかった者

三　第二十五条第三項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書面又は電磁的記録に記録された事項を同項第二号の経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだ者

第九十二条　第五十四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十条の規定　公布の日

二　附則第六条から第九条までの規定　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（以下「整備法施行日」という。）

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（調整規定）

第三条　この法律の施行の日が事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第三条第三項の規定の適用については、同項第二号中「、企業担保権又は企業価値担保権」とあるのは、「又は企業担保権」とする。

（対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続の電子化等に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間は、第二十六条第二項、第二十七条第四項、第三十六条、第三十七条、第三十九条第六項、第四十条、第四十一条及び第四十三条第二項は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第五項	電子裁判書（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五十七条第一項に規定する電子裁判書であって、同条第三項の規定によりファイルに記録されたものをいう。次条第五項において同じ。）	裁判書
第七条第六項	非訟事件手続法	非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）
第八条第五項	電子裁判書	裁判書
第二十七条第五項	前項に規定する	権利変更決議の認可又は不認可の決定があった
	同項の規定によりファイルに記録された電磁的記録	その主文及び理由の要旨を記載した書面
第三十五条の見出し、同条第二項から第四項まで及び第三十九条第一項	非電磁的事件記録	対象債権者集会決議関連事件の記録
第三十五条第一項	非電磁的事件記録（対象債権者集会決議関連事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条及び第三十九条第一項において同じ。）	対象債権者集会決議関連事件の記録
	又はその	、その
	交付	交付又は対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明書の交付

第三十八条	前三条	第三十五条
第四十三条第一項	第三十二条から第三十二条の三まで、第四十条、第四十二条	第三十二条、第四十条

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿に関する経過措置）

第五条　この法律の施行の日から整備法施行日の前日までの間の対象債権者集会決議関連事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第一編第八章（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の裁判を受ける者となるべき者（同法第十一条第一項第一号に規定する裁判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同条第三項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件（円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第三十一条第一項に規定する対象債権者集会決議関連事件」と、「）中」とあるのは「）の記録中」と、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「記載された書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「その他これに類する書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者又は利害関係参加人は、対象債権者集会決議関連事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等の存する」とあるのは「対象債権者集会決議関連事件の記録の存する」と、「訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

（電子裁判書の送達に関する経過措置）

第六条　第七条第五項及び第八条第五項の規定は、整備法施行日以後に開始される対象債権者集会決議関連事件（以下「整備法施行後対象債権者集会決議関連事件」という。）における第七条第五項に規定する電子裁判書の送達について適用し、整備法施行日前に開始された対象債権者集会決議関連事件（次条及び附則第八条において「整備法施行前対象債権者集会決議関連事件」という。）における裁判書の送達については、なお従前の例による。

（権利変更決議の認可又は不認可の決定に関する経過措置）

第七条　第二十七条第四項及び第五項の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議関連事件における権利変更決議の認可又は不認可の決定については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第八条　第三十七条の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明について適用し、整備法施行前対象債権者集会決議関連事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第九条　第四十条の規定は、整備法施行後対象債権者集会決議関連事件における同条第一項に規定する申立て等について適用する。

（政令への委任）

第十条　附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第十一条　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次の一号を加える。

十三　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第八十条（詐欺権利変更）の罪

別表第三に次の一号を加える。

九十四　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八十条（詐欺権利変更）又は第八十一条（特定の対象債権者に対する担保の供与等）の罪

（経済産業省設置法の一部改正）

第十二条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六十号を第六十一号とし、第二十一号から第五十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業再生の円滑化を図るための環境の整備に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第十条第一項中「、第十二号」を削り、「第四十四号、第四十七号及び第五十九号」を「第十四号、第四十五号、第四十八号及び第六十号」に改める。

第十二条第一項中「第四条第一項第四十四号及び第六十号」を「第四条第一項第四十五号及び第六十一号」に改める。

第十七条中「第四条第一項第十四号、第十六号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号」を「第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで」に、「第四十号、第四十三号、第四十七号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十三号、第四十一号、第四十四号、第四十八号から第五十二号まで、第五十三号」に、「第五十三号から第五十五号まで、第五十八号及び第六十号」を「第五十四号から第五十六号まで、第五十九号及び第六十一号」に改める。

第二十三条中「第四条第一項第七号、第五十六号及び第五十八号」を「第四条第一項第八号、第五十七号及び第五十九号」に改める。

法務大臣　鈴木　馨祐
経済産業大臣　武藤　容治
内閣総理大臣　石破　茂

政令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百十二号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号中「第二十七条」を「第二十六条」に改め、同条第十五号を削り、同条第十四号中「学校安全」を「学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。第二十七条第二号及び第三十四条第八号において同じ。）、学校安全」に、「第三十四条第九号において同じ。）」を「第三十四条第八号において同じ。）及び学校給食」に改め、「こと（」の下に「学校における保健教育の基準の設定に関すること、」を、「設定に関すること」の下に「及び公立の学校の給食施設の整備に関すること」を加え、同号を同条第十五号とし、同条第十三号の次に次の一号を加える。

十四　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

第四条第十六号を次のように改める。

十六　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第四条第三十六号及び第三十七号中「初等中等教育局及び」を削り、同条中第四十号を削り、第四十一号を第四十号とする。

第五条第十二号中「第四十条第二号」を「第四十一条第二号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第五条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「教育内容」の下に「（保健教育及び安全教育に係るものを除く。）」を加え、「（安全教育に係るものを除く。）」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条中第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十八　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第六条第一項第一号、第三号、第十号、第十五号、第十六号、第十九号及び第二十号中「及び初等中等教育局」を削る。

第二十四条中「教育人材政策課　国際教育課」を「国際教育課　健康教育・食育課」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（健康教育・食育課の所掌事務）

第二十七条　健康教育・食育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興及び食育の推進に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　学校保健及び学校給食に関すること（学校における保健教育の基準の設定に関すること、初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の整備に関することを除く。）。

三　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

第二十八条第三号中「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加え、同条第七号及び第八号中「初等中等教育局及び」を削り、「高等教育局並びに」の下に「健康教育・食育課及び」を加える。

第三十一条の二第三号中「初等中等教育局」の下に「及び健康教育・食育課」を加える。

第三十二条中「財務課」を「財務課　教育職員政策課」に改め、「健康教育・食育課」を削る。

第三十三条第五号中「健康教育・食育課」を「教育職員政策課」に改める。

第三十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九号中「並びに学校安全」を「、学校保健、学校安全並びに学校給食」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十号及び第十一号を削る。

第四十一条を削り、第四十条を第四十一条とし、第三十九条を第四十条とする。

第三十八条第一号中「及び他課」を「並びに教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条第三号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条第五号及び第六号中「他課」を「教育職員政策課及び学校情報基盤・教材課」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第三号中「並びに特別支援教育課及び健康教育・食育課」を「及び特別支援教育課」に改め、同条第四号中「並びに健康教育・食育課」を削り、同条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条第一号中「及び他課」を「並びに幼児教育課及び特別支援教育課」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（教育職員政策課の所掌事務）

第三十五条　教育職員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

二　地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関すること。

三　地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、地方公務員である教育関係職員の勤務の状況の改善に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

六　独立行政法人教職員支援機構の組織及び運営一般に関すること。

第四十二条第十号中「教育内容」の下に「（保健教育及び安全教育に係るものを除く。）」を加え、「（安全教育に係るもの及び健康教育・食育課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第四十五条第二号、第三号、第七号及び第八号中「及び初等中等教育局」を削る。

第四十六条第一号中「初等中等教育局並びに」を削る。

附則第三項中「第五条第十七号」を「第五条第十五号」に改める。

附則第六項中「第三十五条各号」を「第三十六条各号」に改める。

附則第七項中「第三十八条各号」を「第三十九条各号」に改める。

附　則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。

文部科学大臣　阿部　俊子

内閣総理大臣　石破　茂

府　令

○内閣府令第五十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［２～７　略］ ８　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項、第六十条の二十九第一項並びに第六十条の三十七の規定により読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十一第一項及び第二項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十	（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官、公庫等実地監査官、投資調査官及び主任投資調査官） **第二十九条**　理財課に、調査官三人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内、公庫等実地監査官一人、投資調査官二人以内及び主任投資調査官一人を置く。 ［２～７　同上］ ８　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第

条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

［9・10　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第九百三十三号

外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和四十二年農林省令第五十号）第二条の規定に基づき、令和五年農林水産省告示第六百四十六号（外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間は、次の表の上欄に掲げる水域及び当該水域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日

改正前

外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条の農林水産大臣が定める水域及び期間は、次の表の上欄に掲げる水域及び当該水域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

水域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあつては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日

次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の排他的経済水域を除く。） イ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点 ロ　北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点 ハ　北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点 ニ　北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点 ホ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点	七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間
（新設）	
（新設）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第九百三十四号

排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十三号）第一条の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千百九十八号（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。	
海域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあっては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日

改正前	
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条の農林水産大臣が定める海域及び期間は、次の表の上欄に掲げる海域及び当該海域についてそれぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。	
海域	期間
（略）	（略）
次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海を除く。） イ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点 ロ　北緯三十四度二十分東経百三十七度三十分の点 ハ　北緯三十四度二十分東経百三十八度十分の点 ニ　北緯三十四度三十五分東経百三十八度十分の点 ホ　北緯三十四度三十五分東経百三十七度三十分の点	六月の第四金曜日（第五金曜日がある場合にあっては、第五金曜日）から八月の第一日曜日（八月一日が日曜日に当たるときは、八月八日）までの日曜日、金曜日及び土曜日

次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線により囲まれた海域（我が国の領海及び内水を除く。）

イ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点

ロ　北緯二十四度五分東経百二十二度四十分の点

ハ　北緯二十四度五分東経百二十三度二十分の点

ニ　北緯二十四度四十五分東経百二十三度二十分の点

ホ　北緯二十四度四十五分東経百二十二度四十分の点

七月の第一土曜日（七月一日が土曜日に当たるときは、七月八日）から二日間

（新設）

（新設）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○デジタル庁・総務省告示第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、令和六年デジタル庁・総務省告示第八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）等の一部を次のように改正する。

令和七年六月十三日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

（令和六年デジタル庁・総務省告示第八号の一部改正）

第一条　令和六年デジタル庁・総務省告示第八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務	情報
［略］	令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

改正前	
事務	情報
［同上］	令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

		特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号の一部改正）

第二条　令和六年デジタル庁・総務省告示第十六号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
［一～三　略］	［略］
四　［略］	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［五・六　略］	［略］

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
［一～三　同上］	［同上］
四　［同上］	令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［五・六　同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号の一部改正）

第三条　令和六年デジタル庁・総務省告示第二十五号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［略］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（能代市低所得者支援給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［同上］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（能代市低所得者支援給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五

	条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［略］	令和六年度秋田県能代市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三　［略］	令和六年度新潟県燕市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［四・五　略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第二十七号の一部改正）

第四条　令和六年デジタル庁・総務省告示第二十七号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事　務	情　報	事　務	情　報
一　［略］	令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（非課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	一　［同上］	令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（非課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二	令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三　［略］	令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［略］	令和六年度福島県福島市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［略］	令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［略］	令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［七　略］	［略］
八　［略］	令和六年度兵庫県福崎町物価高騰に伴う低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［略］	令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［略］	令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非課税又は均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十一　［略］	令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調整給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二　［同上］	令和六年度山形県鶴岡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金（均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三　［同上］	令和六年度福島県福島市住民税非課税世帯等生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［同上］	令和六年度福島県福島市定額減税補足給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［同上］	令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［同上］	令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［七　同上］	令和六年度兵庫県福崎町物価高騰に伴う低所得世帯・低所得の子育て世帯支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
八　［同上］	令和六年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［同上］	令和六年度福岡県大野城市新たな住民税非課税又は均等割のみ課税世帯給付金及び低所得者の子育て世帯加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［同上］	令和六年度福岡県大野城市定額減税補足調整給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十一　［同上］	

十二　［略］	令和六年度福岡県みやこ町住民税非課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第三十号の一部改正）

第五条　令和六年デジタル庁・総務省告示第三十号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
事務	情報	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		
一　［略］	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
［二　略］	［略］	

改正前		
事務	情報	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		
一　［同上］	令和六年度北海道紋別市福祉灯油対策事業助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
［二　同上］	［同上］	

十二　［同上］	令和六年度福岡県みやこ町住民税非課税世帯等給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第三十五号の一部改正）

第六条　令和六年デジタル庁・総務省告示第三十五号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
事務	情報	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		
一　［略］	令和六年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限	

改正前		
事務	情報	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		
一　［同上］	令和六年度北海道帯広市暖房代支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限	

	る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［略］	令和六年度北海道清水町高齢者世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三　［略］	令和六年度京都府京丹後市低所得の子育て世帯に対する子育て支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第三十七号の一部改正）

第七条　令和六年デジタル庁・総務省告示第三十七号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事　務	情　報
［略］	令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事　務	情　報
［同上］	令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第四十一号の一部改正）

第八条　令和六年デジタル庁・総務省告示第四十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務	情報
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
一　［略］	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　略］	［略］
三　［略］	令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［略］	令和六年度東京都目黒区物価高騰対応重点支援給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［略］	令和六年度東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［略］	令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

改正前	
事務	情報
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
一　［同上］	令和六年度秋田県北秋田市灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　同上］	［同上］
三　［同上］	令和六年度東京都台東区物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［同上］	令和六年度東京都目黒区物価高騰対応重点支援給付金（第二号）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［同上］	令和六年度東京都北区エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［同上］	令和六年度東京都板橋区いたばし生活支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

七　［略］	令和六年度東京都足立区あだち物価高騰支援臨時給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
八　［略］	令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［略］	令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和六年デジタル庁・総務省告示第四十三号の一部改正）

第九条　令和六年デジタル庁・総務省告示第四十三号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［略］	令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［略］	令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［三　略］	［略］

七　［同上］	令和六年度東京都足立区あだち物価高騰支援臨時給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
八　［同上］	令和六年度兵庫県西脇市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［同上］	令和六年度広島県福山市住民税非課税世帯等支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［同上］	令和六年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［同上］	令和六年度岩手県矢巾町原油価格、物価高騰等特別対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［三　同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和七年デジタル庁・総務省告示第二号の一部改正）

第十条　令和七年デジタル庁・総務省告示第二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
事務	情報
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
一　［略］	令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　略］	［略］
三　［略］	令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［四　略］	［略］
五　［略］	令和六年度大阪府泉佐野市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［略］	令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

改正前	
事務	情報
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
一　［同上］	令和六年度北海道根室市物価高騰対策給付金（住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　同上］	［同上］
三　［同上］	令和六年度岩手県釜石市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［四　同上］	［同上］
五　［同上］	令和六年度大阪府泉佐野市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［同上］	令和六年度広島県安芸高田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和七年デジタル庁・総務省告示第四号の一部改正）

第十一条　令和七年デジタル庁・総務省告示第四号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	
事務	情報
一　［略］	令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　略］	［略］
三　［略］	令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［略］	令和六年度北海道登別市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［略］	令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［略］	令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七　［略］	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示	
事務	情報
一　［同上］	令和六年度北海道砂川市住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対応特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二　同上］	［同上］
三　［同上］	令和六年度北海道砂川市子育て世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［同上］	令和六年度北海道登別市低所得世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［同上］	令和六年度北海道恵庭市低所得世帯生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［同上］	令和六年度山形県鶴岡市住民税均等割のみ課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七　［同上］	令和六年度山形県酒田市物価高騰緊急支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八　［略］	令和六年度福島県二本松市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［略］	令和六年度福島県塙町物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［略］	令和六年度千葉県船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十一　［略］	令和六年度千葉県我孫子市低所得世帯重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十二　［略］	令和六年度東京都中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十三　［略］	令和六年度東京都墨田区価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十四　略］	［略］
十五　［略］	令和六年度東京都品川区住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十六　［略］	令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八　［同上］	令和六年度福島県二本松市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［同上］	令和六年度福島県塙町物価高騰対応低所得世帯緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［同上］	令和六年度千葉県船橋市住民税非課税世帯等価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十一　［同上］	令和六年度千葉県我孫子市低所得世帯重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十二　［同上］	令和六年度東京都中央区電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十三　［同上］	令和六年度東京都墨田区価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十四　同上］	［同上］
十五　［同上］	令和六年度東京都品川区住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十六　［同上］	令和六年度東京都渋谷区物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十七	［略］	令和六年度東京都中野区価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十八	［略］	令和六年度東京都荒川区住民税均等割のみ課税世帯（こども加算含む）に対する価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十九	［略］	令和六年度東京都葛飾区住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十	［略］	令和六年度東京都江戸川区物価高騰負担軽減給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二十一	略］	［略］
二十二	［略］	令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十三	［略］	令和六年度京都府京丹後市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十四	［略］	令和六年度兵庫県宍粟市しそう物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十五	［略］	令和六年度福岡県直方市価格高騰重点支援給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十七	［同上］	令和六年度東京都中野区価格高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十八	［同上］	令和六年度東京都荒川区住民税均等割のみ課税世帯（こども加算含む）に対する価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十九	［同上］	令和六年度東京都葛飾区住民税均等割非課税世帯等重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十	［同上］	令和六年度東京都江戸川区物価高騰負担軽減給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二十一	同上］	［同上］
二十二	［同上］	令和六年度京都府八幡市低所得世帯物価高騰対策支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十三	［同上］	令和六年度京都府京丹後市住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十四	［同上］	令和六年度兵庫県宍粟市しそう物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十五	［同上］	令和六年度福岡県直方市価格高騰重点支援給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和七年デジタル庁・総務省告示第六号の一部改正）

第十二条　令和七年デジタル庁・総務省告示第六号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報	事務	情報
一　［略］	令和六年度北海道旭川市生活安心応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	一　［同上］	令和六年度北海道旭川市生活安心応援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［略］	［略］	二　［同上］	［同上］
三　［略］	令和六年度北海道稚内市低所得者世帯物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	三　［同上］	令和六年度北海道稚内市低所得者世帯物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［略］	令和六年度北海道北広島市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	四　［同上］	令和六年度北海道北広島市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［略］	令和六年度北海道余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	五　［同上］	令和六年度北海道余市町住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策給付金及びこども加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六　［略］	令和六年度北海道余市町高齢者物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	六　［同上］	令和六年度北海道余市町高齢者物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七　［略］	令和六年度北海道東神楽町低所得世帯生活支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	七　［同上］	令和六年度北海道東神楽町低所得世帯生活支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八　［略］	
九　［略］	令和六年度北海道上富良野町価格高騰緊急対策（生活支援）（低所得者世帯給付金（追加交付分））事業給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十～十二　略］	［略］
十三　［略］	令和六年度北海道上士幌町高齢者世帯に対する物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十四　略］	［略］
十五　［略］	令和六年度青森県今別町物価高騰対策生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十六　［略］	令和六年度秋田県灯油購入費緊急助成給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十七　［略］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十八　［略］	令和六年度秋田県能代市福祉灯油助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十九　［略］	令和六年度秋田県大仙市原油価格高騰対策生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二十　略］	［略］
二十一　［略］	令和六年度千葉県流山市冬期物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

八　［同上］	
九　［同上］	令和六年度北海道上富良野町価格高騰緊急対策（生活支援）（低所得者世帯給付金（追加交付分））事業給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十～十二　同上］	［同上］
十三　［同上］	令和六年度北海道上士幌町高齢者世帯に対する物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十四　同上］	［同上］
十五　［同上］	令和六年度青森県今別町物価高騰対策生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十六　［同上］	令和六年度秋田県灯油購入費緊急助成給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十七　［同上］	令和六年度秋田県能代市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十八　［同上］	令和六年度秋田県能代市福祉灯油助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十九　［同上］	令和六年度秋田県大仙市原油価格高騰対策生活支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［二十　同上］	［同上］
二十一　［同上］	令和六年度千葉県流山市冬期物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二十二	［略］	令和六年度千葉県八千代市住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十三	［略］	令和六年度千葉県四街道市住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金支給事業の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十四	［略］	令和六年度東京都文京区家計支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十五	［略］	令和六年度東京都三鷹市住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十六	［略］	令和六年度東京都三鷹市住民税非課税世帯等に対することも加算給付金（二万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十七	［略］	令和六年度東京都小金井市物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十八	［略］	令和六年度東京都武蔵村山市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十九	［略］	令和六年度神奈川県相模原市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十	［略］	令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十一	［略］	令和六年度新潟県上越市物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

二十二	［同上］	令和六年度千葉県八千代市住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十三	［同上］	令和六年度千葉県四街道市住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金支給事業の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十四	［同上］	令和六年度東京都文京区家計支援臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十五	［同上］	令和六年度東京都三鷹市住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十六	［同上］	令和六年度東京都三鷹市住民税非課税世帯等に対することも加算給付金（二万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十七	［同上］	令和六年度東京都小金井市物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十八	［同上］	令和六年度東京都武蔵村山市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二十九	［同上］	令和六年度神奈川県相模原市物価高騰支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十	［同上］	令和六年度新潟県小千谷市価格高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十一	［同上］	令和六年度新潟県上越市物価高騰支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

三十二　［略］	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十三　［略］	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十四　［略］	令和六年度山梨県南アルプス市物価高騰対策臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十五　［略］	令和六年度長野県価格高騰特別対策支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十六　［略］	令和六年度岐阜県関市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［三十七　略］	［略］
三十八　［略］	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十九　［略］	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『こども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十　［略］	令和六年度大阪府東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［四十一・四十二　略］	［略］

三十二　［同上］	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十三　［同上］	令和六年度山梨県甲府市こうふ臨時特別加算給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十四　［同上］	令和六年度山梨県南アルプス市物価高騰対策臨時給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十五　［同上］	令和六年度長野県価格高騰特別対策支援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十六　［同上］	令和六年度岐阜県関市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［三十七　同上］	［同上］
三十八　［同上］	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
三十九　［同上］	令和六年度大阪府八尾市物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税又は均等割のみ課税世帯『こども加算』給付金）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十　［同上］	令和六年度大阪府東大阪市住民税非課税世帯等に対する物価高騰対策給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［四十一・四十二　同上］	［同上］

四十三　［略］	令和六年度広島県三原市生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十四　［略］	令和六年度山口県山口市物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十五　［略］	令和六年度香川県坂出市物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十六　［略］	令和六年度香川県さぬき市物価高騰緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十七　［略］	令和六年度福岡県水巻町遠賀郡みずまき暮らし・生活支援臨時特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四十八　［略］	令和六年度長崎県諫早市物価高騰対応重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和七年デジタル庁・総務省告示第八号の一部改正）

第十三条　令和七年デジタル庁・総務省告示第八号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
事務	情報	事務	情報
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
一　［略］	令和六年度北海道室蘭市低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる	一　［同上］	令和六年度北海道室蘭市低所得世帯（住民税均等割のみ課税世帯）支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる

		道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二	［略］	［略］
三	［略］	令和六年度千葉県浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四	［略］	［略］
五	［略］	令和六年度東京都港区住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六	［略］	令和七年度東京都江東区物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七	［略］	［略］
八	［略］	令和六年度新潟県阿賀野市灯油購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九	［略］	令和六年度新潟県阿賀野市ひとり親家庭生活応援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

		市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二	［同上］	［同上］
三	［同上］	令和六年度千葉県浦安市物価高騰対策低所得世帯特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四	［同上］	［同上］
五	［同上］	令和六年度東京都港区住民税非課税世帯等生活支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
六	［同上］	令和七年度東京都江東区物価高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七	［同上］	［同上］
八	［同上］	令和六年度新潟県阿賀野市灯油購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九	［同上］	令和六年度新潟県阿賀野市ひとり親家庭生活応援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十　［略］	令和六年度大阪府茨木市均等割のみ課税世帯への物価高騰対策緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十一　略］	［略］
十二　［略］	令和六年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十三　［略］	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十四　［略］	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）こども加算の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

十　［同上］	令和六年度大阪府茨木市均等割のみ課税世帯への物価高騰対策緊急支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［十一　同上］	［同上］
十二　［同上］	令和六年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十三　［同上］	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十四　［同上］	令和六年度高知県四万十町低所得世帯生活支援給付金（三万円）こども加算の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号の一部改正）

第十四条　令和七年デジタル庁・総務省告示第十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［略］	令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税（地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税（個人に係るものに限る。）をいい、都が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び市町村民税（同法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税

改正前	
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。	
事務	情報
一　［同上］	令和六年度東京都立川市物価高騰対応重点支援給付金（三万円給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税（地方税法第五条第二項第一号に掲げる市町村民税（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

（個人に係るものに限る。）をいい、特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。）並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報	
二　［略］	令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金（令和七年支給分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［三　略］	［略］
四　［略］	令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［略］	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［六　略］	［略］
七　［略］	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
［八　略］	［略］
九　［略］	令和六年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［略］	令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

	令和六年度東京都国立市住民税均等割のみ課税世帯対象臨時給付金（令和七年支給分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
二　［同上］	［同上］
［三　同上］	令和六年度神奈川県綾瀬市住民税均等割のみ課税世帯に対する生活支援特別給付金（追加分）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
四　［同上］	令和六年度新潟県南魚沼市価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯給付）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
五　［同上］	［同上］
［六　同上］	令和六年度新潟県南魚沼市福祉灯油購入費助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
七　［同上］	［同上］
［八　同上］	令和六年度長崎県大村市価格高騰重点支援給付金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
九　［同上］	令和六年度沖縄県石垣市物価高騰対策臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村民税及び公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報
十　［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○国土交通省告示第四百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年六月十三日

国土交通大臣　中野　洋昌

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」・鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山地内から同市西目字山之中地内まで）並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山、字後牟田、字上野、字羽田、字堂満、字伊勢渕、字山崎及び字伊勢迫、山下字園田、字前川原、字楠田、字土橋、字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷、字大石ヶ岡、字奈レ石、字黒上田及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内

２　使用の部分　鹿児島県阿久根市鶴川内字羽田、字堂満及び字伊勢渕、山下字園田、字前川原及び字楠田、波留字堀川、字北山、字大石ヶ岡、字黒上田及び字中源田並びに西目字小鹿倉及び字上穴迫地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」）並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事」（以下「本件事業」という。）は、鹿児島県阿久根市鶴川内字堂満山地内から同市西目字山之中地内までの延長4.1㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事並びにこれに伴う県道、市道及び二級河川付替工事である。

本件事業のうち、「一般国道３号改築工事（南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来の機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第３号に掲げる都道府県道及び同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、本体事業の施行により遮断される二級河川の従来の機能を維持するための付替工事は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する（以下これらを「関連事業」という。）。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者等の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道３号南九州西回り自動車道（以下「本路線」という。）は、熊本県八代市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約140㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する鹿児島県阿久根市は、ボンタン、豚のと畜等の農畜産業が盛んな地域であり、これらの農畜産物は、本路線の供用済み区間等を利用して、主に関東方面や関西方面へ出荷されている。

しかしながら、本件区間に対応する主要幹線道路である一般国道３号（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に規定する車線の幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線と連絡することで、阿久根市と鹿児島県内外の各都市を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、自然災害の発生時などにおける現道の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である鹿児島県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）に基づき、平成17年12月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、また、計画交通量の見直し及び上記の評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が令和４年10月に、同法等に準じて任意で上記の評価の照査を実施している。それらの結果によると、騒音等については環境基準等を満足するとされているほか、大気質については、工事の実施において道路環境影響評価の技術手法に示されている参考値（以下単に「参考値」という。）を超える値が見られるものの、工事施工ヤードへの散水等の実施により参考値を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるマナヅル及びナベヅル、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているツマグロキチョウ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ等、準絶滅危惧として掲載されているアカハライモリ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているナンゴクカモメヅル、準絶滅危惧に掲載されているミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、マナヅル及びナベヅルについては、道路の存在、建設機械の稼働等により採餌行動が阻害されるおそれがあることから、植栽による修景、低騒音・低振動型建設機械の使用等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３か所存在するが、このうち２か所については既に発掘調査が完了しており、記録保存の措置が講じられている。起業者は、今後、残る１か所についても鹿児島県教育委員会と協議の上、発掘調査を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本体事業は、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成17年12月９日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

３(1)で述べたように、阿久根市と鹿児島県内外を結ぶ広域的な高速交通ネットワークを形成することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は、線形不良区間が複数存在し、追突等の交通事故が発生しているほか、大雨等の自然災害の発生時には通行規制が行われており、本件事業により現道の機能を補完・代替し、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、阿久根市長を会長とする南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会等より、上記の理由などから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　鹿児島県阿久根市役所

第６　収用又は使用の手続が保留される起業地

鹿児島県阿久根市山下字新城、字妻井田、字奥及び字堀川、波留字堀川、字北山、字スワ前、字庵ノ山、字西庵ノ山、字池場、字大谷及び字中源田、西目字小鹿倉、字山之中、字穴迫及び字上穴迫並びに塩浜町二丁目地内

○国土交通省告示第四百六十五号

山形空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月十三日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

（注）空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項の規定により、航空法の規定の適用については、山形県が空港の設置者とみなされる。

二　空港の名称及び位置　山形空港　山形県東根市

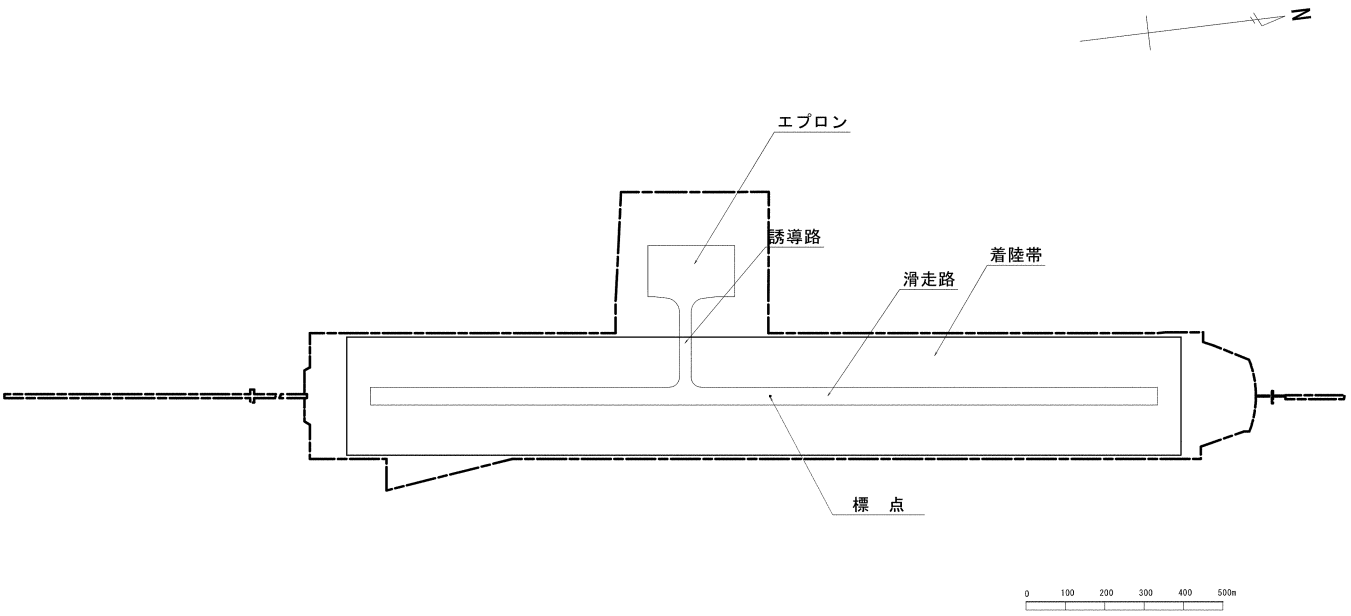
三　変更した事項（変更前の事項については、昭和五十五年運輸省告示第九十六号及び昭和六十一年運輸省告示第三百十号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　九十一万六千八百五平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を山形県庁において縦覧に供する。

別図　山形空港



公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第16号

中日本高速道路株式会社が令和６年12月27日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の変更公告」(以下「料金公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年６月13日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

令和６年12月27日付け公告の変更

『３．企画割引「2025北陸ドライブプラン」』中、

⑴　割引をする自動車　に

⑬　発着なし　福井県内周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ワ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑭　発着なし　中京圏・福井県南部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②カ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑮　発着なし　中京圏・福井県北部周遊

⑶ロ．に定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ヨ．に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

を、

⑵　割引を適用した後の料金の額　に、

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　福井県内周遊	3,200円	4,000円
発着なし　中京圏・福井県南部周遊	3,800円	4,800円
発着なし　中京圏・福井県北部周遊	4,000円	5,000円

を、

⑶　実施する期間　に、

ロ．令和７年６月16日から令和７年12月31日まで（ただし、会社が別に定める日を除く。）

を、

⑷　適用区間②周遊エリア　に、

ワ．発着なし　福井県内周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから木之本インターチェンジまで

・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

カ．発着なし　中京圏・福井県南部周遊

・北陸自動車道の敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで

・近畿自動車道敦賀線の敦賀ジャンクションから大飯高浜インターチェンジまで

・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで

・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから一宮木曽川インターチェンジまで

・東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジから養老インターチェンジまで

ヨ．発着なし　中京圏・福井県北部周遊

・北陸自動車道の金津インターチェンジから米原ジャンクションまで

・中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから米原ジャンクションまで

・東海北陸自動車道の一宮稲沢北インターチェンジから白鳥インターチェンジまで

・東海環状自動車道の富加関インターチェンジから養老インターチェンジまで

を加える。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年６月13日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道10号（隼人道路）	鹿児島県霧島市隼人町住吉から 鹿児島県霧島市隼人町野久美田まで	改築工事	令和７年６月14日

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

札幌市北区北七条西一丁目一番地一一

有限会社学校保険センター

清算人　白井　元龍

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

北海道釧路市星が浦大通四丁目五番五一号

株式会社フジセクロス

代表清算人　伊藤　正志

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

北海道千歳市千代田町一丁目一番地の六

有限会社道央コピーセンター

清算人　山岸　英一

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

岩手県北上市中野町二丁目二七番三七号

特定非営利活動法人アクセシブル北上

清算人　小原　広記

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

宮城県岩沼市中央三丁目四番二七号

株式会社石垣

代表清算人　石垣　大哉

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

宮城県塩竈市錦町一二番二号

株式会社ＫＩＳ

代表清算人　今野　嘉春

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

秋田県由利本荘市矢島町城内字花立六〇番地

株式会社鳥海高原ユースパーク

代表清算人　大井　仁史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福島県いわき市小名浜字定西一五二番地

株式会社オフィス長瀬

代表清算人　長瀬　直久

解散公告

当社は、平成二十八年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

茨城県ひたちなか市湊本町二六番三号

株式会社いしや

代表清算人　磯前　光宏

解散公告

当社は、令和七年五月二十五日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀一四三二番地

有限会社東武塗料

清算人　寺田　香

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県越谷市大字上間久里一五六番地五

有限会社ロック

清算人　西川　清

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県蓮田市蓮田四丁目一四一番地五

株式会社エイルコンサルティング

代表清算人　畑山　恵子

解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県白岡市千駄野一一〇〇番地一白岡市

千駄野小暮邸二〇一

株式会社オズ・ホールディングス

代表清算人　水田　若葉

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保二八九番地一

株式会社ヒカリ物流

代表清算人　平井　伸良

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

千葉県印旛郡栄町安食三―一三―七

株式会社テクニカル・ハースト

代表清算人　大野　洋美

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都大田区東海一丁目三番六号プロロジスパーク東京大田六Ｆ　ＦＳ食品株式会社

代表清算人　竹川　敦史

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆ＥＢＬ　Ｄ．七階

株式会社ＩＭＤ

代表清算人　平井　哲朗

解散公告

当組合は、令和七年五月三十日開催の総会の決議により令和七年五月三十一日解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都千代田区鍛冶町一丁目一〇番四号

技術研究組合次世代３Ｄ積層造形技術総合開発機構　代表清算人　君島　孝尚

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都港区赤坂一丁目二番地二号日本財団ビル四階

一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟　代表清算人　橋本　和典

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都品川区西五反田一丁目四番八―六一〇号

株式会社シュンズ

代表清算人　須藤　茂

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

一般社団法人ＡＭ　ａｌｐｈａ　Ｆｏｕｒ

代表清算人　**鄭**　武壽

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都稲城市平尾四丁目六三番地の二〇

鶴羽合同会社

清算人　王　楠

解散公告

当社は、令和六年十月三十日破産手続開始の決定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都墨田区石原二丁目一一番九号

三誠株式会社

代表清算人　湯澤　聡

解散公告

当社は、令和六年九月九日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都足立区鹿浜三丁目二五番五号

合同会社ＳＤサービス

清算人　富永　浩明

連絡先　東京都中央区銀座七丁目一二番一四号　大栄会館五階　富永浩明法律事務所

解散公告

当社は、令和七年五月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都あきる野市草花三四九二番地一四九

有限会社東進運輸

清算人　大木　俊行

解散公告

当社は、令和七年五月十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、令和七年八月十五日までに申し出てください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

東京都江東区森下五丁目六番六号ファーストホーム森下三〇一

郁金香蕉株式会社

代表清算人　チン・ブンヒョウ

解散公告

当社は、令和七年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県逗子市小坪一丁目一二番一二号

三洋興産有限会社

清算人　斉藤　昌邦

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

横浜市栄区小菅ケ谷二丁目一番一―七一九号

特定非営利活動法人いのちと暮らしを守り、まちづくりとコニュニティを育成する会

清算人　斎藤　剛

解散公告

当社は、令和七年五月十五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県川崎市川崎区港町五番一リヴァリエＡ―二五〇四

合同会社Ｔｒｕｓｔ　Ａｉｄ

清算人　菅野　貴文

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県秦野市下大槻七二八番地の六コーポ関口二〇一号

株式会社デジタル旅館計画

代表清算人　久世　誠

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神奈川県川崎市宮前区西野川三丁目四三番一二号

株式会社クレイン

代表清算人　霜鳥　昌祥

解散公告

当法人は、令和七年五月二十五日開催の定例総会の決議により、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

川崎市多摩区登戸五一〇番地

アメニティ・ミシマＢ棟

特定非営利活動法人たすけあい多摩

清算人　竹内　紀子

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町一二一七番地一

ゴー富士株式会社

清算人　エドウィン・ヨー・チー・フイ

解散公告

当社は、令和七年五月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

静岡県清水区八木間町一七七三番地の三

株式会社Ｆｒｏｎｔｉｅｒ

代表清算人　福田　潤

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

静岡県浜松市中央区西山町二一六九番地の一

株式会社たから

代表清算人　山内　幸子

解散公告

当社は、令和七年四月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

滋賀県彦根市城町二丁目九番七号

天華合同会社

清算人　藤木　教子

解散公告

当社は、令和七年五月二十七日開催の株主総会の決議により令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

京都市下京区七条御所ノ内南町八三番地

株式会社リベックス

代表清算人　三木　正之

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

大阪府大阪市西区江戸堀二丁目一番一号

株式会社アドバンス

代表清算人　吉田　哲基

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

兵庫県宝塚市寿町九番一〇号

株式会社オフィスエム

代表清算人　乾　晃　式

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神戸市中央区中山手通三丁目二番一―一八〇六号

有限会社ハゼ・デンタル

清算人　土師　幸典

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

神戸市西区岩岡町野中五二八番地の二八

Ｒｏｂｏｔｓ　Ｔｅｃｈ株式会社

代表清算人　島津　英史

解散公告

当法人は令和七年二月一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

奈良県天理市武蔵町五四番地

特定非営利活動法人児童支援グループわたげ

清算人　山尾　雅恵

解散公告

当社は、令和七年五月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見四三五二番地

有限会社塩飽建設

清算人　塩飽　雅美

解散公告

当社は、令和七年五月十七日開催の株主総会の決議により解散しましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年六月十三日

島根県松江市東奥谷町三六三番地二

株式会社読連島根

代表清算人　齋藤　健治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

山口市中尾九一九番地　北村産業有限会社

代表清算人　北村　早苗

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県筑後市大字野町七一番地一三

有限会社クリエーション・マツオ

清算人　松尾クリエ

解散公告

当社は、令和七年五月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県小郡市福童一〇〇二番地四

ジオプロモート株式会社

代表清算人　石策　政俊

解散公告

当法人は、令和七年五月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県久留米市日吉町二三番地三メディア７ビル六階

ＮＰＯ法人権利擁護支援センターふくおかネット

清算人　椛島　修

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

北九州市小倉北区片野三丁目六番一七号

有限会社えびす興産

代表清算人　村上　恵子

第２期決算公告　令和７年４月30日

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目19番22号レ・ユノディエールＵｒａｗａ　Ａ―003号室

株式会社アトラクションホールディングス

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	256,422
	固定資産	116,839
	合計	373,262
負債及び純資産の部	流動負債	19,055
	固定負債	20,000
	株主資本	334,206
	資本金	100,000
	資本剰余金	262,500
	資本準備金	262,500
	利益剰余金	△28,293
	その他利益剰余金	△28,293
	（うち当期純損失）	(23,653)
	合計	373,262

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県久留米市城南町八番地一〇

古賀総合企画

清算人　池田芙美子

解散公告

当社は、令和六年三月二十五日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産清算のため、令和七年四月二日、熊本地方裁判所八代支部（令和七年（ヒ）第二号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

熊本県八代市鏡町内田二〇番地

株式会社川西工業

代表清算人　弁護士　田畑　求三

連絡先　熊本県八代市西松江城町四番三〇号二階　弁護士法人Ｓｉ－Ｌａｗ

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

宮崎県延岡市愛宕町三丁目二一五八番地

合資会社田中自転車店

清算人　田中　等

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

沖縄県うるま市字大田一五〇番地三

株式会社ビジョンリアライズ

代表清算人　上江洲安信

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

沖縄県浦添市字経塚八七五番地二、二Ｆ

一般社団法人Ｑラボ

代表清算人　堀井　大輔

解散公告（第一回）

当法人は、令和五年十一月十一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

富山県氷見市稲積二四〇四番地

宗教法人廣專寺

清算人　三矢　惠京

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和七年四月二十二日鳥取県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

鳥取県鳥取市気高町浜村二八二番地一

清算法人気高町土地改良区

代表清算人　中原　信弘

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

埼玉県越谷市レイクタウン六丁目二五番地三

医療法人社団ＬＣＧ

清算人　加藤　智治

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

千葉県流山市江戸川台西一丁目一〇四番地

医療法人社団棟風会

清算人　松山　泰久

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市越路中沢五二三番地

宗教法人御嶽教稲荷教会

清算人　横田　大樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市関原町一丁目一〇五九番地一

宗教法人御嶽教関原教會

清算人　横田　大樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月十七日新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

新潟県長岡市寺泊蔵場町八三七三番地

宗教法人御嶽教御嶽教会

清算人　横田　大樹

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年四月二十七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡市南区大楠一丁目六番

サンハイツ大楠住宅管理組合法人

清算人　太田　進

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年四月二十七日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

大分県豊後高田市来縄一一七七番地

農事組合法人くなわ郷雲林

清算人　中野　正年

解散公告（第三回）

当法人は、令和四年五月十一日開催の責任役員会並びに総代会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

島根県邑智郡邑南町雪田五〇一番地

宗教法人長源寺

代表清算人　津田　浩子

第百六回代議員会開催公告

令和七年六月二十七日（金）、午後二時三十分から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第百六回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

令和七年六月十三日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　令和六年度事業報告及び収支決算の承認について

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月十二日、高松地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

香川県高松市丸の内一一番一〇号
開発ビル二階　蓮寿法律事務所
宗教法人天霊教天地親神大教会
清算人　弁護士　佐々木寿徳

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月二十六日福岡地方裁判所小倉支部の解散命令の確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

福岡県北九州市門司区大字大里一三三二番地の五
宗教法人日蓮宗妙光教会
清算人　水島　達哉

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年三月二十四日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年六月九日）の翌日から二個月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月十三日

佐賀県唐津市栄町二五六九―一六ＬＥＸビル二階　河野法律事務所
宗教法人　法藏寺
清算人　弁護士　染谷　悦之

第 65 期 決 算 公 告

2025 年 5 月 31 日　北海道旭川市永山２条３丁目１番20号

北北海道ダイハツ販売株式会社

代表取締役　佐藤　浩光

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	7,087,505	流動負債	6,398,587
固定資産	2,036,165	（賞与引当金）	(98,825)
		固定負債	692,600
		負債合計	**7,091,187**
		株主資本	2,032,483
		資本金	44,000
		利益剰余金	1,988,483
		利益準備金	11,000
		その他利益剰余金	1,977,483
		（うち当期純利益）	(286,943)
		純資産合計	**2,032,483**
資産合計	**9,123,670**	**負債・純資産合計**	**9,123,670**

第 53 期 決 算 公 告

2025年6月13日

北海道恵庭市恵南13番地の１
北海道カネライト株式会社
代表取締役社長　田谷内貴大

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	500,916	流動負債	368,084
固定資産	345,617	（賞与引当金）	(13,009)
有形固定資産	314,078	固定負債	83,805
投資その他の資産	31,539	退職給付引当金	79,743
		役員退職慰労引当金	4,063
		株主資本	394,463
		資本金	107,500
		資本剰余金	5,546
		資本準備金	5,546
		利益剰余金	281,597
		利益準備金	21,329
		その他利益剰余金	260,268
		（うち当期純利益）	(30,783)
資産合計	**846,533**	**負債・純資産合計**	**846,533**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年６月13日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ネクサス　②大阪府知事⑵58008　③代表取締役　辻直孝　④大阪府大阪市港区夕凪２―15―５ＮＡＯ　ＢＬＤ．　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市港区夕凪２―15―５ＮＡＯ　ＢＬＤ．　辻産業株式会社　代表取締役　辻直孝

第54期決算公告

令和７年６月13日
北海道苫小牧市字勇払265番地の27
岡谷エコ・アソート株式会社
代表取締役社長　伊藤　和也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,333,949
	固定資産	724,972
	合計	2,058,921
負純資債産及のび部	流動負債	259,694
	固定負債	61,655
	株主資本	1,737,571
	資本金	98,000
	利益剰余金	1,639,571
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	1,615,071
	（うち当期純利益）	(190,269)
	合計	2,058,921

第４期決算公告

令和７年６月13日
札幌市中央区北４条西１丁目１番地
よつ葉ホワイトコージ株式会社
代表取締役社長　東原　輝昭

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	82,071
	合計	82,071
負純資債産及のび部	流動負債	71,038
	賞与引当金	6,347
	その他	64,690
	株主資本	11,033
	資本金	5,000
	利益剰余金	6,033
	その他利益剰余金	6,033
	（うち当期純利益）	(3,267)
	合計	82,071

第４期決算公告

2025年６月13日
福島県南相馬市原町区下太田字川内廻320―20
株式会社ＡＲＣＡＬＩＳ
代表取締役社長ＣＥＯ　髙松　聡

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,265,808
	固定資産	19,630,480
	資産合計	21,896,289
負純資債産及のび部	流動負債	13,237,663
	固定負債	5,174,850
	株主資本	3,483,776
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,439,301
	その他資本剰余金	8,439,301
	利益剰余金	△5,055,525
	その他利益剰余金	△5,055,525
	（うち当期純損失）	(5,055,525)
	負債・純資産合計	21,896,289

第20期決算公告

2025年６月12日
北海道釧路市高山30番地１
釧路エコクリエイション株式会社
代表取締役　前田　健二

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	423,688
	固定資産	9,148
	合計	432,836
負純資債産及のび部	流動負債	150,219
	株主資本	282,617
	資本金	80,000
	利益剰余金	202,617
	利益準備金	12,400
	その他利益剰余金	190,217
	（うち当期純利益）	(22,247)
	合計	432,836

第18期決算公告

令和７年６月13日
北海道苫小牧市字勇払266番地７
岡谷鋼機北海道株式会社
代表取締役社長　中島　康博

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	864,699
	固定資産	32,500
	合計	897,199
負純資債産及のび部	流動負債	339,490
	固定負債	28,020
	株主資本	529,688
	資本金	50,000
	利益剰余金	479,688
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	467,188
	（うち当期純利益）	(108,978)
	合計	897,199

第18期決算公告

令和７年６月13日
北海道苫小牧市字勇払266番地７
岡谷岩井北海道株式会社
代表取締役社長　佐藤　浩司

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	543,544
	固定資産	18,787
	合計	562,332
負純資債産及のび部	流動負債	41,875
	固定負債	9,438
	株主資本	511,018
	資本金	20,000
	利益剰余金	491,018
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	486,018
	（うち当期純利益）	(68,689)
	合計	562,332

第58期決算公告

令和７年５月29日
青森市新田三丁目６番４号
株式会社トヨタレンタリース青森
代表取締役　大野　**亮**

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,097,829
	固定資産	5,856,236
	合計	6,954,065
負純資債産及のび部	流動負債	4,364,661
	固定負債	1,270,013
	株主資本	1,319,391
	資本金	49,000
	利益剰余金	1,270,391
	利益準備金	12,250
	その他利益剰余金	1,258,141
	（うち当期純利益）	(52,663)
	合計	6,954,065

第51期決算公告

令和７年６月13日
青森県青森市野木字野尻37番地340
青森東邦運輸倉庫株式会社
代表取締役　黒川　敬之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	193,428
	固定資産	728,298
	合計	921,726
負純資債産及のび部	流動負債	337,693
	固定負債	358,460
	株主資本	225,573
	資本金	30,000
	利益剰余金	195,573
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	188,073
	（うち当期純利益）	(36,164)
	合計	921,726

第39期決算公告

令和７年６月13日
青森県八戸市大字尻内町字下毛合清水１番地３
株式会社大三建設
代表取締役　小向　豊和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	607,572
	固定資産	5,577
	合計	613,149
負純資債産及のび部	流動負債	159,166
	株主資本	453,983
	資本金	20,000
	利益剰余金	433,983
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	428,983
	（うち当期純利益）	(42,252)
	合計	613,149

第31期決算公告

令和７年５月28日
秋田県秋田市飯島字堀川118番
株式会社マリーナ秋田
代表取締役社長　松田　博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	151,792
	固定資産	14,844
	資産合計	166,636
負純資債産及のび部	流動負債	77,625
	固定負債	11,403
	株主資本	77,607
	資本金	50,000
	利益剰余金	27,607
	その他利益剰余金	27,607
	（うち当期純利益）	(3,406)
	負債・純資産合計	166,636

第27期決算公告

令和７年６月13日
仙台市青葉区一番町四丁目６番１号
東北岡谷鋼機株式会社
代表取締役社長　小淵　洋生

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	780,371
	固定資産	1,393
	合計	781,764
負純資債産及のび部	流動負債	642,496
	固定負債	2,710
	株主資本	136,558
	資本金	50,000
	利益剰余金	86,558
	利益準備金	2,209
	その他利益剰余金	84,348
	（うち当期純利益）	(13,362)
	合計	781,764

第13期決算公告

令和７年５月26日
宮城県石巻市魚町二丁目12番地３号
石巻漁業株式会社
代表取締役社長　大山　雅紀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	297
	固定資産	408
	資産合計	705
負純資債産及のび部	流動負債	421
	固定負債	56
	特別修繕引当金	56
	株主資本	228
	資本金	50
	利益剰余金	178
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	165
	（うち当期純損失）	(30)
	負債・純資産合計	705

第 79 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
福島県福島市下鳥渡字八幡塚14―１
福島ダイハツ販売株式会社
代表取締役　藤野　弘高

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,248,692
	固定資産	2,587,832
	合計	7,836,524
負純資債及産のび部	流動負債	5,160,399
	固定負債	318,004
	株主資本	2,358,121
	資本金	15,000
	利益剰余金	2,343,121
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	2,339,371
	(うち当期純利益)	(195,520)
	合計	7,836,524

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月３日
山形市城南町１―１―１
山形新都心開発株式会社
代表取締役社長　田中　淳嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	123,490
	固定資産	475
	合計	123,965
負純資債及産のび部	流動負債	24,497
	固定負債	17,010
	株主資本	82,458
	資本金	10,000
	利益剰余金	72,458
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	69,958
	(うち当期純利益)	(14,949)
	合計	123,965

第 11 期 決 算 公 告

令和７年６月12日
山形県鶴岡市上藤島字備中下３番の１
株式会社あいとサービス
代表取締役　海藤喜久男

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,219,453
	固定資産	156,228
	繰延資産	53,965
	合計	1,429,646
負純資債及産のび部	流動負債	377,502
	固定負債	148,973
	株主資本	903,171
	資本金	100,000
	利益剰余金	803,171
	利益準備金	1,600
	その他利益剰余金	801,571
	(うち当期純利益)	(66,217)
	合計	1,429,646

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
栃木県那須塩原市関谷1195―138
株式会社トープラテクノ
代表取締役社長　井上　信夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	797,121
	固定資産	244,117
	合計	1,041,238
負純資債及産のび部	流動負債	439,635
	固定負債	18,949
	株主資本	582,653
	資本金	60,000
	利益剰余金	522,653
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	507,653
	(うち当期純利益)	(26,764)
	合計	1,041,238

第８期決算公告

2025年６月13日
茨城県かすみがうら市男神字大平240番地18
株式会社かいつかファーム
代表取締役　安藤　國行

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	30,754
	固定資産	689,833
	合計	720,587
負純資債及産のび部	流動負債	778,921
	固定負債	92,108
	株主資本	△150,442
	資本金	30,100
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	△210,542
	その他利益剰余金	△210,542
	(うち当期純損失)	(57,483)
	合計	720,587

第６期決算公告

令和７年６月12日
茨城県神栖市東深芝２―12
まきば飼料株式会社
代表取締役　村上　和彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	277
	固定資産	1,413
	資産合計	1,690
負純資債及産のび部	流動負債	882
	(うち賞与引当金)	(4)
	固定負債	526
	株主資本	282
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	82
	利益準備金	82
	(うち当期純利益)	(10)
	負債・純資産合計	1,690

第 31 期決算公告

令和７年５月23日
栃木県宇都宮市陽南一丁目１番11号
富士エアロスペーステクノロジー株式会社
代表取締役　小林　孝行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,043,074
	固定資産	712,954
	合計	1,756,028
負純資債及産のび部	流動負債	567,684
	賞与引当金	97,518
	固定負債	587,086
	役員退職慰労引当金	6,240
	退職給付引当金	124,712
	株主資本	601,258
	資本金	20,000
	利益剰余金	581,258
	その他利益剰余金	581,258
	(うち当期純利益)	(90,079)
	合計	1,756,028

第 132 期決算公告

令和７年６月13日
栃木県小山市大字稲葉郷1341番地１
小平産業株式会社
代表取締役社長　小平　武史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,310,310
	固定資産	1,617,427
	合計	4,927,737
負純資債及産のび部	流動負債	2,689,795
	固定負債	957,057
	株主資本	1,280,885
	資本金	100,000
	資本剰余金	315,534
	利益剰余金	1,126,338
	その他利益剰余金	1,126,338
	(うち当期純利益)	(219,348)
	自己株式	△260,987
	合計	4,927,737

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月12日
栃木県栃木市西方町本城1062番地８
株式会社ＤＮＰファインケミカル宇都宮
代表取締役　藤井　英明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,274
	固定資産	628
	合計	2,902
負純資債及産のび部	流動負債	2,361
	固定負債	3,478
	株主資本	△2,937
	資本金	100
	利益剰余金	△3,037
	その他利益剰余金	△3,037
	(うち当期純利益)	(322)
	合計	2,902

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
群馬県安中市磯部二丁目13番１号
東西企業株式会社
代表取締役　清水　秀明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,916
	固定資産	16,129
	資産合計	262,046
負純資債及産のび部	流動負債	66,539
	株主資本	195,507
	資本金	6,000
	利益剰余金	189,507
	利益準備金	910
	その他利益剰余金	188,597
	(うち当期純利益)	(4,004)
	負債・純資産合計	262,046

第 59 期決算公告

令和７年６月13日
栃木県小山市大字粱2303―２
関東スチレン株式会社
代表取締役　坂口　　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	962,035
	固定資産	390,329
	合計	1,352,364
負純資債及産のび部	流動負債	503,154
	固定負債	145,624
	株主資本	703,586
	資本金	90,000
	利益剰余金	623,286
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	600,786
	(うち当期純利益)	(30,905)
	自己株式	△9,700
	合計	1,352,364

第３期決算公告

令和７年６月13日
栃木県小山市大字楢木293番地21
新エフエイコム株式会社
代表取締役社長　内藤　正也

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	731,018
	固定資産	1,580,374
	合計	2,311,393
負純資債及産のび部	流動負債	1,695,410
	固定負債	2,325,000
	株主資本	△ 1,709,017
	資本金	30,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△ 1,749,017
	その他利益剰余金	△ 1,749,017
	(うち当期純損失)	(628,610)
	合計	2,311,393

第64期決算公告　令和７年５月28日
埼玉県久喜市河原井町20番地
株式会社古田工業所
代表取締役社長　水野　光一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	429,650
	固定資産	44,957
	合計	474,607
負債及び純資産の部	流動負債	42,475
	（賞与引当金）	(4,600)
	固定負債	20,018
	（退職給付引当金）	(19,549)
	株主資本	412,114
	資本金	20,000
	利益剰余金	392,114
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	387,114
	（うち当期純利益）	(12,476)
	合計	474,607

第58期決算公告
令和７年６月13日
埼玉県川口市柳崎２丁目19番50号
不二工芸印刷株式会社
代表取締役社長　前田　洋二
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	655,691
	固定資産	928,261
	合計	1,583,953
負債及び純資産の部	流動負債	1,318,907
	固定負債	37,661
	株主資本	227,385
	資本金	24,000
	利益剰余金	203,385
	利益準備金	7,240
	その他利益剰余金	196,145
	（うち当期純利益）	(37,225)
	合計	1,583,953

第28期決算公告
2025年６月13日
群馬県高崎市宿大類町700番地
株式会社ビッグトレーディング
代表取締役　佐野　信介
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	120,479
	固定資産	8
	合計	120,488
負債及び純資産の部	流動負債	41,612
	株主資本	78,875
	資本金	10,000
	利益剰余金	68,875
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	66,375
	（うち当期純利益）	(11,662)
	合計	120,488

第49期決算公告　2025年６月13日
千葉県成田市大袋字並木添655番地
ハイテックケミ株式会社
代表取締役　早川　英樹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,157
	固定資産	6,861
	合計	11,018
負債及び純資産の部	流動負債	990
	固定負債	814
	株主資本	8,512
	資本金	300
	利益剰余金	8,212
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	8,137
	（うち当期純利益）	(139)
	評価・換算差額等	702
	合計	11,018

第79期決算公告
2025年６月13日
埼玉県上尾市谷津２丁目１番１号
昭産開発株式会社
代表取締役社長　吉橋　毅
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	64
	固定資産	2,650
	合計	2,714
負債及び純資産の部	流動負債	1,284
	固定負債	405
	株主資本	1,025
	資本金	101
	利益剰余金	924
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	921
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	2,714

第２期決算公告　令和７年４月18日
埼玉県さいたま市中央区新都心７番地２
ＦＳＶＡＰ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役社長　小木曽克明
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	5,251
	固定資産	12,096
	合計	17,348
負債及び純資産の部	流動負債	7,029
	固定負債	510
	退職給付引当金	510
	株主資本	9,808
	資本金	500
	資本剰余金	10,333
	資本準備金	10,333
	利益剰余金	△1,025
	その他利益剰余金	△1,025
	（うち当期純損失）	(1,025)
	合計	17,348

第９期決算公告　令和７年６月13日
東京都中央区日本橋浜町一丁目９番12号
株式会社大山
代表取締役　平木　正人
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,121,162
	固定資産	944,902
	合計	13,066,064
負債及び純資産の部	流動負債	8,209,611
	固定負債	600,200
	株主資本	4,256,252
	資本金	57,000
	資本剰余金	1,504,386
	利益剰余金	2,694,865
	その他利益剰余金	2,694,865
	（うち当期純利益）	(882,976)
	合計	13,066,064

第49期決算公告
2025年６月13日
東京都中央区日本橋人形町三丁目10番４号
ユーキテクノサービス株式会社
代表取締役　草野　正浩
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	90,342
	固定資産	11,608
	資産合計	101,950
負債及び純資産の部	流動負債	21,992
	固定負債	20,372
	株主資本	59,585
	資本金	20,000
	利益剰余金	39,585
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	34,585
	（うち当期純損失）	(1,297)
	負債・純資産合計	101,950

第53期決算公告
令和７年６月13日
千葉県船橋市西浦二丁目17番１号
若潮建設株式会社
代表取締役　髙橋　力
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	461,415
	固定資産	1,314
	資産合計	462,730
負債及び純資産の部	流動負債	131,997
	（賞与引当金）	(2,042)
	株主資本	330,732
	資本金	20,000
	利益剰余金	310,732
	利益準備金	3,734
	その他利益剰余金	3,100
	（うち当期純利益）	(46,311)
	負債・純資産合計	462,730

第21期決算公告
令和７年６月13日
東京都杉並区荻窪四丁目８番13号
株式会社エスコＳＤ
代表取締役　坂田　進
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	150,108
	固定資産	2,223
	資産合計	152,331
負債及び純資産の部	流動負債	31,745
	株主資本	120,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	110,586
	その他利益剰余金	110,586
	（うち当期純利益）	(18,742)
	負債・純資産合計	152,331

決算公告
令和７年６月13日
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町101
アーバンネット四条烏丸ビル６階・７階
Omnipresent Consulting Japan株式会社
代表取締役　グンサー・アイジンガー
貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,395,630
	固定資産	967,580
	資産合計	2,363,210
負債及び純資産の部	流動負債	2,256,000
	株主資本	107,210
	資本金	1,000
	利益剰余金	106,210
	その他利益剰余金	106,210
	（うち当期純損失）	(290,124)
	負債・純資産合計	2,363,210

第９期決算公告　令和７年６月13日
東京都中野区中央三丁目１番４号
株式会社ネサンス
代表取締役　平木　正人
貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	66,442
	固定資産	240
	合計	66,683
負債及び純資産の部	流動負債	17,604
	固定負債	36,216
	株主資本	12,863
	資本金	20,000
	資本剰余金	42,726
	利益剰余金	△49,863
	その他利益剰余金	△49,863
	（うち当期純損失）	(5,276)
	合計	66,683

第37期決算公告　令和７年５月23日
東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社ニューズベース
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,263,599
	固定資産	704,383
	資産合計	**1,967,982**
負純資産債及のび部	流動負債	1,200,480
	賞与引当金	40,252
	固定負債	150,290
	株主資本	617,212
	資本金	40,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	567,212
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	557,212
	（うち当期純利益）	(83,975)
	負債・純資産合計	**1,967,982**

第73期決算公告　令和７年２月26日
東京都杉並区荻窪４－８－13
坂田電機株式会社
取締役社長　坂田　　進
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,010,707
	固定資産	997,144
	繰延資産	444
	資産合計	**2,008,295**
負純資産債及のび部	流動負債	417,238
	固定負債	547,021
	株主資本	1,044,036
	資本金	90,000
	利益剰余金	1,161,817
	利益準備金	90,000
	その他利益剰余金	1,071,817
	（うち当期純損失）	(82,021)
	自己株式	△207,781
	負債・純資産合計	**2,008,295**

第32期決算公告　令和７年６月13日
東京都千代田区神田司町２－２－７
信幸建設株式会社
代表取締役社長　佐藤　　隆
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,174,358
	固定資産	904,547
	合計	**10,078,906**
負純資産債及のび部	流動負債	3,935,670
	固定負債	533,195
	株主資本	5,610,040
	資本金	50,000
	利益剰余金	5,560,040
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	5,547,540
	（うち当期純利益）	(589,624)
	評価・換算差額等	—
	合計	**10,078,906**

第10期決算公告
2025年６月13日
東京都千代田区西神田三丁目２番１号
三井物産・イデラパートナーズ株式会社
代表取締役社長　菅沼　通夫
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,074,211
	固定資産	61,260
	資産合計	**1,135,472**
負純資産債及のび部	流動負債	195,684
	賞与引当金	24,866
	株主資本	939,788
	資本金	200,000
	資本剰余金	190,000
	資本準備金	190,000
	利益剰余金	549,788
	その他利益剰余金	549,788
	（うち当期純利益）	(473,610)
	負債・純資産合計	**1,135,472**

第35期決算公告　令和７年５月27日
東京都渋谷区渋谷２丁目10番13号
極東警備保障株式会社
代表取締役　村谷　彰俊
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	505,290
	固定資産	66,199
	資産合計	**571,489**
負純資産債及のび部	流動負債	170,687
	固定負債	26,655
	株主資本	374,147
	資本金	70,000
	資本剰余金	7,602
	資本準備金	7,602
	利益剰余金	296,545
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	286,545
	（うち当期純利益）	(38,335)
	負債・純資産合計	**571,489**

第３期決算公告
令和７年５月23日
東京都中央区銀座七丁目16番12号
株式会社ＨＩＫＥ
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	119,691
	固定資産	436
	資産合計	**120,128**
負純資産債及のび部	流動負債	56,246
	賞与引当金	1,293
	その他	54,953
	株主資本	63,881
	資本金	20,000
	利益剰余金	43,881
	その他利益剰余金	43,881
	（うち当期純利益）	(38,118)
	負債・純資産合計	**120,128**

第７期決算公告　令和７年６月13日
東京都中央区新川一丁目25番９号
中村鋼材株式会社
代表取締役社長　杉戸　修一
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,933,352
	固定資産	102,622
	合計	**3,035,975**
負純資産債及のび部	流動負債	2,858,313
	固定負債	46,993
	株主資本	130,714
	資本金	40,000
	利益剰余金	90,714
	その他利益剰余金	90,714
	（うち当期純利益）	(29,248)
	評価・換算差額等	△46
	その他有価証券評価差額金	△46
	合計	**3,035,975**

第36期決算公告
令和７年６月13日
東京都府中市府中町一丁目14番地１
ニシフミート株式会社
代表取締役社長　北田　立峰
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	872,345
	固定資産	34,084
	合計	**906,429**
負純資産債及のび部	流動負債	621,819
	固定負債	31,041
	株主資本	253,569
	資本金	90,083
	利益剰余金	163,485
	利益準備金	18,266
	その他利益剰余金	145,219
	（うち当期純利益）	(49,036)
	合計	**906,429**

第50期決算公告　令和７年６月13日
東京都品川区東品川４丁目12番４号
株式会社ニトムズ
代表取締役社長　右近　敦嗣
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,664,299
	固定資産	3,895,005
	資産合計	**15,559,304**
負純資産債及のび部	流動負債	4,697,454
	固定負債	2,006,791
	株主資本	8,855,059
	資本金	160,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	8,495,059
	利益準備金	71,630
	その他利益剰余金	8,423,429
	（うち当期純利益）	(1,008,628)
	負債・純資産合計	**15,559,304**

第８期決算公告　令和７年６月13日
東京都港区新橋一丁目18番16号
株式会社ＦＭサポート21
代表取締役社長　児島　一裕
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	719,092
	固定資産	44,866
	合計	**763,959**
負純資産債及のび部	流動負債	287,145
	（うち賞与引当金）	(49,102)
	株主資本	476,814
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	426,814
	その他利益剰余金	426,814
	（うち当期純利益）	(136,882)
	合計	**763,959**

第２期決算公告　令和７年５月21日
東京都千代田区神田淡路町２丁目101番地
株式会社ＮＳＤワンピース
代表取締役社長　三池真優子
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	252,597
	固定資産	4,856
	合計	**257,453**
負純資産債及のび部	流動負債	43,825
	固定負債	10,428
	株主資本	203,199
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	3,199
	その他利益剰余金	3,199
	（うち当期純利益）	(6,034)
	合計	**257,453**

第56期決算公告　令和７年６月13日
東京都新宿区四谷一丁目６番１号
新研産業株式会社
代表取締役社長　中村　一知
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,855
	固定資産	179,216
	資産合計	**250,071**
負純資産債及のび部	流動負債	28,972
	固定負債	6,328
	負債合計	**35,300**
	株主資本	214,771
	資本金	10,000
	利益剰余金	204,771
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	202,271
	（うち当期純損失）	(50,126)
	純資産合計	**214,771**
	負債・純資産合計	**250,071**

第71期決算公告　令和７年６月13日
東京都中央区日本橋室町四丁目６番２号
泉メタル株式会社
代表取締役　西村　基
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,211,617
	固定資産	1,082,713
	合計	5,294,331
負債及び純資産の部	流動負債	4,177,342
	固定負債	94,629
	株主資本	1,022,389
	資本金	98,800
	資本剰余金	60,800
	利益剰余金	862,789
	利益準備金	8,550
	その他利益剰余金	854,239
	（うち当期純利益）	(9,559)
	評価・換算差額等	△30
	合計	5,294,331

第52期決算公告　令和７年６月13日
東京都板橋区中丸町43番８号
株式会社八光社
代表取締役　上原　秀明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	830,963
	固定資産	428,112
	合計	1,259,076
負債及び純資産の部	流動負債	239,592
	株主資本	1,019,483
	資本金	30,000
	資本剰余金	2,000
	その他資本剰余金	2,000
	利益剰余金	987,483
	利益準備金	8,800
	その他利益剰余金	978,683
	（うち当期純利益）	(167,746)
	合計	1,259,076

第５期決算公告
令和７年６月13日
東京都港区新橋一丁目18番16号
ヒガシオフィスサービス株式会社
代表取締役社長　角野　公史
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,829,209
	固定資産	76,551
	合計	2,905,761
負債及び純資産の部	流動負債	1,594,896
	（うち賞与引当金）	(38,761)
	株主資本	1,310,864
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,290,864
	その他利益剰余金	1,290,864
	（うち当期純利益）	(384,454)
	合計	2,905,761

第60期決算公告　令和７年６月13日
東京都千代田区麹町４丁目８番地
ニップンソリューション株式会社
代表取締役社長　大西　正浩
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	704,004
	固定資産	1,005,975
	合計	1,709,979
負債及び純資産の部	流動負債	200,366
	固定負債	29,840
	株主資本	1,479,773
	資本金	55,700
	資本剰余金	277,315
	資本準備金	277,315
	利益剰余金	1,146,758
	利益準備金	5,550
	その他利益剰余金	1,141,208
	（うち当期純利益）	(180,376)
	合計	1,709,979

第18期決算公告　令和７年６月13日
東京都千代田区神田錦町一丁目１番
アルフレッサ システム株式会社
代表取締役社長　佐野　愛彦
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,755
	固定資産	8,671
	資産合計	10,426
負債及び純資産の部	流動負債	3,816
	固定負債	6,046
	株主資本	563
	資本金	150
	資本剰余金	150
	（資本準備金）	(150)
	利益剰余金	263
	（その他利益剰余金）	(263)
	（うち当期純利益）	(33)
	負債・純資産合計	10,426

第10期決算公告　令和７年６月12日
東京都新宿区余丁町10番10号
日本地球観測衛星サービス株式会社
代表取締役　堀内　康男
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	299
	固定資産	26
	合計	325
負債及び純資産の部	流動負債	376
	株主資本	△51
	資本金	45
	資本剰余金	45
	資本準備金	45
	利益剰余金	△141
	その他利益剰余金	△141
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	325

第２期決算公告　令和７年５月21日
東京都江東区豊洲二丁目２番１号
豊洲ベイサイドクロスタワー
Laser Digital Japan株式会社
代表取締役　工藤　秀明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	278,863
	固定資産	13,551
	資産合計	292,414
負債及び純資産の部	流動負債	21,353
	固定負債	69,347
	株主資本	201,713
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	11,713
	その他利益剰余金	11,713
	（うち当期純利益）	(38,927)
	負債・純資産合計	292,414

第５期決算公告　令和７年６月13日
東京都豊島区南池袋１丁目16番15号
株式会社西武メディア・コミュニケーションズ
代表取締役　田中　雅樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	831,844
	固定資産	161,573
	資産合計	993,418
負債及び純資産の部	流動負債	2,314,600
	固定負債	58,600
	株主資本	△1,379,781
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△1,579,781
	その他利益剰余金	△1,579,781
	（うち当期純損失）	(249,151)
	負債・純資産合計	993,418

第22期決算公告　令和７年６月13日
東京都渋谷区恵比寿一丁目19番23号
株式会社ＪＴＥ
代表取締役社長　久住　孝明
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,625,738
	固定資産	263,817
	合計	3,889,555
負債及び純資産の部	流動負債	2,326,177
	固定負債	169,206
	株主資本	1,394,172
	資本金	30,000
	資本剰余金	342,560
	資本準備金	322,560
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,021,612
	その他利益剰余金	1,021,612
	（うち当期純利益）	(194,487)
	合計	3,889,555

第29期決算公告　2025年５月29日
神奈川県横浜市中区太田町６丁目87番地
株式会社エスビーエス
代表取締役　豊田　勝利
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	942,422
	固定資産	24,465
	資産合計	966,888
負債及び純資産の部	流動負債	112,661
	負債合計	112,661
	株主資本	854,227
	資本金	15,000
	利益剰余金	839,227
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	837,727
	（うち当期純利益）	(46,488)
	純資産合計	854,227
	負債・純資産合計	966,888

第36期決算公告　2025年６月13日
札幌市北十条西三丁目９－２
ＴＨＥ　ＰＬＡＣＥ　ＳＡＰＰＯＲＯ
株式会社ＮＴＴデータ北海道
代表取締役社長　植村　隆弘
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,262,515
	固定資産	1,667,195
	合計	4,929,710
負債及び純資産の部	流動負債	1,517,521
	固定負債	1,435,301
	株主資本	1,976,887
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,876,887
	（利益準備金）	(25,000)
	（その他利益剰余金）	(1,851,887)
	（うち当期純利益）	(807,656)
	合計	4,929,710

第39期決算公告　令和７年６月12日
東京都港区芝公園二丁目４番１号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ビジネスブレインズ
代表取締役　時吉　誠
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,913,968
	固定資産	963,042
	合計	3,877,011
負債及び純資産の部	流動負債	953,528
	固定負債	704,493
	株主資本	2,218,989
	資本金	70,000
	利益剰余金	2,148,989
	（利益準備金）	(17,500)
	（その他利益剰余金）	(2,131,489)
	（うち当期純利益）	(263,077)
	合計	3,877,011

第59期決算公告　令和７年６月６日
横浜市中区相生町六丁目104番地
横浜通商株式会社
代表取締役社長　高田　俊道
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,205,330
	固定資産	25,237
	合計	3,230,567
負純資産及のび部	流動負債	1,028,107
	固定負債	12,235
	株主資本	2,191,017
	資本金	251,000
	利益剰余金	1,940,017
	利益準備金	62,750
	その他利益剰余金	1,877,267
	（うち当期純利益）	(58,040)
	評価・換算差額等	△ 792
	繰延ヘッジ損益	△ 792
	合計	3,230,567

第43期決算公告
令和７年５月27日
神奈川県海老名市上郷四丁目３番１号
株式会社ＩＪＴＴサービス
代表取締役　中村　宏樹
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	312,192
	固定資産	11,323
	合計	323,516
負純資産及のび部	流動負債	98,339
	株主資本	225,177
	資本金	20,000
	利益剰余金	205,177
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	200,177
	（うち当期純損失）	(1,447)
	合計	323,516

第52期決算公告
令和７年５月28日
神奈川県座間市相武台一丁目６番３号
株式会社伸和電設
代表取締役　富永　守
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,714
	固定資産	114,877
	合計	242,591
負純資産及のび部	流動負債	26,370
	固定負債	47,704
	株主資本	168,517
	資本金	20,000
	利益剰余金	148,517
	利益準備金	2,550
	その他利益剰余金	145,967
	（うち当期純利益）	(1,783)
	合計	242,591

第48期決算公告　令和７年６月13日
長野県長野市南長野妻科962番地
ブライト信州株式会社
代表取締役社長　有吉　眞
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,747,212
	固定資産	3,413,726
	繰延資産	2,959
	合計	5,163,897
負純資産及のび部	流動負債	370,547
	固定負債	4,627,680
	株主資本	165,670
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	135,670
	利益準備金	780
	その他利益剰余金	134,890
	（うち当期純利益）	(29,239)
	合計	5,163,897

第18期決算公告　令和７年６月13日
富山県高岡市福岡町福岡新220番地
ジャパンパイル富士コン株式会社
代表取締役　酒井　志行
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,121
	固定資産	3,850
	資産合計	312,971
負純資産及のび部	流動負債	92,494
	（賞与引当金）	(5,259)
	固定負債	2,235
	退職給付引当金	2,235
	株主資本	218,242
	資本金	30,000
	利益剰余金	188,242
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	180,742
	（うち当期純損失）	(41,930)
	負債・純資産合計	312,971

第25期決算公告　2025年６月13日
横浜市都筑区佐江戸町600番地
パナソニックＩＴＳ株式会社
代表取締役　田邉孝由樹
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,361
	固定資産	712
	（有形固定資産）	(113)
	（無形固定資産）	(61)
	（リース資産）	(99)
	（投資その他の資産）	(438)
	合計	7,074
負純資産及のび部	流動負債	4,456
	固定負債	86
	株主資本	2,531
	資本金	350
	利益剰余金	2,181
	（うち当期純利益）	(957)
	合計	7,074

第77期決算公告
令和７年６月13日
静岡県磐田市高木1550番地１
天龍産業株式会社
代表取締役社長　田原　進人
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,018,791
	固定資産	1,988,689
	合計	3,007,481
負純資産及のび部	流動負債	227,845
	固定負債	1,027,968
	株主資本	1,419,635
	資本金	22,500
	利益剰余金	1,397,135
	利益準備金	5,625
	その他利益剰余金	1,391,510
	（うち当期純利益）	(39,615)
	評価・換算差額等	332,032
	合計	3,007,481

第12期決算公告
令和７年６月13日
岐阜市茜部寺屋敷２丁目72番地１
株式会社岐阜県電気工事協力会
代表取締役　土屋　勤
貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	206,380
	固定資産	0
	合計	206,380
負純資産及のび部	流動負債	152,980
	株主資本	53,400
	資本金	5,000
	利益剰余金	48,400
	その他利益剰余金	48,400
	（うち当期純利益）	(3,904)
	合計	206,380

第60期決算公告
令和７年６月13日
岐阜県可児市兼山1139番地の１
美濃東久株式会社
代表取締役　齋藤　克也
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	945
	固定資産	1,156
	合計	2,101
負純資産及のび部	流動負債	478
	固定負債	317
	株主資本	1,306
	資本金	18
	利益剰余金	1,288
	利益準備金	4
	その他利益剰余金	1,284
	（うち当期純利益）	(106)
	合計	2,101

第11期決算公告
令和７年６月12日
名古屋市千種区内山三丁目30番９号
ｅ一暮らし株式会社
代表取締役　鈴木　健一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,370
	固定資産	2,650
	資産合計	174,021
負純資産及のび部	流動負債	28,446
	株主資本	145,575
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	45,575
	その他利益剰余金	45,575
	（うち当期純利益）	(1,857)
	負債・純資産合計	174,021

第23期決算公告
令和７年６月13日
名古屋市北区志賀町二丁目70番地
ビジネスピープル株式会社
代表取締役社長　南　元
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	460,446
	固定資産	22,632
	合計	483,078
負純資産及のび部	流動負債	190,971
	固定負債	0
	株主資本	292,107
	資本金	95,000
	利益剰余金	197,107
	利益準備金	6,555
	その他利益剰余金	190,552
	（うち当期純利益）	(14,846)
	合計	483,078

第10期決算公告　令和７年６月13日
静岡県函南町塚本887番地の１
いずもんかんなみパートナーズ株式会社
代表取締役　河田　亮一
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	206,628
	固定資産	424,673
	長期売掛金	424,673
	資産合計	631,301
負純資産及のび部	流動負債	115,545
	固定負債	477,295
	株主資本	38,461
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	利益剰余金	28,461
	その他利益剰余金	28,461
	（うち当期純利益）	(5,075)
	負債・純資産合計	631,301

第32期決算公告　令和７年６月13日
名古屋市中川区昭和橋通五丁目50番地
株式会社スーパージャンボ
代表取締役　小山　幸弘
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	699,645
	固定資産	382,597
	合計	1,082,242
負債及び純資産の部	流動負債	48,670
	賞与引当金	2,451
	固定負債	15,930
	退職給与引当金	7,190
	株主資本	1,017,641
	資本金	10,000
	資本剰余金	1,021,612
	利益剰余金	△13,971
	その他利益剰余金	△13,971
	（うち当期純損失）	(1,236)
	合計	1,082,242

第10期決算公告
令和７年６月13日
名古屋市中区錦一丁目16番20号
岡谷ビジネスサポート株式会社
代表取締役社長　岩澤　浩平
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	50,611
	固定資産	37,085
	合計	87,697
負債及び純資産の部	流動負債	28,888
	固定負債	7,299
	株主資本	51,509
	資本金	20,000
	利益剰余金	31,509
	利益準備金	3,320
	その他利益剰余金	28,189
	（うち当期純利益）	(14,270)
	合計	87,697

第27期決算公告
令和７年６月13日
名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号
岡谷薄板販売株式会社
代表取締役社長　藤井　秀和
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,798,347
	固定資産	63,906
	合計	2,862,254
負債及び純資産の部	流動負債	2,203,488
	固定負債	31,555
	株主資本	627,210
	資本金	90,000
	利益剰余金	537,210
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	514,710
	（うち当期純利益）	(7,684)
	合計	2,862,254

第53期決算公告　2025年６月13日
滋賀県栗東市下鈎伊関140番地１
日清食品パックス株式会社
代表取締役　岩井　章
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,695,024
	固定資産	1,976,505
	合計	8,671,529
負債及び純資産の部	流動負債	4,995,676
	固定負債	19,200
	株主資本	3,656,653
	資本金	100,000
	資本剰余金	350,000
	資本準備金	350,000
	利益剰余金	3,206,653
	利益準備金	112,500
	その他利益剰余金	3,094,153
	（うち当期純利益）	(172,052)
	合計	8,671,529

第27期決算公告
2025年６月13日
愛知県尾張旭市晴丘町池上１番地
日立ターミナルメカトロニクス株式会社
代表取締役取締役社長　鈴木　勝博
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,606
	固定資産	395
	合計	3,001
負債及び純資産の部	流動負債	981
	固定負債	126
	株主資本	1,893
	資本金	50
	利益剰余金	1,843
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	1,830
	（うち当期純利益）	(87)
	合計	3,001

第21期決算公告　2025年５月20日
愛知県岡崎市鴨田町字辻11番５
デラパートＢ
名古屋第一物流株式会社
代表取締役社長　石川　俊一
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	437,779
	固定資産	26,808
	合計	464,587
負債及び純資産の部	流動負債	173,028
	固定負債	4,043
	株主資本	287,516
	資本金	50,000
	利益剰余金	237,516
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	225,016
	（うち当期純利益）	(62,377)
	合計	464,587

第75期決算公告　令和７年６月12日
京都府久世郡久御山町市田一の坪28番地の１
株式会社椿本スプロケット
代表取締役　鶴薗　隆規
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,429,482
	固定資産	1,483,183
	合計	4,912,665
負債及び純資産の部	流動負債	1,057,090
	固定負債	392,427
	株主資本	3,456,148
	資本金	126,000
	利益剰余金	3,330,148
	利益準備金	31,500
	その他利益剰余金	3,298,648
	（うち当期純利益）	(331,286)
	評価・換算差額等	7,000
	合計	4,912,665

第39期決算公告　令和７年６月12日
京都市南区吉祥院大河原町１番地
京都エレックス株式会社
代表取締役社長　留河　悟
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,834,376
	固定資産	516,140
	資産合計	2,350,517
負債及び純資産の部	流動負債	841,077
	賞与引当金	8,336
	固定負債	119,950
	退職給付引当金	23,950
	株主資本	1,389,489
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,309,489
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,289,489
	（うち当期純利益）	(10,694)
	負債・純資産合計	2,350,517

第24期決算公告
令和７年６月13日
京都市中京区御池通東洞院西入笹屋町435
株式会社ＳＣＲＥＥＮシステムサービス
代表取締役社長　長野　茂樹
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	828,160
	固定資産	190,853
	合計	1,019,014
負債及び純資産の部	流動負債	390,804
	固定負債	32,082
	株主資本	596,127
	資本金	60,000
	利益剰余金	536,127
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	521,127
	（うち当期純利益）	(149,583)
	合計	1,019,014

第27期決算公告
2025年６月13日
大阪市北区堂島１丁目６番20号
堂島アバンザ管理株式会社
代表取締役社長　前田　晃宏
貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,423
	固定資産	15,520
	合計	34,943
負債及び純資産の部	流動負債	6,573
	固定負債	15,854
	（うち退職給付引当金）	(5,854)
	株主資本	12,515
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,515
	その他利益剰余金	2,515
	（うち当期純利益）	(80)
	合計	34,943

第75期決算公告　令和７年６月13日
大阪市中央区北久宝寺町２丁目５番７号
松竹芸能株式会社
代表取締役社長　山中　正博
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	313,355
	固定資産	33,928
	合計	347,283
負債及び純資産の部	流動負債	271,453
	固定負債	68,340
	株主資本	7,490
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	30,000
	利益剰余金	△ 122,509
	利益準備金	29,869
	その他利益剰余金	△ 152,378
	（うち当期純損失）	(31,411)
	合計	347,283

第60期決算公告　令和７年６月12日
京都市南区上鳥羽鉾立町11番地１
任天堂株式会社内
福栄株式会社
代表取締役　村上　元
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	370,428
	固定資産	1,341
	資産合計	371,769
負債及び純資産の部	流動負債	10,845
	（うち賞与引当金）	(2,456)
	株主資本	360,923
	資本金	10,000
	利益剰余金	350,923
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	348,423
	（うち当期純利益）	(24,448)
	負債・純資産合計	371,769

第５期決算公告

2025年５月21日
大阪市淀川区西宮原二丁目６番64号
ＩＤＥＣセールスサポート株式会社
代表取締役　鹿子沢悟史

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	370,313
	固定資産	91,698
	合計	462,011
負債及び純資産の部	流動負債	283,180
	固定負債	33,201
	株主資本	145,629
	資本金	100,000
	利益剰余金	45,629
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	20,629
	（うち当期純利益）	(454)
	合計	462,011

第44期決算公告

令和７年５月20日
大阪市北区大淀中１丁目１番30号
ディーエス商事株式会社
代表取締役　松尾威一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	780,158
	固定資産	8,535
	合計	788,693
負債及び純資産の部	流動負債	225,858
	固定負債	10,451
	株主資本	552,383
	資本金	10,000
	資本剰余金	20,000
	その他資本剰余金	20,000
	利益剰余金	522,383
	利益準備金	3,700
	その他利益剰余金	518,683
	（うち当期純利益）	(87,397)
	合計	788,693

第37期決算公告

令和７年６月13日
大阪市西淀川区御幣島２丁目12番24号
大阪メディア・サービス株式会社
代表取締役社長　下村　富久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	641,289
	固定資産	26,262
	合計	667,552
負債及び純資産の部	流動負債	76,914
	固定負債	—
	株主資本	590,637
	資本金	10,000
	利益剰余金	580,637
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	578,137
	（うち当期純利益）	(17,820)
	合計	667,552

第２期決算公告

令和７年５月19日
大阪府高槻市塚原６丁目30番19号
株式会社
ソーシャル・デザイナーズ・ベース
代表取締役社長　日下部貴彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,130
	固定資産	190
	資産合計	15,320
負債及び純資産の部	流動負債	4,325
	負債合計	4,325
	株主資本	10,995
	資本金	3,000
	利益剰余金	7,995
	その他利益剰余金	7,995
	（うち当期純利益）	(7,851)
	純資産合計	10,995
	負債・純資産合計	15,320

第50期決算公告

令和７年５月15日
大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス
ダイキン福祉サービス株式会社
取締役社長　飯田　敏之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,096,742
	固定資産	138,575
	合計	3,235,317
負債及び純資産の部	流動負債	1,954,908
	固定負債	309,585
	株主資本	970,823
	資本金	10,000
	利益剰余金	960,823
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	958,323
	（うち当期純利益）	(152,394)
	合計	3,235,317

第28期決算公告

2025年５月22日
大阪市中央区本町３丁目６番４号
ガス保安検査株式会社
代表取締役社長　菅谷　英仁

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	996,147
	固定資産	137,369
	合計	1,133,516
負債及び純資産の部	流動負債	505,405
	固定負債	122,081
	株主資本	504,923
	資本金	30,000
	利益剰余金	474,923
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	467,423
	（うち当期純利益）	(88,909)
	評価・換算差額等	1,106
	有価証券評価差額金	1,106
	合計	1,133,516

第78期決算公告

令和７年６月12日
大阪市北区堂島浜二丁目２番８号
オムロン関西制御機器株式会社
代表取締役　石山　信博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,390,095
	固定資産	263,535
	合計	5,653,630
負債及び純資産の部	流動負債	2,057,376
	固定負債	384,877
	株主資本	3,211,377
	資本金	310,000
	資本剰余金	209
	利益剰余金	2,901,167
	利益準備金	77,290
	その他利益剰余金	2,823,877
	（うち当期純利益）	(304,292)
	合計	5,653,630

第45期決算公告

2025年５月19日
大阪市中央区平野町２丁目３番７号
株式会社キンセイセラミックス
代表取締役　藤川　宗哲

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	249
	固定資産	133
	資産合計	382
負債及び純資産の部	流動負債	43
	固定負債	4
	株主資本	335
	資本金	80
	利益剰余金	255
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	241
	（うち当期純利益）	(19)
	負債・純資産合計	382

第８期決算公告

令和７年６月13日
大阪市中央区内久宝寺町三丁目１番９号
株式会社トランスポート21
代表取締役社長　山中　教嗣

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	88,072
	固定資産	72,385
	合計	160,458
負債及び純資産の部	流動負債	118,019
	（うち賞与引当金）	(12,290)
	固定負債	57,589
	株主資本	△ 15,150
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 25,150
	その他利益剰余金	△ 25,150
	（うち当期純利益）	(7,080)
	合計	160,458

第54期決算公告

令和７年５月19日
奈良県桜井市大字戒重115番地
いわれ産業株式会社
代表取締役　西垣　泰幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,981
	固定資産	221,963
	合計	250,944
負債及び純資産の部	流動負債	296
	株主資本	250,648
	資本金	95,000
	資本剰余金	148,625
	利益剰余金	46,767
	利益準備金	246
	その他利益剰余金	46,521
	（うち当期純利益）	(2,492)
	自己株式	△ 39,744
	合計	250,944

第５期決算公告

令和７年６月13日
大阪市中央区久太郎町一丁目８番２号
小野薬品ヘルスケア株式会社
代表取締役　中井　章人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	457,587
	固定資産	68,399
	資産合計	525,986
負債及び純資産の部	流動負債	426,532
	固定負債	3,190,000
	株主資本	△3,090,546
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,100,546
	その他利益剰余金	△3,100,546
	（うち当期純損失）	(647,273)
	負債・純資産合計	525,986

第47期決算公告

令和７年６月13日
大阪市西区土佐堀一丁目３番７号
帝人エンジニアリング株式会社
代表取締役社長　志村　英治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	4,701
	固定資産	1,330
	合計	6,031
負債及び純資産の部	流動負債	981
	固定負債	338
	株主資本	4,712
	資本金	475
	資本剰余金	128
	資本準備金	128
	利益剰余金	4,109
	利益準備金	67
	その他利益剰余金	4,042
	（うち当期純利益）	(141)
	合計	6,031

第61期決算公告

令和７年６月13日
広島県福山市一文字町３番２号
株式会社協同瓦斯
代表取締役　占部　浩道

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,398,885
	固定資産	724,710
	合計	5,123,595
負債及び純資産の部	流動負債	394,928
	固定負債	113,010
	株主資本	4,615,656
	資本金	20,000
	利益剰余金	4,837,875
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	4,832,875
	（うち当期純利益）	(111,286)
	自己株式	△　242,218
	合計	5,123,595

第43期決算公告

令和７年６月12日
岡山県津山市原308番地
津山段ボール株式会社
代表取締役　塩見　博行

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	162,589
	固定資産	83,881
	合計	246,471
負債及び純資産の部	流動負債	157,618
	固定負債	3,514
	株主資本	85,338
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	65,338
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	60,338
	（うち当期純利益）	(12,167)
	合計	246,471

第37期決算公告

令和７年５月29日
島根県松江市平成町182番地42
株式会社松江ガスサービス
代表取締役　山内　政司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	81,931
	固定資産	1,267
	合計	83,199
負債及び純資産の部	流動負債	16,493
	株主資本	66,706
	資本金	10,000
	資本剰余金	4,560
	利益剰余金	80,946
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	78,446
	（うち当期純利益）	(3,434)
	自己株式	△28,800
	合計	83,199

第55期決算公告

2025年６月13日
愛媛県松山市山越三丁目15番15号
ＮＴＴ山越北ビル
株式会社テルテック四国
代表取締役社長　山本　英幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	67,189
	固定資産	5,622
	合計	72,811
負債及び純資産の部	流動負債	21,774
	固定負債	1,165
	株主資本	49,871
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,871
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	37,371
	（うち当期純利益）	(4,642)
	合計	72,811

第37期決算公告

令和７年６月13日
香川県高松市一宮町字刷塚1431番地１
株式会社ＪＡ香川県ライフサービス
代表取締役　香川　俊哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	683,335
	固定資産	40,698
	合計	724,033
負債及び純資産の部	流動負債	189,667
	固定負債	83,328
	株主資本	451,038
	資本金	95,000
	利益剰余金	356,038
	利益準備金	5,263
	その他利益剰余金	350,775
	（うち当期純利益）	(63,444)
	合計	724,033

第29期決算公告

令和７年６月13日
広島県福山市曙町３丁目23番16号
株式会社ダイエットクックサプライ
代表取締役社長　彦田　英靖

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	460
	固定資産	231
	合計	692
負債及び純資産の部	流動負債	286
	賞与引当金	10
	固定負債	1
	負債の部合計	288
	株主資本	404
	資本金	30
	利益剰余金	374
	（うち当期純利益）	(68)
	純資産の部合計	404
	合計	692

第78期決算公告

令和７年６月13日
北九州市小倉北区室町一丁目１番１号
株式会社ゼンリンプリンテックス
代表取締役社長　西村　仁哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,494
	固定資産	4,055
	合計	5,550
負債及び純資産の部	流動負債	1,188
	固定負債	156
	株主資本	4,197
	資本金	92
	利益剰余金	4,105
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	4,081
	（うち当期純利益）	(127)
	評価・換算差額等	7
	合計	5,550

第69期決算公告

令和７年５月30日
愛媛県西条市ひうち３番地31
西条道路株式会社
代表取締役　中矢　憲一

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	828,983
	固定資産	43,996
	合計	872,979
負債及び純資産の部	流動負債	85,137
	株主資本	787,841
	資本金	50,000
	利益剰余金	737,841
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	731,841
	（うち当期純利益）	(62,239)
	合計	872,979

第65期決算公告

令和７年６月13日
愛媛県松山市祝谷町一丁目５番33号
株式会社愛媛教弘
代表取締役　高橋　猛

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,343
	固定資産	13,586
	合計	80,930
負債及び純資産の部	流動負債	7,823
	固定負債	1,849
	うち退職給付引当金	947
	株主資本	71,257
	資本金	3,000
	利益剰余金	68,257
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	66,757
	（うち当期純利益）	(11,435)
	合計	80,930

第29期決算公告

令和７年６月13日
福岡市城南区長尾四丁目５番５号
株式会社ケアワーク九州
代表取締役　柳　倫明

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	101,086
	固定資産	93,085
	資産合計	194,171
負債及び純資産の部	流動負債	75,073
	固定負債	13,050
	株主資本	106,048
	資本金	5,000
	利益剰余金	101,048
	利益準備金	1,231
	その他利益剰余金	99,817
	（うち当期純利益）	(17,419)
	負債・純資産合計	194,171

第76期決算公告

2025年６月13日
北九州市戸畑区中原先の浜46―80
新日本熱学株式会社
代表取締役　室田　智

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	8,138
	固定資産	482
	資産合計	8,620
負債及び純資産の部	流動負債	2,585
	固定負債	277
	株主資本	5,722
	資本金	380
	利益剰余金	5,342
	利益準備金	95
	その他利益剰余金	5,247
	（うち当期純利益）	(1,046)
	評価・換算差額等	36
	負債・純資産合計	8,620

第88期決算公告

令和７年６月13日
福岡市東区大岳２丁目１番１号
西戸崎開発株式会社
代表取締役社長　的場　愼哉

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	455,263
	固定資産	1,769,511
	合計	2,224,775
負債及び純資産の部	流動負債	218,546
	固定負債	568,441
	株主資本	1,437,786
	資本金	36,000
	資本剰余金	118,866
	利益剰余金	1,282,920
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	1,273,920
	（うち当期純利益）	(60,665)
	合計	2,224,775

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
福岡県北九州市若松区本町３丁目11番１号
くきのうみ開発株式会社
代表取締役　川附　成壽

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,185
	固定資産	2,447,174
	合計	2,573,359
負純資債産及のび部	流動負債	27,056
	固定負債	1,420,766
	引当金	20,000
	株主資本	1,105,536
	資本金	350,000
	利益剰余金	755,536
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	752,736
	(うち当期純利益)	(43,553)
	合計	2,573,359

第 61 期決算公告

令和７年６月９日
福岡市博多区半道橋２丁目９番22号
日産部品九州販売株式会社
代表取締役社長　日野原孝夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	22,141
	固定資産	3,445
	繰延税金資産	89
	合計	25,675
負純資債産及のび部	流動負債	8,689
	固定負債	765
	株主資本	16,221
	資本金	375
	資本剰余金	123
	利益剰余金	15,723
	利益準備金	28
	その他利益剰余金	15,695
	(うち当期純利益)	(1,073)
	合計	25,675

第 54 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
福岡県大野城市東大利４丁目５番33号
株式会社エコアガスセンター
代表取締役社長　長井　一則

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	168,510
	固定資産	184,421
	合計	352,931
負純資債産及のび部	流動負債	111,911
	固定負債	115,167
	株主資本	125,853
	資本金	90,000
	利益剰余金	35,853
	その他利益剰余金	35,853
	(うち当期純利益)	(47,080)
	合計	352,931

第 35 期決算公告

令和７年６月12日
熊本県菊池市赤星字長堀1890番地
九州テイ・エス株式会社
代表取締役社長　川田　良浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,678
	固定資産	2,209
	合計	4,888
負純資債産及のび部	流動負債	486
	固定負債	0
	株主資本	4,401
	資本金	110
	利益剰余金	4,301
	利益準備金	27
	その他利益剰余金	4,274
	(うち当期純利益)	(381)
	自己株式	△10
	合計	4,888

第 9 期決算公告

令和７年６月13日
福岡市中央区西中洲６番27号
ｉＢａｎｋマーケティング株式会社
代表取締役　福田　公威

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,262,715
	固定資産	1,976,440
	資産合計	5,239,155
負純資債産及のび部	流動負債	2,850,029
	固定負債	400,000
	株主資本	1,989,126
	資本金	55,000
	資本剰余金	2,560,950
	資本準備金	2,560,950
	利益剰余金	△626,823
	その他利益剰余金	△626,823
	(うち当期純利益)	(525,106)
	負債・純資産合計	5,239,155

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
福岡県北九州市若松区本町二丁目17番１号
ベイサイドプラザ若松２Ｆ
サークルフーズ株式会社
代表取締役　後藤　幸太

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	468,915
	固定資産	159,918
	合計	628,833
負純資債産及のび部	流動負債	414,277
	(賞与引当金)	(6,930)
	固定負債	104,800
	株主資本	109,756
	資本金	3,000
	利益剰余金	106,756
	その他利益剰余金	106,756
	(うち当期純利益)	(106,756)
	合計	628,833

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
熊本県八代市新町７番３号
株式会社八代建設会館
代表取締役　藤永　勝利

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,721,318
	固定資産	42,937,900
	合計	71,659,218
負純資債産及のび部	流動負債	555,500
	株主資本	71,103,718
	資本金	50,380,000
	利益剰余金	35,302,901
	その他利益剰余金	35,302,901
	(うち当期純利益)	(3,196,741)
	自己株式	△14,579,183
	合計	71,659,218

第 55 期決算公告

2025年６月12日
熊本県熊本市北区植木町植木126番地１
北九州フィードワン販売株式会社
代表取締役　松村　光庸

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,943,663
	固定資産	35,699
	合計	1,979,363
負純資債産及のび部	流動負債	1,748,539
	(うち賞与引当金)	(11,100)
	固定負債	1,045
	株主資本	229,778
	資本金	20,000
	利益剰余金	209,778
	利益準備金	5,350
	その他利益剰余金	204,428
	(うち当期純利益)	(42,780)
	合計	1,979,363

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月９日
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼43番地２
株式会社テイエス・コーポレーション
代表取締役社長　横山　尚始

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	139,077
	固定資産	98,209
	合計	237,286
負純資債産及のび部	流動負債	76,536
	固定負債	19,009
	株主資本	141,740
	資本金	30,000
	利益剰余金	111,740
	その他利益剰余金	111,740
	(うち当期純利益)	(2,912)
	合計	237,286

第 31 期 決 算 公 告

令和７年２月26日
宮崎県宮崎市生目台西３－７－１
株式会社坂田電機宮崎研究センター
代表取締役　坂田　　進

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	29,541
	固定資産	2,352
	資産合計	31,893
負純資債産及のび部	流動負債	34,992
	負債合計	34,992
	株主資本	△3,098
	資本金	10,000
	利益剰余金	△13,099
	その他利益剰余金	△13,099
	(うち当期純利益)	(3,910)
	純資産合計	△3,099
	負債・純資産合計	31,893

第 51 期決算公告

令和７年６月12日
熊本県菊池郡菊陽町辛川666番地
株式会社マルハニチロ九州
代表取締役社長　松尾　政信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	728,548
	固定資産	1,811,771
	合計	2,540,319
負純資債産及のび部	流動負債	733,987
	固定負債	754,393
	(うち退職給付引当金)	(88,568)
	株主資本	1,051,939
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,001,939
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	989,439
	(うち当期純利益)	(113,982)
	合計	2,540,319

第 52 期決算公告

令和７年６月13日
熊本県阿蘇市一の宮町坂梨2449番地の１
熊本ＮＯＫ株式会社
代表取締役　藏原　義博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,533,534
	固定資産	1,909,868
	合計	3,443,402
負純資債産及のび部	流動負債	819,278
	固定負債	195,591
	株主資本	2,428,533
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	2,398,533
	利益準備金	2,400
	その他利益剰余金	2,396,133
	(うち当期純損失)	(134,636)
	合計	3,443,402

第 46 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

鹿児島市東開町２番５号

株式会社日天

代表取締役　鮫島　正

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,594
	固定資産	5,877
	合計	76,471
負純資産及のび部	流動負債	24,800
	固定負債	45,000
	株主資本	6,671
	資本金	45,000
	利益剰余金	△38,328
	その他利益剰余金	△38,328
	（うち当期純損失）	(1,100)
	合計	76,471

第 35 期 決 算 公 告

2025年６月13日

鹿児島市泉町３番３号

株式会社九州経済研究所

代表取締役　坂之上久之

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	554,759
	固定資産	28,391
	資産合計	583,150
負純資産及のび部	流動負債	277,987
	固定負債	18,210
	株主資本	286,953
	資本金	20,000
	利益剰余金	266,953
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	261,953
	（うち当期純利益）	(71,270)
	負債・純資産合計	583,150

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

鹿児島市唐湊四丁目４番５号

株式会社山一商会

代表取締役　吉永　勝志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	262,587
	固定資産	9,285
	合計	271,872
負純資産及のび部	流動負債	172,672
	固定負債	11,281
	株主資本	87,919
	資本金	30,000
	利益剰余金	57,919
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	50,419
	（うち当期純利益）	(18,615)
	合計	271,872

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

名古屋市中村区名駅南一丁目20番10号

一般財団法人ＦＡＲＯＳ経済研究所

代表理事　水野　孝一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,011
	合計	23,011
負味債財及産びの正部	流動負債	2,001
	負債合計	2,001
	基金	3,000
	一般正味財産	18,010
	正味財産合計	21,010
	合計	23,011

第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

神奈川県海老名市勝瀬175番地の１

一般社団法人海老名市地域公共交通協議会

代表理事　萩原　圭一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	213,691
	固定資産	3,496,281,000
	資産合計	3,496,494,691
負純資産及のび部	流動負債	213,691
	負債合計	213,691
	基本金	3,496,281,000
	利益剰余金	3,496,281,000
	その他利益剰余金	3,496,281,000
	純資産合計	3,496,281,000
	負債・純資産合計	3,496,494,691

第 51 期決算公告　令和７年５月22日

沖縄県沖縄市知花一丁目26番３号

極東警備センター株式会社

代表取締役　用田　恭裕

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	427,669
	固定資産	5,224
	資産合計	432,893
負純資産及のび部	流動負債	79,618
	株主資本	353,275
	資本金	10,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	340,275
	その他利益剰余金	340,275
	（うち当期純利益）	(52,394)
	負債・純資産合計	432,893

第４期決算公告　令和７年６月13日

千葉県船橋市高瀬町62番地５

株式会社船橋デリカサービス

代表取締役社長　高尾　亘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	326,678
	固定資産	2,532,858
	合計	2,859,536
負純資産及のび部	流動負債	511,127
	（賞与引当金）	(582)
	固定負債	3,400,000
	株主資本	△1,051,590
	資本金	98,000
	資本剰余金	98,000
	資本準備金	98,000
	利益剰余金	△1,247,590
	その他利益剰余金	△1,247,590
	（うち当期純損失）	(295,265)
	合計	2,859,536

第 35 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

福島県郡山市松木町２番25号

株式会社日本化学環境センター

代表取締役　助川　正

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	603,037
	固定資産	237,029
	資産合計	840,066
負純資産及のび部	流動負債	37,854
	固定負債	217,288
	株主資本	584,924
	資本金	10,000
	利益剰余金	574,924
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	572,424
	（うち当期純利益）	(158)
	負債・純資産合計	840,066

第 39 期決算公告　2025年５月28日

仙台市太白区郡山七丁目11番12号

東北ノーミ株式会社

代表取締役社長　嶋宮　浩栄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,522,308
	固定資産	133,014
	資産合計	1,655,322
負純資産及のび部	流動負債	290,515
	固定負債	63,979
	株主資本	1,300,828
	資本金	32,000
	利益剰余金	1,268,828
	利益準備金	8,000
	その他利益剰余金	1,260,828
	（うち当期純利益）	(105,329)
	負債・純資産合計	1,655,322

第６期決算公告　令和７年６月13日

東京都千代田区大手町一丁目４番２号

ＭＢアビエーション・アセット・インベストメント株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	327,702
	固定資産	1,003,726
	資産合計	1,331,428
負純資産及のび部	流動負債	1,391
	固定負債	2,054,338
	株主資本	△749,367
	資本金	2,500
	資本剰余金	2,500
	資本準備金	2,500
	利益剰余金	△754,367
	その他利益剰余金	△754,367
	（うち当期純損失）	(271,321)
	評価・換算差額等	25,066
	負債・純資産合計	1,331,428

第 35 期 決 算 公 告

2025年６月13日

東京都中央区築地五丁目６番10号

株式会社 ベイシス

代表取締役社長　早川　茂

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,014
	固定資産	97,647
	合計	523,661
負純資産及のび部	流動負債	136,985
	固定負債	182,392
	株主資本	204,284
	資本金	20,000
	利益剰余金	184,284
	(利益準備金)	(5,000)
	(その他利益剰余金)	(179,284)
	(うち当期純利益)	(13,346)
	合計	523,661

第 22 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

千葉県松戸市松戸新田256番地11

東葛レガシイ株式会社

代表取締役　小島　昌夫

貸借対照表の要旨

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,109
	固定資産	2,303
	合計	3,413
負純資産及のび部	流動負債	307
	固定負債	11,468
	株主資本	△8,362
	資本金	3,000
	利益剰余金	△11,362
	その他利益剰余金	△11,362
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	3,413

第 33 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社メディア総合研究所
代表取締役　二宮俊一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	408,778
	固定資産	11,269
	資産合計	**420,048**
負純資債及産のび部	流動負債	81,392
	株主資本	338,655
	資本金	100,000
	利益剰余金	251,155
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	226,155
	(うち当期純損失)	(16,443)
	自己株式	△12,500
	負債・純資産合計	**420,048**

第 67 期決算公告

令和７年５月30日
東京都文京区後楽二丁目20番16号
エスビースパイス工業株式会社
代表取締役　寺尾隆一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,253
	固定資産	4,490
	資産合計	**6,743**
負純資債及産のび部	流動負債	1,644
	固定負債	2,003
	株主資本	3,043
	資本金	32
	利益剰余金	3,011
	利益準備金	8
	その他利益剰余金	3,003
	(うち当期純利益)	(499)
	評価・換算差額等	52
	負債・純資産合計	**6,743**

第 27 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
エイエムティー・ベンチャーズ・コーポレーション
日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,894,070
	固定資産	58,370,679
	合計	**63,264,749**
負純資債及産のび部	流動負債	1,876,505
	固定負債	60,033,282
	資本金及び資本剰余金	1,396,034
	利益剰余金	△41,073
	合計	**63,264,749**

第３期決算公告

令和７年６月13日
東京都千代田区永田町二丁目11番１号
株式会社NTT Sports X
代表取締役　下沖　正博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,238,534
	固定資産	63,742
	資産合計	**2,302,277**
負純資債及産のび部	流動負債	987,528
	負債合計	**987,528**
	株主資本	1,314,748
	資本金	100,000
	資本剰余金	2,400,000
	資本準備金	2,400,000
	利益剰余金	△1,185,251
	その他利益剰余金	△1,185,251
	(うち当期純損失)	(393,752)
	純資産合計	**1,314,748**
	負債・純資産合計	**2,302,277**

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月12日
東京都港区芝二丁目３番３号
株式会社ロータス
代表取締役　高橋　道明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,408,912
	固定資産	462,957
	合計	**2,871,869**
負純資債及産のび部	流動負債	2,069,837
	固定負債	50,000
	株主資本	752,032
	資本金	100,000
	利益剰余金	652,032
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	627,032
	(うち当期純利益)	(13,132)
	合計	**2,871,869**

第８期決算公告

令和７年６月12日
東京都港区虎ノ門四丁目１番１号
ＣＴＣビジネスエキスパート株式会社
代表取締役　村川　肇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	529,534
	固定資産	113,969
	資産合計	**643,503**
負純資債及産のび部	流動負債	397,912
	賞与引当金	192,769
	役員賞与引当金	3,750
	その他流動負債	201,392
	株主資本	245,591
	資本金	100,000
	利益剰余金	145,591
	利益準備金	13,898
	その他利益剰余金	131,692
	(うち当期純利益)	(20,689)
	負債・純資産合計	**643,503**

第 15 期決算公告

2025年６月13日
東京都豊島区西池袋３丁目１番15号
ViewSend ICT株式会社
代表取締役　嗣江　建栄

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	368,503
	固定資産	100,866
	繰延資産	12,736
	合計	**482,105**
負純資債及産のび部	流動負債	87,638
	固定負債	368,644
	株主資本	△37,177
	資本金	100,000
	資本剰余金	8,631
	利益剰余金	△145,808
	繰越利益剰余金	△145,808
	(うち当期純損失)	(68,056)
	新株予約権	63,000
	合計	**482,105**

第 55 期決算公告

令和７年６月13日
東京都江東区青海一丁目１番20号
株式会社バンエイト
代表取締役社長　上園　剛生

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,189,882
	固定資産	844,410
	資産合計	**2,034,293**
負純資債及産のび部	流動負債	254,180
	固定負債	463,483
	株主資本	1,316,628
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,286,628
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	1,279,128
	(うち当期純利益)	(46,388)
	負債・純資産合計	**2,034,293**

第 23 期決算公告

令和７年６月13日
東京都小平市花小金井一丁目４番７号
東栄ホームサービス株式会社
代表取締役社長　佐藤　千尋

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,175,813
	固定資産	521,704
	資産合計	**3,697,517**
負純資債及産のび部	流動負債	796,409
	固定負債	145,433
	負債合計	**941,843**
	株主資本	2,755,674
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,705,674
	(その他利益剰余金)	(2,705,674)
	(うち当期純利益)	(324,643)
	純資産合計	**2,755,674**
	負債・純資産合計	**3,697,517**

第 54 期決算公告

2025年６月13日
東京都千代田区東神田２丁目５番12号
日化メンテナンス株式会社
代表取締役社長　近藤　宗浩

貸借対照表の要旨（2025年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,163,282
	固定資産	431,704
	合計	**3,594,987**
負純資債及産のび部	流動負債	1,135,152
	固定負債	94,344
	株主資本	2,337,061
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	2,207,061
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	2,182,061
	(うち当期純利益)	(194,136)
	評価・換算差額等	28,430
	合計	**3,594,987**

第 61 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都杉並区荻窪４丁目８番13号
株式会社レイディックコンサルタント
取締役社長　高濱　利光

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	28,136
	固定資産	694
	資産合計	**28,830**
負純資債及産のび部	流動負債	2,658
	株主資本	26,172
	資本金	15,000
	資本剰余金	14,000
	資本準備金	14,000
	利益剰余金	△2,828
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	△7,828
	(うち当期純損失)	(4,985)
	負債・純資産合計	**28,830**

第 48 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都新宿区北山伏町１番11号
株式会社エム・エイチ・エス
代表取締役　島村　英祐

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	681,605
	固定資産	42,514
	資産合計	**724,120**
負純資債及産のび部	流動負債	105,968
	固定負債	7,158
	株主資本	610,922
	資本金	10,000
	資本剰余金	150,000
	利益剰余金	450,992
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	448,492
	(うち当期純利益)	(54,982)
	負債・純資産合計	**724,120**

第37期決算公告

令和７年６月13日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
マタイ東北株式会社
代表取締役社長　井上　薫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,823
	固定資産	1,268
	資産合計	140,091
負純資債及産のび部	流動負債	36,586
	固定負債	18,880
	株主資本	83,966
	資本金	30,000
	利益剰余金	53,966
	その他利益剰余金	53,966
	（うち当期純利益）	(4,960)
	評価・換算差額等	658
	負債・純資産合計	140,091

第23期決算公告

令和７年６月13日
東京都足立区千住３丁目92番地
北千住都市開発株式会社
代表取締役　渡邊　隆仁

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	741,503
	固定資産	1,187,777
	合計	1,929,280
負純資債及産のび部	流動負債	250,647
	固定負債	1,191,860
	株主資本	486,771
	資本金	150,000
	利益剰余金	336,771
	その他利益剰余金	336,771
	（うち当期純利益）	(35,443)
	合計	1,929,280

第44期決算公告

令和７年６月13日
東京都江東区青海一丁目１番20号
株式会社共同エディット
代表取締役社長　品田　正人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,159,317
	固定資産	247,510
	合計	1,406,827
負純資債及産のび部	流動負債	280,765
	固定負債	525,219
	株主資本	600,842
	資本金	20,000
	利益剰余金	580,842
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	575,842
	（うち当期純利益）	(13,077)
	合計	1,406,827

第38期決算公告

令和７年６月13日
東京都板橋区赤塚四丁目37番８号
日章工業株式会社
代表取締役　井上　和人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	46,643
	固定資産	4,638
	合計	51,281
負純資債及産のび部	流動負債	14,272
	株主資本	37,009
	資本金	10,000
	利益剰余金	27,009
	その他利益剰余金	27,009
	合計	51,281

(注)　当期純利益　971千円

第17期決算公告

令和７年６月13日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
株式会社ヘビーデューティ・バッグ・パートナーズ
代表取締役社長　井上　薫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	111,205
	資産合計	111,205
負純資債及産のび部	流動負債	96,370
	株主資本	14,834
	資本金	10,000
	利益剰余金	4,834
	その他利益剰余金	4,834
	（うち当期純利益）	(26)
	負債・純資産合計	111,205

第24期決算公告

令和７年６月13日
東京都台東区元浅草二丁目６番７号
柳沢マタイ株式会社
代表取締役社長　谷高　新簡

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,033
	資産合計	60,033
負純資債及産のび部	流動負債	36,540
	株主資本	23,492
	資本金	10,000
	利益剰余金	13,492
	その他利益剰余金	13,492
	（うち当期純利益）	(694)
	負債・純資産合計	60,033

第47期決算公告

令和７年６月13日
東京都品川区大崎二丁目１番１号
株式会社モスクレジット
代表取締役　平山　美夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,278
	固定資産	2,886
	資産合計	4,164
負純資債及産のび部	流動負債	2,098
	（賞与引当金）	(3)
	固定負債	62
	（株式給付引当金）	(2)
	株主資本	2,004
	資本金	300
	利益剰余金	1,704
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	1,629
	（うち当期純利益）	(266)
	負債・純資産合計	4,164

第７期決算公告

令和７年６月13日
東京都豊島区東池袋四丁目23番15号
モンスターズエッグ株式会社
代表取締役　戸田　和宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,422
	固定資産	39,690
	資産合計	226,113
負純資債及産のび部	流動負債	61,358
	固定負債	41,512
	株主資本	123,243
	資本金	20,000
	資本剰余金	64,157
	資本準備金	64,157
	利益剰余金	39,085
	その他利益剰余金	39,085
	（うち当期純利益）	(17,557)
	負債・純資産合計	226,113

第36期決算公告

令和７年６月13日
東京都品川区大崎一丁目６番４号
新大崎勧業ビル
カテナレンタルシステム株式会社
代表取締役　久岡　和久

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	243
	固定資産	1,635
	繰延資産	4
	合計	1,883
負純資債及産のび部	流動負債	514
	固定負債	759
	株主資本	609
	資本金	99
	資本剰余金	30
	利益剰余金	647
	（うち当期純利益）	(13)
	自己株式	△168
	合計	1,883

第２期決算公告

令和７年６月12日
東京都江東区豊洲三丁目３番９号
株式会社ＮＴＴデータ・コーテック

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	264
	固定資産	72
	資産合計	337
負純資債及産のび部	流動負債	148
	固定負債	—
	株主資本	188
	資本金	100
	資本剰余金	100
	利益剰余金	△11
	その他利益剰余金	△11
	（うち当期純損失）	(5)
	負債・純資産合計	337

第39期決算公告

令和７年６月13日
東京都港区東新橋二丁目14番１号
株式会社バスク
代表取締役社長　佐々木信一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	672,509
	固定資産	610,611
	繰延資産	90,052
	合計	1,373,173
負純資債及産のび部	流動負債	184,118
	固定負債	278,196
	株主資本	910,859
	資本金	90,000
	利益剰余金	849,859
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	827,359
	（うち当期純利益）	(6,417)
	自己株式	△29,000
	合計	1,373,173

第14期決算公告

令和７年６月12日
東京都港区東新橋二丁目14番１号
株式会社Loco Partners
代表取締役　鷲野　宏治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	451,866
	固定資産	626,807
	資産合計	1,078,673
負純資債及産のび部	流動負債	4,689,169
	ポイント引当金	53,492
	賞与引当金	6,823
	株主資本	△3,610,495
	資本金	461,855
	資本剰余金	2,094,235
	その他資本剰余金	2,094,235
	利益剰余金	△6,166,586
	その他利益剰余金	△6,166,586
	（うち当期純損失）	(440,354)
	負債・純資産合計	1,078,673

第２期決算公告　　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

OFFEKT株式会社

代表取締役　アンドリュー・ウェルガラ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	894,244
	資産合計	894,244
負純資産及のび部	流動負債	143,053
	株主資本	751,191
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△4,248,809
	その他利益剰余金	△4,248,809
	（うち当期純損失）	(3,259,114)
	負債・純資産合計	894,244

第４期決算公告

令和７年６月12日

東京都江東区豊洲５－６－52

株式会社クリエイティブ・ラボ

代表取締役社長　岩本　　靖

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	89,778
	資産合計	89,778
負純資産及のび部	流動負債	208,563
	負債合計	208,563
	株主資本	△118,785
	資本金	10,000
	利益剰余金	△128,785
	その他利益剰余金	△128,785
	（うち当期純利益）	(2,666)
	純資産合計	△118,785
	負債・純資産合計	89,778

第72期決算公告　　令和７年６月13日

東京都中央区日本橋茅場町３丁目２番２号

三晃証券株式会社

取締役社長　古賀　伸一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,908
	固定資産	98
	資産合計	7,006
負純資産及のび部	流動負債	2,389
	固定負債	69
	特別法上の準備金	2
	株主資本	4,544
	資本金	300
	資本剰余金	336
	利益剰余金	3,908
	（うち当期純損失）	(26)
	負債・純資産合計	7,006

第２期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

アルウッドリーリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,722
	合計	2,722
負純資産及のび部	流動負債	29
	株主資本	2,693
	資本金	3,000
	利益剰余金	△307
	（その他利益剰余金）	(△307)
	合計	2,722

㈱　当期純損失　6千円

第９期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

カイトリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年11月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,114,671
	固定資産	5,594,520
	合計	13,709,191
負純資産及のび部	流動負債	1,643,958
	固定負債	12,062,620
	株主資本	2,613
	資本金	3,000
	利益剰余金	△387
	（その他利益剰余金）	(△387)
	合計	13,709,191

㈱　当期純利益　6,036千円

第108期決算公告　　令和７年６月５日

東京都江東区亀戸９丁目11番１号

東邦顔料工業株式会社

代表取締役社長　土屋　俊明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,644,852
	固定資産	45,464
	資産合計	1,690,317
負純資産及のび部	流動負債	1,381,258
	固定負債	16,963
	株主資本	292,095
	資本金	96,000
	利益剰余金	196,095
	利益準備金	16,537
	その他利益剰余金	179,558
	（うち当期純損失）	(126,033)
	負債・純資産合計	1,690,317

第８期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

シダーウッドナビゲーション株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,756,111
	固定資産	1,377,309
	合計	4,133,420
負純資産及のび部	流動負債	284,830
	固定負債	3,845,931
	株主資本	2,659
	資本金	3,000
	利益剰余金	△341
	（その他利益剰余金）	(△341)
	合計	4,133,420

㈱　当期純損失　0千円

第１期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ドレートンリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,720
	合計	2,720
負純資産及のび部	流動負債	29
	株主資本	2,691
	資本金	3,000
	利益剰余金	△309
	（その他利益剰余金）	(△309)
	合計	2,720

㈱　当期純損失　309千円

第１期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

クイーンウッドリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,720
	合計	2,720
負純資産及のび部	流動負債	29
	株主資本	2,691
	資本金	3,000
	利益剰余金	△309
	（その他利益剰余金）	(△309)
	合計	2,720

㈱　当期純損失　309千円

第41期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

ピーエアリーシング株式会社

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,065
	合計	2,065
負純資産及のび部	流動負債	70
	株主資本	1,995
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,005
	（その他利益剰余金）	(△1,005)
	合計	2,065

㈱　当期純損失　318千円

第24期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

カーンイギットリーシング株式会社

（旧商号　スカイクレイドルリーシング株式会社）

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,221
	合計	2,221
負純資産及のび部	流動負債	35
	株主資本	2,186
	資本金	3,000
	利益剰余金	△814
	（その他利益剰余金）	(△814)
	合計	2,221

㈱　当期純損失　203千円

第12期決算公告

令和７年６月13日

東京都千代田区丸の内一丁目３番２号

エンデバーリーシング株式会社

（旧商号　スクルドリーシング株式会社）

代表取締役　畝岡　　淳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,220
	合計	4,220
負純資産及のび部	流動負債	572
	株主資本	3,648
	資本金	3,000
	利益剰余金	648
	（その他利益剰余金）	(648)
	合計	4,220

㈱　当期純利益　1,001千円

決　算　公　告

令和７年６月13日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー29階
ＬＣＪ　Ｂｌｕｅ株式会社
代表取締役　清水　俊孝

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	153,207
	固定資産	4,513,715
	合計	4,666,922
負純資産及び部	流動負債	16,776
	長期負債	1,860,000
	株主資本	2,790,146
	資本金	300,005
	その他資本剰余金	2,546,255
	利益剰余金	△56,113
	（うち当期純損失）	(56,113)
	合計	4,666,922

第９期決算公告

令和７年６月13日
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー６階
株式会社Japan Asset Management
代表取締役　堀江　智生

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	265,889
	固定資産	36,604
	合計	302,493
負純資産及び部	流動負債	121,043
	株主資本	181,449
	資本金	10,000
	利益剰余金	171,449
	その他利益剰余金	171,449
	（うち当期純利益）	(82,270)
	合計	302,493

第22期決算公告

令和７年６月13日
東京都中央区日本橋大伝馬町14―17
株式会社日本ケアコミュニケーションズ
代表取締役　佐藤　浩基

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,389,193
	固定資産	366,157
	資産合計	1,755,350
負純資産及び部	流動負債	1,090,258
	賞与引当金	22,452
	役員賞与引当金	5,700
	固定負債	3,671
	株主資本	661,420
	資本金	99,000
	利益剰余金	562,420
	利益準備金	11,474
	その他利益剰余金	550,946
	（うち当期純利益）	(33,518)
	負債・純資産合計	1,755,350

第71期決算公告

令和７年６月13日
東京都台東区北上野二丁目32番２号
株式会社小島半田製造所
代表取締役　小島　昌夫

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	475
	固定資産	137
	合計	612
負純資産及び部	流動負債	266
	（賞与引当金）	(6)
	固定負債	53
	株主資本	292
	資本金	30
	利益剰余金	262
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	255
	（うち当期純損失）	(161)
	合計	612

第13期決算公告

令和７年５月26日
東京都新宿区山吹町347番地
株式会社ＥＶＥＮＴＩＦＹ
代表取締役社長　石黒　玲

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,367,745
	固定資産	1,154,678
	合計	3,522,423
負純資産及び部	流動負債	2,999,145
	固定負債	9,338
	株主資本	513,938
	資本金	225,000
	資本剰余金	228,876
	資本準備金	225,000
	その他資本剰余金	3,876
	利益剰余金	60,062
	その他利益剰余金	60,062
	（うち当期純損失）	(106,668)
	合計	3,522,423

第６期決算公告

令和７年６月13日
東京都港区赤坂二丁目14番５号
Daiwa赤坂ビル４階
Narvar Japan株式会社
代表取締役　ジェームス・エメリック

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,021,298
	固定資産	904,368
	合計	23,925,666
負純資産及び部	流動負債	18,225,816
	株主資本	5,699,850
	資本金	1
	利益剰余金	5,699,849
	その他利益剰余金	5,699,849
	（うち当期純利益）	(2,538,202)
	合計	23,925,666

第21期決算公告

令和７年６月12日
横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号
株式会社京急保険サービス
代表取締役　大石　和佳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	928,207
	固定資産	68,397
	資産合計	996,604
負純資産及び部	流動負債	229,599
	（うち引当金）	(10,092)
	固定負債	35,201
	（うち引当金）	(28,601)
	株主資本	731,802
	資本金	50,000
	利益剰余金	681,802
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	669,302
	（当期純利益）	(31,397)
	負債・純資産合計	996,604

第19期決算公告

令和７年６月13日
神奈川県平塚市四之宮一丁目12番１号
第一三共ハピネス株式会社
代表取締役　吉田　元

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	299,444
	固定資産	13,544
	繰延資産	16,047
	資産合計	329,035
負純資産及び部	流動負債	87,490
	固定負債	1,628
	株主資本	239,917
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	139,917
	その他利益剰余金	139,917
	（うち当期純利益）	(21,219)
	負債・純資産合計	329,035

第21期決算公告

令和７年６月12日
北海道釧路市新野24番地1084
釧路オートリサイクル株式会社
代表取締役　松本　裕之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	136,564
	固定資産	165,786
	合計	302,350
負純資産及び部	流動負債	130,290
	固定負債	52,373
	株主資本	119,687
	資本金	50,000
	利益剰余金	69,687
	その他利益剰余金	69,687
	（うち当期純損失）	(29,118)
	合計	302,350

第46期決算公告

2025年６月13日
静岡県三島市三好町３番27号
電業社工事株式会社
代表取締役　野村　育生

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	584,896
	固定資産	18,584
	合計	603,480
負純資産及び部	流動負債	193,526
	固定負債	6,711
	株主資本	403,243
	資本金	20,000
	利益剰余金	383,243
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	378,243
	（うち当期純利益）	(53,307)
	合計	603,480

第42期決算公告

令和７年６月12日
静岡県浜松市中央区高丘西三丁目１番５号
株式会社ベストロジ静岡
代表取締役　磯部　幸秀

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	412,347
	固定資産	36,150
	資産合計	448,497
負純資産及び部	流動負債	163,242
	固定負債	2,305
	株主資本	282,950
	資本金	10,000
	利益剰余金	272,950
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	270,450
	（うち当期純利益）	(28,651)
	負債・純資産合計	448,497

第12期決算公告

2025年６月13日
横浜市中区本町一丁目３番地
新協和海運株式会社
代表取締役社長　藤澤　昌也

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	608,552
	固定資産	70,238
	資産合計	678,790
負純資産及び部	流動負債	92,153
	賞与引当金	32,281
	固定負債	101,590
	退職給付引当金	101,590
	株主資本	485,047
	資本金	10,000
	利益剰余金	475,047
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	472,547
	（うち当期純利益）	(29,637)
	負債・純資産合計	678,790

第47期決算公告

令和７年５月29日
大分県大分市畑中２丁目８番56号
大分ノーミ株式会社
代表取締役社長　松原伸二郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	229,423,509
	固定資産	3,592,581
	資産合計	233,016,090
負債及び純資産の部	流動負債	24,577,832
	賞与引当金	4,301,766
	株主資本	208,438,258
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	198,438,258
	利益準備金	7,300,000
	その他利益剰余金	191,138,258
	（うち当期純利益）	(30,251,582)
	負債・純資産合計	233,016,090

第22期決算公告

令和７年５月29日
鳥取県米子市角盤町一丁目30番地
株式会社米子髙島屋
代表取締役　森　紳二郎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	980,789
	固定資産	2,141,538
	合計	3,122,327
負債及び純資産の部	流動負債	1,187,688
	固定負債	1,833,825
	株主資本	100,815
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,324,598
	資本準備金	1,129,150
	その他資本剰余金	195,447
	利益剰余金	△1,273,783
	その他利益剰余金	△1,273,783
	（うち当期純損失）	(157,039)
	合計	3,122,327

第9期決算公告

2025年５月23日
大阪府豊中市二葉町三丁目１番１号
株式会社ＨａｎａＶａｘ
代表取締役　沼　　徹哉

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	25,201
	固定資産	1,579
	資産合計	26,781
負債及び純資産の部	流動負債	1,393
	株主資本	25,388
	資本金	47,216
	資本剰余金	114,504
	資本準備金	31,160
	その他資本剰余金	83,344
	利益剰余金	△136,333
	繰越利益剰余金	△136,333
	（うち当期純損失）	(2,305)
	負債・純資産合計	26,781

第76期決算公告

令和７年５月22日
青森県青森市中央一丁目23番４
青森三菱電機機器販売株式会社
代表取締役社長　林　　均

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,135,263	流動負債	3,426,862
固定資産	2,410,703	固定負債	821,976
その他の資産	428,151	退職給付引当金	220,000
		固定資産将来損失引当金	30,000
		周年事業引当金	10,000
		株主資本	2,753,049
		資本金	30,000
		利益剰余金	2,723,049
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	2,715,549
		（うち当期純利益）	(57,425)
		評価・換算差額等	△27,770
資産合計	6,974,117	負債・純資産合計	6,974,117

第53期決算公告

令和７年６月13日　北海道苫小牧市大成町一丁目11番25号
苫小牧熱供給株式会社
代表取締役　榎本　卓司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
固定資産	321,853	固定負債	18,585
熱供給事業固定資産	321,147	（退職給付引当金）	(6,435)
熱供給事業外固定資産	22	流動負債	89,793
投資その他の資産	684	（賞与引当金）	(12,968)
流動資産	347,280	（役員賞与引当金）	(3,120)
繰延資産	105	負債合計	108,378
		株主資本	560,860
		資本金	320,000
		利益剰余金	240,860
		利益準備金	59,000
		その他利益剰余金	181,860
		（うち当期純利益）	(46,164)
		純資産合計	560,860
資産合計	669,238	負債・純資産合計	669,238

第35期決算公告

令和７年６月12日
茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
ＭＨＩ原子力研究開発株式会社
取締役社長　加藤　政彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,564	流動負債	747
固定資産	2,321	固定負債	1,004
有形固定資産	2,258	退職給付引当金	73
無形固定資産	11	資産除去債務他	931
投資その他の資産	51	株主資本	2,134
		資本金	400
		利益剰余金	1,734
		その他利益剰余金	1,734
		（うち当期純利益）	(115)
資産合計	3,885	負債・純資産合計	3,885

第38期決算公告

令和７年６月13日　山形県天童市石鳥居二丁目１番57号
株式会社デンソーＦＡ山形
代表取締役社長　岩崎　和俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,870	流動負債	2,119
固定資産	3,571	固定負債	443
		（退職給付引当金）	(380)
		（役員退職慰労引当金）	(53)
		株主資本	6,879
		資本金	350
		資本剰余金	3,446
		資本準備金	3,446
		利益剰余金	3,083
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	3,070
		（うち当期純利益）	(644)
資産合計	9,441	負債・純資産合計	9,441

第19期決算公告

令和７年６月12日
埼玉県蕨市中央一丁目16番８号
株式会社沖ソフトウェアエキスパートサービス
代表取締役　土橋　基行

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	248,805	流動負債	194,294
固定資産	44,261	固定負債	2,035
		役員退職慰労引当金	250
		その他	1,785
		株主資本	96,736
		資本金	30,000
		利益剰余金	66,736
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	59,236
		（うち当期純利益）	(28,459)
資産合計	293,066	負債・純資産合計	293,066

第54期決算公告

令和７年６月13日
群馬県館林市下早川田町700番地
前原興産株式会社
代表取締役社長　前原　宏之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,295,091	流動負債	15,217
固定資産	18,707,279	法人税等引当金	209
		固定負債	10,805,700
		株主資本	12,181,453
		資本金	100,000
		資本剰余金	4,292,297
		資本準備金	4,292,297
		利益剰余金	7,789,156
		利益準備金	5,812,721
		その他利益剰余金	1,976,435
		（うち当期純利益）	(708,024)
資産合計	23,002,370	負債・純資産合計	23,002,370

第 20 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都品川区大崎二丁目１番１号
株式会社モスストアカンパニー
代表取締役　木野目徹也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,400,223	流動負債	1,054,180
固定資産	177,969	（賞与引当金）	(92,279)
		固定負債	53,955
		（株式給付引当金）	(53,955)
		株主資本	2,470,056
		資本金	100,000
		資本剰余金	716,491
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	691,491
		利益剰余金	1,653,565
		その他利益剰余金	1,653,565
資産合計	3,578,192	負債・純資産合計	3,578,192

㈱　当期純損失　4,360千円

第 84 期 決 算 公 告

令和７年５月27日　東京都千代田区神田錦町三丁目17番地
ＮＳＫマイクロプレシジョン株式会社
代表取締役社長　石井　俊和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,792	流動負債	3,528
固定資産	2,330	固定負債	1,792
		株主資本	10,802
		資本金	47
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	10,750
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	10,738
		（うち当期純損失）	(2,349)
		評価・換算差額等	0
		その他有価証券評価差額金	0
資産合計	16,122	負債・純資産合計	16,122

第 88 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都足立区千住緑町一丁目18番１号
岡谷精立工業株式会社
代表取締役社長　吉田　寛

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,201,379	流動負債	286,080
固定資産	887,207	固定負債	316,230
		株主資本	2,463,104
		資本金	50,000
		資本剰余金	19,725
		資本準備金	19,725
		利益剰余金	2,393,379
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,380,879
		（うち当期純利益）	(161,531)
		評価・換算差額等	23,170
		その他有価証券評価差額金	23,170
資産合計	3,088,587	負債・純資産合計	3,088,587

第 42 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都八王子市北野町559番地６
株式会社チルディー
代表取締役　綱島　正芳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,068,516	流動負債	940,770
固定資産	880,675	固定負債	199,465
有形固定資産	801,375	負債合計	1,140,235
無形固定資産	1,726	株主資本	808,956
投資その他の資産	77,574	資本金	99,000
		利益剰余金	709,956
		利益準備金	26,888
		その他利益剰余金	683,068
		純資産合計	808,956
合計	1,949,191	合計	1,949,191

㈱　当期純利益は102,424千円です。

第 34 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都港区港南一丁目９番36号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア
代表取締役社長　林　徹

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,069,114	流動負債	3,266,267
固定資産	11,946,946	固定負債	4,408,692
		負債合計	7,674,959
		株主資本	11,341,101
		資本金	280,000
		資本剰余金	160,000
		資本準備金	160,000
		利益剰余金	10,901,101
		利益準備金	60,000
		その他利益剰余金	10,841,101
		（うち当期純利益）	(1,101,020)
		純資産合計	11,341,101
資産合計	19,016,060	負債・純資産合計	19,016,060

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都千代田区神田淡路町二丁目105番地
株式会社シェアホルダーズ・リレーションサービス
代表取締役　勝山　文成

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	567,524	流動負債	350,323
固定資産	73,773	（うち賞与引当金）	(1,859)
		株主資本	290,974
		資本金	100,000
		資本剰余金	100,000
		資本準備金	100,000
		利益剰余金	90,974
		利益準備金	8,134
		その他利益剰余金	82,840
		（うち当期純利益）	(81,865)
資産合計	641,297	負債・純資産合計	641,297

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都台東区今戸一丁目３番12号
緑邦産業株式会社
代表取締役　江口　徹雄

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	765,830	流動負債	157,936
固定資産	88,297	固定負債	33,277
		株主資本	622,544
		資本金	58,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	562,544
		利益準備金	14,500
		その他利益剰余金	548,044
		（うち当期純利益）	(268)
		評価・換算差額等	40,370
		その他有価証券評価差額金	40,370
資産合計	854,128	負債・純資産合計	854,128

第 37 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都墨田区錦糸三丁目２番１号
株式会社エルイーテック
代表取締役社長　坂田　洋一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,363	流動負債	508
固定資産	2,062	固定負債	184
有形固定資産	53	株主資本	4,769
無形固定資産	19	資本金	300
投資その他の資産	1,990	利益剰余金	4,610
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	4,535
		（うち当期純利益）	(258)
		自己株式	△140
		評価・換算差額等	△36
		その他有価証券評価差額金	△36
資産合計	5,426	負債・純資産合計	5,426

第 53 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都新宿区若松町33番８号
株式会社デイライン
代表取締役社長　岩井　浩

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,494,366	流動負債	690,873
固定資産	298,972	賞与引当金	115,627
		その他	575,245
		固定負債	208,637
		退職給付引当金	200,998
		その他	7,638
		株主資本	893,829
		資本金	72,780
		利益剰余金	821,049
		利益準備金	5,090
		その他利益剰余金	815,959
		（うち当期純利益）	（139,441）
資産合計	1,793,339	負債・純資産合計	1,793,339

第 39 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都千代田区平河町一丁目２番10号
平河町第一生命ビルディング５階
第一生命カードサービス株式会社
代表取締役社長　今村　一男

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	6,301	流動負債	5,245
固定資産	282	固定負債	46
有形固定資産	3	負債合計	5,292
無形固定資産	111	株主資本	1,291
投資その他の資産	167	資本金	175
		資本剰余金	125
		（資本準備金）	（125）
		利益剰余金	991
		（利益準備金）	（7）
		（その他利益剰余金）	（983）
		（うち当期純利益）	（57）
		純資産合計	1,291
合計	6,583	合計	6,583

第 99 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　神奈川県海老名市柏ケ谷四丁目11番１号
株式会社パブコ
代表取締役　秋山　健

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,974	流動負債	10,892
固定資産	6,430	固定負債	475
		負債合計	11,367
		株主資本	1,037
		資本金	110
		資本剰余金	790
		その他資本剰余金	790
		利益剰余金	137
		利益準備金	73
		その他利益剰余金	64
		（うち当期純利益）	（217）
		純資産合計	1,037
資産合計	12,404	負債・純資産合計	12,404

第 110 期 決 算 公 告

令和７年６月10日
川崎市川崎区東扇島38番地１
株式会社村山商店
代表取締役社長　各務　毅

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,953,707	流動負債	588,641
固定資産	1,045,428	固定負債	862,160
繰延資産	7,021	株主資本	3,555,355
		資本金	75,000
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	20,000
		利益剰余金	3,486,069
		利益準備金	18,750
		その他利益剰余金	3,467,319
		（うち当期純利益）	（315,055）
		自己株式	△25,713
資産合計	5,006,157	負債・純資産合計	5,006,157

第 48 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
山梨県甲府市上石田四丁目12番１号
株式会社パナホーム山梨
代表取締役社長　竹内　純

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,808	流動負債	425
固定資産	326	固定負債	232
有形固定資産	100	株主資本	1,477
無形固定資産	0	資本金	50
投資その他の資産	226	利益剰余金	1,427
		利益準備金	12
		別途積立金	1,505
		その他利益剰余金	△91
		（うち当期純損失）	（92）
資産合計	2,134	負債・純資産合計	2,134

第 52 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　新潟県佐渡市泉1031番地５
セコム佐渡株式会社
代表取締役　白倉　憲

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	535,143	流動負債	31,353
固定資産	115,383	賞与引当金	6,368
		固定負債	14,808
		負債合計	46,161
		株主資本	604,365
		資本金	23,500
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	12,000
		利益剰余金	568,865
		利益準備金	5,875
		その他利益剰余金	562,990
		（うち当期純利益）	（5,984）
		純資産合計	604,365
資産合計	650,527	負債・純資産合計	650,527

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　長野県松本市大字和田4010番10
キッセイコムテック株式会社
代表取締役会長　神澤　鋭二

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,861,964	流動負債	2,799,715
固定資産	4,507,252	固定負債	313,721
		株主資本	6,050,751
		資本金	334,000
		資本剰余金	126,000
		資本準備金	126,000
		利益剰余金	5,754,517
		その他利益剰余金	5,754,517
		（うち当期純利益）	（175,215）
		自己株式	△163,765
		評価・換算差額等	205,028
		その他有価証券評価差額金	205,028
資産合計	9,369,217	負債・純資産合計	9,369,217

第 40 期 決 算 公 告

令和７年３月18日　長野県塩尻市大字宗賀１番地
株式会社レゾナック・セラミックス
代表取締役　高橋　直也

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,971,878	流動負債	2,736,509
固定資産	3,937,296	賞与引当金	191,990
		その他流動負債	2,544,519
		固定負債	38,459
		退職給付引当金	38,459
		株主資本	7,134,206
		資本金	460,000
		資本剰余金	41,000
		その他資本剰余金	41,000
		利益剰余金	6,633,206
		利益準備金	115,000
		その他利益剰余金	6,518,206
		（うち当期純利益）	（1,657,303）
資産合計	9,909,174	負債・純資産合計	9,909,174

第 60 期 決 算 公 告

令和７年６月６日

静岡県浜松市中央区材木町918番地１
富士物産株式会社
代表取締役社長　渥美　誠

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,828	流動負債	2,418
固定資産	4,065	固定負債	1,614
有形固定資産	3,365	**負債合計**	**4,033**
無形固定資産	12	株主資本	1,860
投資その他の資産	687	資本金	480
繰延資産	1	利益剰余金	1,411
		利益準備金	128
		その他利益剰余金	1,283
		（うち当期純利益）	(170)
		自己株式	△31
		純資産合計	**1,860**
資産合計	**5,894**	**負債・純資産合計**	**5,894**

第 64 期 決 算 公 告

令和７年５月29日

長野県上田市常磐城３－４－１
オルガン製針株式会社
代表取締役社長　瀧本　一喜

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,061	流動負債	633
固定資産	514	固定負債	250
有形固定資産	428	**負債合計**	**883**
無形固定資産	16	株主資本	692
投資等	69	資本金	32
		資本剰余金	8
		利益剰余金	652
		その他利益剰余金	652
		（うち当期純利益）	(50)
		純資産合計	**692**
資産合計	**1,575**	**負債・純資産合計**	**1,575**

第 40 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

京都市左京区山端壱町田町14番地の１
叡山電鉄株式会社
取締役社長　豊田　秀明

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	610	流動負債	1,493
固定資産	4,134	固定負債	1,117
有形固定資産	4,093	株主資本	2,133
無形固定資産	12	資本金	250
投資その他の資産	28	利益剰余金	1,883
		その他利益剰余金	1,883
		（うち当期純利益）	(184)
資産合計	**4,745**	**負債・純資産合計**	**4,745**

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

静岡県掛川市領家1450番地
月島ジェイアクアサービス機器株式会社
代表取締役　大橋　一聡

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,978,497	流動負債	828,127
固定資産	429,040	固定負債	79,819
		株主資本	1,499,591
		資本金	30,000
		資本剰余金	55,401
		資本準備金	7,500
		その他資本剰余金	47,901
		利益剰余金	1,414,190
		利益準備金	1,200
		その他利益剰余金	1,412,990
		（うち当期純利益）	(407,799)
資産合計	**2,407,538**	**負債・純資産合計**	**2,407,538**

第 5 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　大阪府守口市京阪本通１丁目３番７号
旭東電気株式会社
代表取締役社長　澤田　康博

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,931,645	流動負債	2,773,262
固定資産	786,770	固定負債	224,201
		株主資本	722,155
		資本金	99,000
		資本剰余金	100,909
		資本準備金	14,168
		その他資本剰余金	86,741
		利益剰余金	522,246
		その他利益剰余金	522,246
		（うち当期純利益）	(61,880)
		評価・換算差額等	△ 1,203
		繰延ヘッジ損益	△ 1,203
資産合計	**3,718,415**	**負債・純資産合計**	**3,718,415**

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

大阪市西区新町一丁目27番５号
株式会社新タニガキ
代表取締役社長　谷垣　歳宏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	147,549	流動負債	541,468
固定資産	657,847	固定負債	23,350
		株主資本	227,834
		資本金	20,000
		利益剰余金	207,834
		利益準備金	713
		その他利益剰余金	207,121
		（うち当期純利益）	(2,616)
		評価・換算差額等	12,742
		その他有価証券評価差額金	12,742
資産合計	**805,396**	**負債・純資産合計**	**805,396**

第 17 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

大阪市西区江戸堀１丁目３番15号
石原テクノ株式会社
代表取締役社長　下條　正樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,752,819	流動負債	4,947,883
固定資産	362,743	固定負債	118,980
有形固定資産	296,078	株主資本	1,048,699
無形固定資産	731	資本金	100,000
投資その他の資産	65,933	資本剰余金	414,177
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	389,177
		利益剰余金	534,521
		その他利益剰余金	534,521
		（うち当期純利益）	(134,500)
資産合計	**6,115,563**	**負債・純資産合計**	**6,115,563**

第 46 期 決 算 公 告

2025年６月12日　大阪市北区堂島１－６－20
株式会社ＪＲ西日本コミュニケーションズ
代表取締役社長　伊藤　義彦

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（2025年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,210,139	流動負債	8,768,872
固定資産	2,804,231	（うち賞与引当金）	(407,953)
有形固定資産	1,922,566	固定負債	612,267
無形固定資産	101,967	（うち退職給付引当金）	(485,767)
投資その他の資産	779,696	株主資本	15,633,230
		資本金	200,000
		利益剰余金	15,433,230
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	15,383,230
		（うち当期純利益）	(1,526,485)
資産合計	**25,014,370**	**負債・純資産合計**	**25,014,370**

第 66 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　　大阪府堺市西区石津西町15番地１
クリモトロジスティクス株式会社
代表取締役社長　藤井　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	872	流動負債	440
固定資産	45	賞与引当金	40
		その他	400
		固定負債	29
		退職給付引当金	29
		株主資本	447
		資本金	90
		資本剰余金	60
		その他資本剰余金	60
		利益剰余金	297
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	281
		（うち当期純利益）	(10)
資産合計	917	負債・純資産合計	917

第 4 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　大阪市北区梅田３丁目３番５号
大和ハウスブルーム株式会社
代表取締役社長　谷尾　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,196	流動負債	11,345
固定資産	1,225	（うち賞与引当金）	(680)
		固定負債	170
		退職給付引当金	170
		負債合計	11,515
		株主資本	18,905
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	8,905
		その他利益剰余金	8,905
		（うち当期純利益）	(2,264)
		純資産合計	18,905
資産合計	30,421	負債・純資産合計	30,421

第 88 期 決 算 公 告

令和７年５月15日

大阪府八尾市神武町１番16号
帝国チャック株式会社
代表取締役社長　寺坂　創介

貸借対照表の要旨
（令和７年３月20日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,866,291	流動負債	398,378
固定資産	6,763,888	固定負債	2,265
		株主資本	12,229,536
		資本金	95,186
		資本剰余金	63,913
		資本準備金	63,913
		利益剰余金	12,369,099
		利益準備金	5,039,661
		繰越利益剰余金	7,329,438
		（うち当期純利益）	(497,112)
		自己株式	△ 298,662
資産合計	12,630,179	負債・純資産合計	12,630,179

第 60 期 決 算 公 告

令和７年５月12日　　大阪府大東市氷野２丁目３番７号
ニッポー株式会社
代表取締役社長　内田　雅典

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	9,796	流動負債	4,769
固定資産	8,641	固定負債	2,544
有形固定資産	7,034	負債合計	7,313
無形固定資産	23	株主資本	11,143
投資その他の資産	1,584	資本金	330
繰延資産	19	資本剰余金	165
		資本準備金	165
		利益剰余金	10,648
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	10,548
		（うち当期純利益）	(159)
		純資産合計	11,143
資産合計	18,456	負債・純資産合計	18,456

第 23 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　大阪市都島区東野田町４丁目15番82号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ西日本
代表取締役社長　勝野　章

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,258,452	流動負債	710,646
固定資産	1,415,576	固定負債	4,309,032
		退職給付引当金	4,265,631
		その他	43,401
		負債合計	5,019,678
		株主資本	1,654,351
		資本金	40,000
		利益剰余金	1,614,351
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	1,604,351
		（うち当期純利益）	(217,520)
		純資産合計	1,654,351
資産合計	6,674,029	負債・純資産合計	6,674,029

第 91 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　大阪府吹田市垂水町３丁目30番５号
リック株式会社
代表取締役　村山としき

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,926	流動負債	18,852
固定資産	2,889	固定負債	569
		株主資本	10,928
		資本金	221
		資本剰余金	70
		資本準備金	70
		利益剰余金	10,637
		利益準備金	55
		その他利益剰余金	10,582
		（うち当期純利益）	(1,232)
		評価・換算差額等	466
		その他有価証券評価差額金	466
資産合計	30,815	負債・純資産合計	30,815

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

大阪市北区中之島二丁目３番33号
帝人メディカルテクノロジー株式会社
代表取締役社長　田中　昭弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,596	流動負債	602
固定資産	643	賞与引当金	113
		その他	489
		固定負債	160
		退職給付引当金	160
		株主資本	2,476
		資本金	100
		資本剰余金	996
		資本準備金	996
		利益剰余金	1,380
		その他利益剰余金	1,380
		（うち当期純利益）	(440)
資産合計	3,239	負債・純資産合計	3,239

第 85 期 決 算 公 告

2025年６月12日

大阪市西淀川区佃２丁目10番５号
株式会社ハンシン建設
代表取締役　宮本　和男

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,354	流動負債	6,327
固定資産	2,328	（うち完成工事補償引当金）	(13)
		（うち賞与引当金）	(84)
		固定負債	1,494
		（うち退職給付引当金）	(1,166)
		株主資本	8,861
		資本金	400
		利益剰余金	8,461
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	8,361
		（うち当期純利益）	(6,864)
資産合計	16,683	負債・純資産合計	16,683

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

広島市西区福島町一丁目23番13号
ヤクルトチャイルドサポート株式会社
代表取締役　宇多川清美

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	217,322	流動負債	125,308
固定資産	50,870	賞与引当金	26,000
		固定負債	13,168
		退職給付引当金	13,168
		株主資本	129,715
		資本金	10,000
		資本剰余金	91,572
		資本準備金	2,500
		その他資本剰余金	89,072
		利益剰余金	28,143
		その他利益剰余金	28,143
		（うち当期純利益）	(28,143)
資産合計	268,192	負債・純資産合計	268,192

第 34 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

広島市西区商工センター二丁目３番１号
株式会社イズミテクノ
代表取締役　本田　雅彦

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,203	流動負債	3,809
固定資産	587	賞与引当金	38
		役員賞与引当金	3
		固定負債	357
		退職給付引当金	344
		役員退職慰労引当金	12
		株主資本	18,623
		資本金	30
		利益剰余金	18,593
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	18,592
		（うち当期純利益）	(2,017)
資産合計	22,790	負債・純資産合計	22,790

第 77 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

福岡県北九州市小倉北区西港町123番地２
関門食品株式会社
代表取締役　宮本　正敏

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	508,493	流動負債	198,480
固定資産	1,958,792	（賞与引当金）	(4,000)
繰延資産	3,449	固定負債	379,126
		（退職給付引当金）	(840)
		株主資本	1,893,128
		資本金	23,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	1,866,128
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,861,128
		（うち当期純利益）	(26,604)
資産合計	2,470,734	負債・純資産合計	2,470,734

第 54 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　香川県観音寺市池之尻50番地
株式会社ＪＡ香川県フードサービス
代表取締役　矢野　彰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,701,685	流動負債	541,553
固定資産	182,697	（賞与引当金）	(14,632)
有形固定資産	131,363	固定負債	14,349
無形固定資産	5,172	退職給与引当金	6,790
投資その他の資産	46,162	役員退任慰労引当金	7,559
		株主資本	1,328,480
		資本金	48,000
		資本剰余金	70,000
		その他資本剰余金	70,000
		利益剰余金	1,210,480
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	1,198,480
		（うち当期純利益）	(92,194)
資産合計	1,884,382	負債・純資産合計	1,884,382

第 52 期 決 算 公 告

2025年６月13日　佐賀県鳥栖市藤木町１番地48
株式会社データプラス
代表取締役社長　永田　澄博

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,416	流動負債	114
固定資産	964	固定負債	162
		（うち退職給付引当金）	(128)
		負債合計	276
		株主資本	2,026
		資本金	10
		利益剰余金	2,016
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	2,013
		（うち当期純利益）	(27)
		評価・換算差額等	78
		純資産合計	2,104
資産合計	2,380	負債・純資産合計	2,380

第 50 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　福岡県京都郡苅田町新浜町１番25
株式会社九州鉄鋼センター
代表取締役社長　大江　康一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,967	流動負債	2,284
固定資産	960	固定負債	109
有形固定資産	881	負債合計	2,394
無形固定資産	29	株主資本	1,529
投資その他の資産	50	資本金	90
		利益剰余金	1,439
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,437
		（うち当期純利益）	(18)
		評価・換算差額等	4
		純資産合計	1,533
資産合計	3,928	負債・純資産合計	3,928

第 7 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　埼玉県北本市荒井六丁目111番地
第一三共バイオテック株式会社
代表取締役　森野　達朗

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	17,883,760	流動負債	6,304,929
固定資産	19,845,385	固定負債	11,144,906
		役員退職慰労引当金	21,450
		その他	11,123,456
		株主資本	20,279,311
		資本金	50,000
		資本剰余金	3,605,786
		資本準備金	50,000
		その他資本剰余金	3,555,786
		利益剰余金	16,623,524
		その他利益剰余金	16,623,524
		（うち当期純利益）	(846,165)
資産合計	37,729,146	負債・純資産合計	37,729,146

第 45 期 決 算 公 告

2025年６月13日　山形県東根市大字東根甲5600番地の１
株式会社東根新電元
代表取締役社長　髙坂　誠一

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,277	流動負債	6,483
固定資産	3,901	固定負債	376
		負債合計	6,858
		株主資本	319
		資本金	400
		その他資本剰余金	15
		利益剰余金	△96
		その他利益剰余金	△96
		（うち当期純利益）	(48)
		純資産合計	319
資産合計	7,178	負債・純資産合計	7,178

第 27 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　東京都中央区銀座２丁目16番10号

株 式 会 社 ス ワ ン

代表取締役社長　江浦　聖治

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年３月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	896,304	流動負債	81,974
固定資産	52,147	固定負債	10,137
有形固定資産	39,781	**負債合計**	**92,112**
投資その他の資産	12,365	株主資本	856,339
		資本金	200,000
		資本剰余金	44,200
		利益剰余金	612,138
		その他利益剰余金	612,138
		（うち当期純利益）	（30,045）
		純資産合計	**856,339**
資産合計	**948,452**	**負債・純資産合計**	**948,452**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

千葉県松戸市新松戸３－４－１　新松戸センタービル302

株式会社いきいき舎

代表取締役　松井　秀文

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	164,169	流動負債	58,022
固定資産	144,502	固定負債	173,248
		退職給付引当金	9,285
		役員退職慰労引当金	2,213
		株主資本	77,401
		資本金	25,000
		資本剰余金	1,238
		資本準備金	1,238
		利益剰余金	51,164
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	51,064
		（うち当期純損失）	（15,533）
資産合計	**308,671**	**負債・純資産合計**	**308,671**

第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月30日　　東京都港区赤坂９丁目７番１号

ミッドタウンタワー18階

ｎＣｉｎｏ株式会社

代表取締役　野村　逸紀

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年１月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	451,320	流動負債	598,814
固定資産	61,068	固定負債	3,610
		株主資本	△102,410
		資本金	90,000
		資本剰余金	410,000
		その他資本剰余金	410,000
		利益剰余金	△602,410
		その他利益剰余金	△602,410
		（うち当期純損失）	（148,229）
		新株予約権	12,374
資産合計	**512,388**	**負債・純資産合計**	**512,388**

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　　東京都中央区日本橋本町三丁目５番１号

第一三共ビジネスアソシエ株式会社

代表取締役　高倉　謙爾

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,078	流動負債	3,380
固定資産	1,354	固定負債	840
		役員退職慰労引当金	33
		その他	806
		株主資本	8,211
		資本金	50
		資本剰余金	2,722
		その他資本剰余金	2,722
		利益剰余金	5,438
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	5,426
		（うち当期純利益）	（2,541）
資産合計	**12,432**	**負債・純資産合計**	**12,432**

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　東京都豊島区南大塚二丁目25番15号

ログイット株式会社

代表取締役社長　米田　雅人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	420	流動負債	182
固定資産	31	賞与引当金	9
		固定負債	8
		株主資本	260
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	60
		その他利益剰余金	60
		（うち当期純利益）	（0）
		評価・換算差額等	0
		繰延ヘッジ損益	0
資産合計	**451**	**負債・純資産合計**	**451**

第 74 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　東京都中央区築地５－６－10

株式会社共同テレビジョン

代表取締役社長　石原　　隆

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,903,555	流動負債	2,078,337
固定資産	2,926,443	固定負債	1,818,363
有形固定資産	1,461,950	**負債合計**	**3,896,701**
無形固定資産	96,548	株主資本	9,933,297
投資その他の資産	1,367,944	資本金	150,000
		利益剰余金	9,783,297
		利益準備金	37,500
		その他利益剰余金	9,745,797
		（うち当期純利益）	（253,832）
		純資産合計	**9,933,297**
資産合計	**13,829,998**	**負債・純資産合計**	**13,829,998**

第 19 期 決 算 公 告

2025年６月９日　　東京都港区東新橋二丁目10番４号

株 式 会 社 キ ロ ニ ー

代表取締役社長　小西　典昭

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,866,007	流動負債	1,612,399
固定資産	196,476	（賞与引当金）	（27,000）
		固定負債	62,346
		（退職給付引当金）	（56,679）
		株主資本	332,302
		資本金	50,000
		利益剰余金	282,302
		利益準備金	1,000
		その他利益剰余金	281,302
		（うち当期純利益）	（10,053）
		評価・換算差額等	55,435
		その他有価証券評価差額金	55,435
資産合計	**2,062,483**	**負債・純資産合計**	**2,062,483**

第 35 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　東京都港区虎ノ門四丁目１番１号

ＣＴＣエスピー株式会社

代表取締役社長　上　　克也

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	15,521	流動負債	12,428
固定資産	275	賞与引当金	332
有形固定資産	13	役員賞与引当金	5
無形固定資産	9	**負債合計**	**12,428**
投資その他の資産	252	株主資本	3,367
		資本金	200
		利益剰余金	3,167
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	3,117
		（うち当期純利益）	（543）
		純資産合計	**3,367**
資産合計	**15,796**	**負債・純資産合計**	**15,796**

第 23 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

東京都江東区豊洲三丁目３番９号
ＮＴＴデータカスタマサービステクノロジ株式会社
代表取締役社長　窪田　靖巳

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,853,736	流動負債	589,773
固定資産	384,272	固定負債	893,641
		（うち退職給付引当金）	（893,641）
		株主資本	754,594
		資本金	100,000
		資本剰余金	238
		資本準備金	238
		利益剰余金	654,356
		その他利益剰余金	654,356
		（うち当期純利益）	（79,159）
資産合計	2,238,009	負債・純資産合計	2,238,009

第 59 期 決 算 公 告

2025年６月12日　東京都大田区平和島六丁目３番１号
東京団地冷蔵株式会社
代表取締役社長　佐野　義則

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,131,352	流動負債	1,574,376
固定資産	28,287,726	固定負債	21,486,850
有形固定資産	26,866,640	負債合計	23,061,227
無形固定資産	63,224	株主資本	6,357,852
投資その他の資産	1,357,862	資本金	100,000
		資本剰余金	2,078,395
		資本準備金	2,078,395
		利益剰余金	4,412,995
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	4,312,995
		自己株式	△233,539
		純資産合計	6,357,852
資産合計	29,419,079	負債・純資産合計	29,419,079

㈱　当期純利益　187,334千円

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都港区芝五丁目26番16号
株式会社ディーツーモンドシュガー・カンパニー
代表取締役　中祖　一夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5	流動負債	1
固定資産	4,580	負債合計	1
		株主資本	4,584
		資本金	59
		資本剰余金	4,551
		資本準備金	2,314
		その他資本剰余金	2,236
		利益剰余金	△25
		その他利益剰余金	△25
		（うち当期純損失）	（1）
		純資産合計	4,584
資産合計	4,586	負債・純資産合計	4,586

第 40 期 決 算 公 告

令和７年５月27日　東京都新宿区市谷加賀町一丁目１番１号
株式会社ＤＮＰファインオプトロニクス
代表取締役　中村　治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,160	流動負債	8,128
固定資産	10,065	賞与引当金	1,088
		固定負債	2,464
		退職給付引当金	2,461
		役員退職慰労引当金	3
		株主資本	28,633
		資本金	300
		資本剰余金	2,473
		資本準備金	862
		その他資本剰余金	1,611
		利益剰余金	25,860
		その他利益剰余金	25,860
		（うち当期純利益）	（11,749）
資産合計	39,225	負債・純資産合計	39,225

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都渋谷区渋谷一丁目24番８号
東建産業株式会社
取締役社長　竹内　正宏

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,089	流動負債	329
固定資産	142	賞与引当金	6
		その他	323
		固定負債	24
		退職給付引当金	23
		その他	1
		株主資本	878
		資本金	50
		利益剰余金	828
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	815
		（うち当期純利益）	（44）
資産合計	1,232	負債・純資産合計	1,232

第 39 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都渋谷区渋谷一丁目16番14号
東急リニューアル株式会社
取締役社長　佐藤　順一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,431	流動負債	7,848
固定資産	640	賞与引当金	119
		その他	7,728
		固定負債	228
		退職給付引当金	228
		株主資本	9,995
		資本金	100
		資本剰余金	56
		資本準備金	56
		利益剰余金	9,838
		その他利益剰余金	9,838
		（うち当期純利益）	（2,175）
		評価・換算差額等	△0
資産合計	18,071	負債・純資産合計	18,071

第 38 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都大田区大森北二丁目１番１号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ東日本
代表取締役社長　重原　勝則

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,959,107	流動負債	1,523,734
固定資産	1,765,445	固定負債	2,446,172
		退職給付引当金	2,168,508
		その他	277,664
		株主資本	2,754,645
		資本金	50,000
		利益剰余金	2,704,645
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,692,145
資産合計	6,724,552	負債・純資産合計	6,724,552

㈱　当期純利益　513,033千円

第 51 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都墨田区太平１丁目26番２号
パナソニック電材ソリューションズ株式会社
代表取締役社長　植田　豊志

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,811,950	流動負債	3,720,223
固定資産	1,834,357	賞与引当金	272,250
		固定負債	423,032
		退職給付引当金	7,011
		株主資本	3,503,051
		資本金	68,000
		資本剰余金	1,126,657
		その他資本剰余金	1,126,657
		利益剰余金	2,308,394
		利益準備金	21,293
		その他利益剰余金	2,287,101
		（うち当期純利益）	（373,720）
資産合計	7,646,307	負債・純資産合計	7,646,307

第 70 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都墨田区緑２丁目18番３号ＭＡＳＳビルⅡ
株式会社事業開発社
代表取締役　土屋　光広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	898,204	流動負債	351,749
固定資産	109,375	固定負債	54,302
		株主資本	592,172
		資本金	50,000
		利益剰余金	542,172
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	529,672
		（うち当期純利益）	(98,354)
		評価・換算差額等	9,356
		その他有価証券評価差額金	9,356
資産合計	1,007,579	負債・純資産合計	1,007,579

第 17 期 決 算 公 告

令和７年５月20日　　東京都品川区西五反田２―30―４
ＢＲ五反田ビル７Ｆ
株式会社WOOC
代表取締役　阪谷　泰之

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,357,871	流動負債	653,568
固定資産	828,566	賞与引当金	39,378
		その他	614,190
		固定負債	283,351
		株主資本	1,249,518
		資本金	92,550
		資本剰余金	82,550
		資本準備金	82,550
		利益剰余金	1,074,418
		その他利益剰余金	1,074,418
		（うち当期純利益）	(315,517)
資産合計	2,186,437	負債・純資産合計	2,186,437

第 103 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　大阪市北区東天満２丁目６番５号
宝産業株式会社
代表取締役　京谷　達也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,760	流動負債	1,966
固定資産	139	賞与引当金	49
		役員賞与引当金	6
		固定負債	81
		退職給付引当金	71
		役員退職慰労引当金	10
		株主資本	825
		資本金	40
		利益剰余金	785
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	775
		（うち当期純利益）	(150)
		評価・換算差額等	27
資産合計	2,899	負債・純資産合計	2,899

第 38 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　愛知県名古屋市熱田区六番２丁目10番16号
株式会社フィニティ
代表取締役　服部　義彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	476,060	流動負債	409,712
固定資産	400,222	賞与引当金	15,900
		その他	393,812
		固定負債	290,382
		退職給付引当金	20,010
		役員退職慰労引当金	14,820
		その他	255,552
		株主資本	176,188
		資本金	30,000
		利益剰余金	146,188
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	138,688
		（うち当期純利益）	(41,242)
資産合計	876,282	負債・純資産合計	876,282

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　　香川県高松市香南町横井460番地１
第一三共ヘルスケアダイレクト株式会社
代表取締役　八重樫宏志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	9,968	流動負債	1,946
固定資産	1,518	固定負債	378
		退職給付引当金	214
		役員退職慰労引当金	16
		その他	147
		株主資本	9,162
		資本金	100
		資本剰余金	2,110
		資本準備金	6
		その他資本剰余金	2,103
		利益剰余金	6,951
		その他利益剰余金	6,951
		（うち当期純利益）	(117)
資産合計	11,487	負債・純資産合計	11,487

第 91 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　　大阪市西淀川区歌島三丁目３番６号
シモダＬ＆Ｃ株式会社
代表取締役　下田　寛二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	43,199	流動負債	12,243
固定資産	19,416	固定負債	763
繰延資産	15	株主資本	49,624
		資本金	470
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
		利益剰余金	49,191
		利益準備金	140
		その他利益剰余金	49,051
		（うち当期純利益）	(2,445)
		自己株式	△42
資産合計	62,630	負債・純資産合計	62,630

第 5 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　　東京都豊島区南池袋一丁目18番21号
株式会社ｅ．デパートマーケティング
代表取締役　田口　広人

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	551,904	流動負債	277,727
固定資産	282,768	固定負債	52,285
		負債合計	330,013
		株主資本	504,659
		資本金	500
		資本剰余金	535,955
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	535,455
		利益剰余金	△31,796
		その他利益剰余金	△31,796
		（当期純利益）	(2,129)
		純資産合計	504,659
資産合計	834,672	負債・純資産合計	834,672

第 16 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
茨城県小美玉市上玉里2227―１
ヨコハマモールド株式会社
代表取締役社長　**廣**瀬　克己

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	968	流動負債	904
固定資産	940	（うち賞与引当金）	(36)
繰延資産	27	固定負債	46
		（うち退職給付引当金）	(46)
		負債合計	950
		株主資本	984
		資本金	460
		利益剰余金	525
		その他利益剰余金	525
		（うち当期純利益）	(93)
		純資産合計	984
資産合計	1,935	負債・純資産合計	1,935

第 53 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

富山県射水市沖塚原１番地の２
イトウ重機工業株式会社
代表取締役　上村　浩貴

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	553,517	流動負債	347,617
固定資産	709,067	（うち賞与引当金）	(11,646)
		固定負債	463,916
		株主資本	449,650
		資本金	10,000
		利益剰余金	440,650
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	438,150
		（うち当期純利益）	(19,432)
		自己株式	△1,000
		評価・換算差額等	1,401
資産合計	1,262,585	負債・純資産合計	1,262,585

第 24 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都豊島区南池袋一丁目28番１号
株式会社ごっつお便
代表取締役　懸　　浩史

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,308	流動負債	1,072
固定資産	1,112	賞与引当金	5
		役員賞与引当金	2
		その他	1,065
		固定負債	13
		負債合計	1,086
		株主資本	1,334
		資本金	10
		利益剰余金	1,324
		その他利益剰余金	1,324
		（当期純利益）	(7)
		純資産合計	1,334
資産合計	2,421	負債・純資産合計	2,421

第 70 期 決 算 公 告

2025年６月12日　神戸市中央区元町通６丁目５番８号
株式会社電電広告
代表取締役　檀野　修一

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	348,227	流動負債	75,352
固定資産	421,771	固定負債	27,967
		退職給付引当金	17,209
		負債合計	103,318
		株主資本	666,680
		資本金	30,000
		利益剰余金	636,680
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	629,180
		（うち当期純利益）	(17,600)
		純資産合計	666,680
資産合計	769,998	負債・純資産合計	769,998

第 64 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　滋賀県長浜市大戌亥町730番地
扶桑工業株式会社
代表取締役　髙橋　善孝

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,261,085	流動負債	1,406,114
固定資産	2,734,374	固定負債	0
有形固定資産	1,815,372	負債合計	1,406,114
無形固定資産	13,340	株主資本	7,589,995
投資その他の資産	905,662	資本金	27,050
繰延資産	650	利益剰余金	7,562,945
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	7,554,945
		（うち当期純利益）	(164,768)
		純資産合計	7,589,995
資産合計	8,996,109	負債・純資産合計	8,996,109

第 50 期 決 算 公 告

令和７年５月29日　新潟県新潟市秋葉区川口580番地15
ヒートロック工業株式会社
代表取締役　岡村　　修

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	415,124	流動負債	82,124
固定資産	256,045	（賞与引当金）	(16,720)
		（役員賞与引当金）	(252)
		（完成工事補償引当金）	(950)
		株主資本	583,158
		資本金	48,000
		利益剰余金	535,158
		利益準備金	12,000
		その他利益剰余金	523,158
		（うち当期純利益）	(2,775)
		評価・換算差額等	5,886
		その他有価証券評価差額金	5,886
資産合計	671,170	負債・純資産合計	671,170

第 44 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

長崎県松浦市調川町下免695番地55
株式会社松浦養殖
代表取締役　工藤　広武

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	676,982	流動負債	415,864
固定資産	298,621	（賞与引当金）	(15,610)
		固定負債	59,175
		（退職給付引当金）	(31,610)
		株主資本	500,563
		資本金	22,000
		資本剰余金	16,000
		資本準備金	16,000
		利益剰余金	462,563
		その他利益剰余金	462,563
		（うち当期純利益）	(846)
資産合計	975,603	負債・純資産合計	975,603

第 34 期 決 算 公 告

2025年６月13日　石川県能美市道林町ヘ49番地３
株式会社コマツインターリンク
代表取締役社長　南　　克良

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,519,004	流動負債	355,077
固定資産	200,958	賞与引当金	10,539
		固定負債	145,387
		退職給付引当金	145,387
		株主資本	1,219,497
		資本金	90,000
		資本剰余金	314,682
		資本準備金	48,000
		その他資本剰余金	266,682
		利益剰余金	814,815
		利益準備金	5,860
		その他利益剰余金	808,955
		（うち当期純利益）	(49,295)
資産合計	1,719,962	負債・純資産合計	1,719,962

第 43 期 決 算 公 告

2025年６月13日　石川県能美市浜町ヌ168番地13
株式会社コマクソン
代表取締役社長　小泉　　誠

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,309,469	流動負債	674,721
固定資産	996,829	賞与引当金	32,700
		固定負債	270,985
		退職給付引当金	265,985
		株主資本	2,360,591
		資本金	90,000
		資本剰余金	661,358
		資本準備金	75,000
		その他資本剰余金	586,358
		利益剰余金	1,609,233
		利益準備金	12,010
		その他利益剰余金	1,597,223
		（うち当期純利益）	(458,469)
資産合計	3,306,298	負債・純資産合計	3,306,298

第 79 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　　東京都足立区入谷六丁目３番１号
東京千住青果株式会社

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,919,554	流動負債	1,511,487
固定資産	4,244,547	賞与引当金	20,000
		固定負債	306,148
		退職給付引当金	186,488
		株主資本	7,228,788
		資本金	337,000
		資本剰余金	62,232
		資本準備金	62,232
		利益剰余金	6,829,556
		利益準備金	88,000
		その他利益剰余金	6,741,556
		（うち当期純利益）	(251,775)
		評価・換算差額等	117,677
		有価証券評価差額金	117,677
資産合計	9,164,101	負債・純資産合計	9,164,101

第 62 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　福井県鯖江市川去町４号１番地
吉田産業株式会社
代表取締役社長　吉田　　晃

貸借対照表の要旨　（2024年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	862,177	流動負債	372,119
固定資産	296,061	賞与引当金	1,235
繰延資産	208	固定負債	88,652
		退職給付引当金	12,341
		株主資本	688,799
		資本金	30,000
		利益剰余金	658,799
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	638,799
		（うち当期純利益）	(89,945)
		評価・換算差額等	8,874
		その他有価証券評価差額金	8,874
資産合計	1,158,447	負債・純資産合計	1,158,447

第 8 期 決 算 公 告

2025年６月13日
千葉県市原市五井南海岸２番地
千葉アルコン製造株式会社
代表取締役社長　田原　勝彦

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,993	流動負債	9,806
固定資産	11,811	（うち修繕引当金）	(589)
繰延資産	2,293	固定負債	14,021
		負債合計	23,828
		株主資本	△ 7,729
		資本金	2,000
		資本剰余金	2,000
		資本準備金	2,000
		利益剰余金	△ 11,729
		その他利益剰余金	△ 11,729
		純資産合計	△ 7,729
資産合計	16,098	負債・純資産合計	16,098

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	892
売上原価	4,674
売上総損失	3,781
販売費及び一般管理費	245
営業損失	4,026
営業外収益	5
営業外費用	786
経常損失	4,808
税引前当期純損失	4,808
法人税、住民税及び事業税	2
法人税等調整額	△ 9
当期純損失	4,801

第 14 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
埼玉県さいたま市大宮区宮町１―38―１
ＫＤＸ大宮ビル２階
一般社団法人埼玉県年金福祉協会
理事長　新堀　　聰

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,402,327
	固定資産	336,652
	合計	4,738,979
負味債財及産びの正部	流動負債	3,810,014
	固定負債	269,393
	負債合計	4,079,407
	一般正味財産	659,572
	（特定資産充当額）	(79)
	正味財産合計	659,572
	合計	4,738,979

第 12 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都千代田区神田美土代町１番地
エス・エム・ディ株式会社
代表取締役社長　澤戸　保秀

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	38,131,970	流動負債	38,358,335
固定資産	684,423	賞与引当金	22,867
		その他	38,335,468
		負債合計	38,358,335
		株主資本	458,058
		資本金	50,000
		利益剰余金	408,058
		その他利益剰余金	408,058
		純資産合計	458,058
資産合計	38,816,394	負債・純資産合計	38,816,394

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	832,965
売上原価	298,292
売上総利益	534,673
販売費及び一般管理費	361,048
営業利益	173,624
営業外収益	3,860
営業外費用	47,278
経常利益	130,206
特別利益	355
特別損失	14,503
税引前当期純利益	116,057
法人税、住民税及び事業税	47,302
法人税等調整額	△7,477
当期純利益	76,233

第１期決算公告

令和６年３月26日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

TRJ一般社団法人

代表理事　米田　尚司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	固定資産	1
	資産合計	1
負純債資産及のび部	流動負債	388,411
	株主資本	△388,410
	利益剰余金	△388,410
	その他利益剰余金	△388,410
	（うち当期純損失）	(388,410)
	負債・純資産合計	1

第 45 期 決 算 公 告

2025年６月12日
東京都八王子市打越町2002番７
株式会社日本テクノス
代表取締役社長　塩川　敦子

貸借対照表の要旨　（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,048,646	流動負債	273,893
固定資産	1,168,761	固定負債	206,750
有形固定資産	30,146	負債合計	480,643
無形固定資産	5,412	株主資本	1,726,925
投資その他の資産	1,133,202	資本金	100,000
		資本剰余金	968,086
		利益剰余金	944,765
		利益準備金	46,346
		その他利益剰余金	898,418
		自己株式	△285,926
		評価・換算差額等	9,839
		純資産合計	1,736,764
資産合計	2,217,408	負債・純資産合計	2,217,408

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,828,701
売上原価	1,160,013
売上総利益	668,687
販売費及び一般管理費	517,683
営業利益	151,004
営業外収益	86,108
営業外費用	755
経常利益	236,357
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純利益	236,357
法人税、住民税及び事業税	74,527
法人税等調整額	4,862
当期純利益	156,968

第 8 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都港区麻布十番一丁目８番11号
株式会社カレイディスト
代表取締役　塚原　月子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,548
	固定資産	4,112
	資産合計	44,660
負味債財及産びの正部	流動負債	7,239
	固定負債	25,479
	株主資本	11,942
	資本金	500
	利益剰余金	11,442
	その他利益剰余金	11,442
	（うち当期純損失）	(1,737)
	負債・純資産合計	44,660

第３期決算公告

令和７年５月22日
東京都港区虎ノ門１丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階
一般社団法人改革研究所
代表理事　伊藤　伸

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,603
	固定資産	349
	合計	12,952
負味債財及産びの正部	流動負債	6,128
	固定負債	—
	負債合計	6,128
	指定正味財産	—
	一般正味財産	6,824
	正味財産合計	6,824
	合計	12,952

第８期決算公告

令和７年６月13日
東京都千代田区九段北一丁目13番12号
ＫＤＤＩデジタルデザイン株式会社
代表取締役社長　酒井　健

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	14,663	流動負債	7,262
固定資産	256	賞与引当金	448
		その他	6,814
		負債合計	7,262
		株主資本	7,657
		資本金	3,500
		資本剰余金	3,500
		資本準備金	3,500
		利益剰余金	657
		その他利益剰余金	657
		純資産合計	7,657
資産合計	14,919	負債・純資産合計	14,919

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	29,615
売上原価	26,769
売上総利益	2,846
販売費及び一般管理費	2,393
営業利益	454
営業外収益	23
営業外費用	0
経常利益	477
特別損失	0
税引前当期純利益	477
法人税、住民税及び事業税	217
法人税等調整額	△52
当期純利益	311

第66期決算公告

令和７年６月13日
札幌市中央区北12条西20丁目２番２号
札幌みらい中央青果株式会社
代表取締役社長　山田　勝利

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,306,358
	固定資産	2,834,112
	資産合計	5,140,471
負純資債産及のび部	流動負債	1,673,679
	固定負債	1,052,735
	株主資本	2,414,056
	資本金	100,000
	資本剰余金	517,809
	利益剰余金	1,796,246
	（利益準備金）	（45,000）
	（その他利益剰余金）	（1,751,246）
	（うち当期純利益）	（186,319）
	負債・純資産合計	5,140,471

第15期決算公告

2025年６月13日　愛知県小牧市大草年上坂6368番地
ニデックモビリティ株式会社
代表取締役社長執行役員　和田　克弘

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	30,126	流動負債	11,838
固定資産	17,511	（製品保証引当金）	（11）
有形固定資産	5,341	固定負債	6,314
無形固定資産	451	（退職給付引当金）	（968）
投資その他の資産	11,719	（株式給付引当金）	（34）
		負債合計	18,152
		株主資本	29,485
		資本金	5,000
		資本剰余金	3,954
		資本準備金	3,954
		利益剰余金	20,532
		その他利益剰余金	20,532
		純資産合計	29,485
資産合計	47,637	負債・純資産合計	47,637

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	31,461
売上原価	16,917
売上総利益	14,544
販売費及び一般管理費	11,452
営業利益	3,092
営業外損益	1,308
経常利益	4,400
特別損益	1,517
税引前当期純利益	5,917
法人税、住民税及び事業税	2,406
法人税等調整額	137
当期純利益	3,373

第43期決算公告

令和７年５月27日
宮城県仙台市若林区卸町東４丁目２番８号
株式会社ホームエネルギー東北
代表取締役　山﨑　敏孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	227,019
	固定資産	29,943
	合計	256,962
負純資債産及のび部	流動負債	157,754
	固定負債	43,014
	株主資本	56,194
	資本金	20,000
	利益剰余金	36,194
	利益準備金	1,070
	その他利益剰余金	35,124
	（うち当期純利益）	（12,560）
	合計	256,962

第67期決算公告

令和７年６月13日
大阪市北区西天満四丁目８番17号
日昌株式会社
代表取締役　小林　生貴

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,245	流動負債	5,820
固定資産	5,267	固定負債	1,059
有形固定資産	2,727	株主資本	20,633
無形固定資産	95	資本金	515
投資その他の資産	2,443	資本剰余金	3,917
		資本準備金	363
		その他資本剰余金	3,553
		利益剰余金	16,201
		利益準備金	109
		その他利益剰余金	16,092
		評価・換算差額等	0
資産合計	27,513	負債・純資産合計	27,513

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	32,094
売上原価	25,057
売上総利益	7,036
販売費及び一般管理費	6,095
営業利益	940
営業外収益	408
営業外費用	101
経常利益	1,247
特別利益	1
特別損失	59
税引前当期純利益	1,189
法人税、住民税及び事業税	159
法人税等調整額	25
当期純利益	1,004

第65期決算公告

令和７年５月30日
福島県いわき市内郷御**厩**町三丁目168番地
株式会社ＦＳＫ
代表取締役　坂本　桂一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	2,895,837
	固定資産	647,823
	資産合計	3,543,661
負純資債産及のび部	流動負債	859,175
	固定負債	90,839
	株主資本	2,593,646
	資本金	16,000
	利益剰余金	2,577,646
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	2,573,646
	（うち当期純利益）	（519,778）
	負債・純資産合計	3,543,661

第37期決算公告

2025年６月13日　大阪府大阪市北区大深町３番１号
ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
代表取締役社長　北山　泰三

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,418	流動負債	26,807
固定資産	37,195	固定負債	36,673
有形固定資産	16,883	退職給付引当金	34,012
無形固定資産	3,831	その他	2,662
投資その他の資産	16,481	株主資本	32,127
		資本金	100
		資本剰余金	30,219
		資本準備金	2,318
		その他資本剰余金	27,901
		利益剰余金	1,808
		利益準備金	44
		その他利益剰余金	1,764
		評価・換算差額等	5
資産合計	95,613	負債・純資産合計	95,613

損益計算書の要旨
（2024年４月１日から　2025年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	189,291
売上原価	157,639
売上総利益	31,652
販売費及び一般管理費	26,866
営業利益	4,786
営業外収益	555
営業外費用	1,653
経常利益	3,689
税引前当期純利益	3,689
法人税、住民税及び事業税	1,002
法人税等調整額	△ 1,348
当期純利益	4,035

第４期決算公告

2025年６月13日　大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
株式会社ＮＴＴマーケティングアクトＰｒｏＣＸ
代表取締役社長　長徳慎二郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	26,559	流動負債	6,346
固定資産	9,087	受注損失引当金	365
有形固定資産	3,255	その他	5,981
無形固定資産	498	固定負債	25,113
投資その他の資産	5,334	退職給付引当金	24,733
		その他	380
		株主資本	4,186
		資本金	100
		資本剰余金	3,904
		資本準備金	2,002
		その他資本剰余金	1,902
		利益剰余金	182
		その他利益剰余金	182
資産合計	35,646	負債・純資産合計	35,646

損益計算書の要旨
（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	38,065
売上原価	33,711
売上総利益	4,354
販売費及び一般管理費	8,042
営業損失	3,689
営業外収益	31
営業外費用	154
経常損失	3,811
税引前当期純損失	3,811
法人税、住民税及び事業税	△ 1,162
法人税等調整額	△ 470
当期純損失	2,179

第38期決算公告

令和７年６月13日
福島県福島市郷野目字東１番地
日東高分子加工株式会社
代表取締役社長　長沼　伸明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	249,038
	固定資産	12,602
	合計	261,640
負債及び純資産の部	流動負債	3,469
	（賞与引当金）	（2,380）
	株主資本	258,170
	資本金	10,000
	利益剰余金	248,170
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	245,670
	（うち当期純利益）	（11,619）
	合計	261,640

第22期決算公告

2025年６月13日
山口県周南市平和通一丁目10番の２
きらら債権回収株式会社
代表取締役社長　岡本　泰裕

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	479,897	流動負債	101,899
固定資産	309,276	負債合計	101,899
有形固定資産	155	株主資本	687,274
投資その他の資産	309,120	資本金	500,000
		利益剰余金	187,274
		利益準備金	11,800
		その他利益剰余金	175,474
		純資産合計	687,274
資産合計	789,173	負債・純資産合計	789,173

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	66,498
売上総利益	66,498
販売費及び一般管理費	60,062
営業利益	6,436
営業外収益	5,550
営業外費用	661
経常利益	11,324
税引前当期純利益	11,324
法人税、住民税及び事業税	2,786
法人税等調整額	△25
当期純利益	8,563

第７期決算公告

令和７年５月26日
福島県相馬市尾浜字追川196
相馬市民市場株式会社
代表取締役　立谷　秀清

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	160,844
	固定資産	4,908
	合計	165,752
負債及び純資産の部	流動負債	51,504
	固定負債	0
	株主資本	114,248
	資本金	14,100
	資本剰余金	0
	利益剰余金	100,148
	（うち当期純利益）	（21,848）
	合計	165,752

第32期決算公告

2025年５月30日
熊本県熊本市南区城南町舞原字西500番地１
アイシン九州株式会社
代表取締役社長　遠藤　眞

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	8,454	流動負債	5,550
固定資産	4,523	固定負債	1,292
有形固定資産	3,658	株主資本	6,135
無形固定資産	24	資本金	1,490
投資その他の資産	840	資本剰余金	1,490
		資本準備金	1,490
		利益剰余金	3,155
		利益準備金	4
		その他利益剰余金	3,150
資産合計	12,978	負債・純資産合計	12,978

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日
至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	33,787
売上原価	31,652
売上総利益	2,134
販売費及び一般管理費	1,424
営業利益	709
営業外収益	571
営業外費用	16
経常利益	1,265
特別利益	28
特別損失	13
税引前当期純利益	1,280
法人税、住民税及び事業税	398
法人税等調整額	△26
当期純利益	907

第75期決算公告

2025年６月13日
東京都中央区豊海町12番14号
株式会社築地フレッシュ丸都
代表取締役社長　寺田　宗彦

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	415,352
	固定資産	162,731
	合計	578,083
負債及び純資産の部	流動負債	684,613
	固定負債	45,091
	株主資本	△151,621
	資本金	10,000
	利益剰余金	△161,621
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△164,121
	（うち当期純損失）	（44,390）
	合計	578,083

第75期決算公告

令和７年５月29日　熊本市中央区手取本町６番１号
株式会社鶴屋百貨店
代表取締役社長　福岡　哲生

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,289	流動負債	8,418
固定資産	42,532	固定負債	10,632
有形固定資産	33,926	負債合計	19,050
無形固定資産	181	株主資本	27,165
投資その他の資産	8,424	資本金	100
繰延資産	54	資本剰余金	96
		資本準備金	96
		利益剰余金	26,969
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	26,944
		評価・換算差額等	1,659
		純資産合計	28,825
資産合計	47,875	負債・純資産合計	47,875

損益計算書の要旨
（令和６年３月１日から
令和７年２月28日まで）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	18,540
売上原価	8,392
売上総利益	10,148
販売費及び一般管理費	9,893
営業利益	254
営業外収益	260
営業外費用	140
経常利益	374
特別利益	2
特別損失	66
税引前当期純利益	310
法人税、住民税及び事業税	1
法人税等調整額	105
当期純利益	204

第51期決算公告

令和７年６月13日
東京都台東区北上野２―14―４
株式会社バンダイナムコヌイ
代表取締役社長　春山　行夫

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,332,908
	固定資産	317,881
	合計	1,650,790
負債及び純資産の部	流動負債	425,925
	賞与引当金	55,110
	固定負債	0
	株主資本	1,224,681
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,214,681
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	1,211,981
	（うち当期純利益）	（319,324）
	繰延ヘッジ損益	183
	合計	1,650,790

第22期決算公告

令和７年６月12日
福井県福井市春日１丁目１番１号
セーレンコスモ株式会社
代表取締役　杉田　賢造

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	287,537
	固定資産	3,636
	資産合計	**291,173**
負債及び純資産の部	流動負債	89,320
	固定負債	2,673
	株主資本	199,180
	資本金	10,000
	利益剰余金	189,180
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	186,680
	（うち当期純利益）	(34,134)
	負債・純資産合計	**291,173**

第28期決算公告

2025年５月16日　沖縄県浦添市西洲２丁目１番２号
株式会社琉球デリカサービス
代表取締役社長　中瀬　一郎

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	396	流動負債	420
固定資産	681	（賞与引当金）	(19)
有形固定資産	655	固定負債	240
無形固定資産	15	（退職給付引当金）	(—)
投資その他の資産	9	**負債合計**	**660**
		株主資本	416
		資本金	10
		利益剰余金	406
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	404
		純資産合計	**416**
資産合計	**1,077**	**負債・純資産合計**	**1,077**

損益計算書の要旨
（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,307
売上原価	3,056
売上総利益	251
販売費及び一般管理費	170
営業利益	80
営業外収益	5
営業外費用	2
経常利益	83
特別損益	1
税引前当期純利益	81
法人税、住民税及び事業税	25
法人税等調整額	—
当期純利益	55

第34期決算公告

令和７年６月12日
愛知県刈谷市熊野町三丁目３番９
株式会社エスケイエム
代表取締役社長　杉本　俊示

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,161,838
	固定資産	1,863,097
	資産合計	**4,024,935**
負債及び純資産の部	流動負債	1,371,576
	固定負債	536,385
	株主資本	2,116,974
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,066,974
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,054,474
	（うち当期純利益）	(223,936)
	負債・純資産合計	**4,024,935**

第２期決算公告

令和７年６月13日
札幌市豊平区月寒東一条十五丁目12番20号
株式会社スタンダップ
代表取締役　藤本　昌元

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,900
	固定資産	2,801
	資産合計	**10,701**
負債及び純資産の部	流動負債	670
	株主資本	10,031
	資本金	9,000
	資本剰余金	9,000
	資本準備金	9,000
	利益剰余金	△7,968
	その他利益剰余金	△7,968
	（うち当期純損失）	(6,048)
	負債・純資産合計	**10,701**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六万九千六百円減少し九百万円とすることにいたしました。

ただし、令和七年五月一日に四億六万九千六百円増資しており、資本金の額は四億九百六万九千六百円となっております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
札幌市豊平区月寒東一条十五丁目一二番二〇号　株式会社スタンダップ
代表取締役　藤本　昌元

第51期決算公告

令和７年５月24日
京都府宇治市伊勢田町西遊田90番地１
京印京都南部青果株式会社
代表取締役社長　藤田　和幸

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	3,104
	固定資産	447
	合計	**3,550**
負債及び純資産の部	流動負債	491
	固定負債	96
	株主資本	2,963
	資本金	50
	利益剰余金	2,913
	利益準備金	13
	その他利益剰余金	2,900
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	**3,550**

第20期決算公告

令和７年６月13日
岩手県盛岡市本町通二丁目１番34―507号
株式会社イレブンナイン
代表取締役　小林　崇

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,191
	固定資産	1,000
	合計	**8,191**
負債及び純資産の部	流動負債	207
	固定負債	12,101
	株主資本	△4,117
	資本金	40,000
	利益剰余金	△44,117
	利益準備金	3,000
	別途積立金	7,000
	その他利益剰余金	△54,117
	（うち当期純損失）	(4,181)
	合計	**8,191**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
岩手県盛岡市本町通二丁目一番三四―五〇七号　株式会社イレブンナイン
代表取締役　小林　崇

第47期決算公告

令和７年５月24日
京都府宇治市伊勢田町西遊田90番地１
株式会社宇治食品
代表取締役社長　神崎　健司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	29,695
	固定資産	310
	合計	**30,005**
負債及び純資産の部	流動負債	5,190
	株主資本	24,815
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,815
	利益準備金	720
	その他利益剰余金	14,095
	（うち当期純利益）	(362)
	合計	**30,005**

第35期決算公告

令和７年６月13日
福島県二本松市渋川字才ノ神50番地
株式会社福島アスコン
代表取締役　内藤哲太郎

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	599,053
	固定資産	1,629,726
	繰延資産	18,920
	合計	**2,247,700**
負債及び純資産の部	流動負債	113,751
	固定負債	1,491,729
	株主資本	642,219
	資本金	20,000
	利益剰余金	622,219
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	618,719
	（うち当期純利益）	(562)
	合計	**2,247,700**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業および会社の経営管理にかかる事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割にあたり異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年六月十三日
福島県二本松市渋川字才ノ神五〇番地　（甲）株式会社内藤哲太郎
代表取締役
（乙）株式会社福島アスコン
代表取締役　内藤哲太郎

第 29 期 決 算 公 告

令和７年６月12日
兵庫県宝塚市小浜１丁目２番15号
宝塚都市環境サービス株式会社
代表取締役　井上　輝俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	103,260
	固定資産	340
	有形固定資産	340
	投資その他の資産	0
	合計	103,600
負純資産の債及び部	流動負債	6,616
	株主資本	96,984
	資本金	30,000
	利益剰余金	66,984
	その他利益剰余金	66,984
	（うち当期純利益）	(5,085)
	合計	103,600

第 32 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
群馬県桐生市仲町三丁目16番９号
株式会社小島産業
代表取締役　小島　義**隆**

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,066
	固定資産	1,921
	資産合計	3,987
負純資産の債及び部	流動負債	2,052
	固定負債	10,605
	株主資本	△8,670
	資本金	13,000
	利益剰余金	△21,670
	その他利益剰余金	△21,670
	（うち当期純損失）	(952)
	負債・純資産合計	3,987

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し、九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
群馬県桐生市仲町三丁目一六番九号
株式会社小島産業
代表取締役　小島　義**隆**

第 39 期決算公告

2025年６月13日
兵庫県西宮市西宮浜２丁目35番地４
株式会社
サンキュウ・トランスポート・関西
代表取締役　楠森　英樹

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	627,773
	固定資産	310,363
	合計	938,136
負純資産の債及び部	流動負債	262,761
	固定負債	277,359
	株主資本	398,016
	資本金	40,000
	資本剰余金	5,644
	利益剰余金	352,372
	利益準備金	1,570
	その他利益剰余金	350,802
	（うち当期純利益）	(42,081)
	合計	938,136

第 37 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
千葉県印西市鎌苅2025番地
株式会社アーネスト
代表取締役　林　　三貴

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,746
	固定資産	54,128
	合計	57,874
負純資産の債及び部	流動負債	5,866
	固定負債	64,515
	株主資本	△12,507
	資本金	20,000
	利益剰余金	△32,507
	その他利益剰余金	△32,507
	（うち当期純損失）	(9,542)
	合計	57,874

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
千葉県印西市鎌苅二〇二五番地
株式会社アーネスト
代表取締役　林　　三貴

第 82 期決算公告

令和７年５月29日
兵庫県姫路市飾磨区細江1300番地
飾磨海運株式会社
代表取締役　水田裕一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	870
	固定資産	1,356
	合計	2,226
負純資産の債及び部	流動負債	426
	固定負債	284
	株主資本	1,516
	資本金	60
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	1,456
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	1,441
	（うち当期純利益）	(91)
	合計	2,226

第 1 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
東京都千代田区永田町二丁目12番４号
株式会社ＳＴＯＣＫ163
代表取締役　野崎　重弥

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	101
	固定資産	286
	資産合計	388
負純資産の債及び部	流動負債	35
	負債合計	35
	株主資本	353
	資本金	400
	利益剰余金	△46
	その他利益剰余金	△46
	（うち当期純損失）	(46)
	純資産合計	353
	負債・純資産合計	388

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九〇四〇万円減少し一〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月十八日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十六日に終了しております。

また、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることといたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十三日
東京都千代田区永田町二丁目一二番四号
株式会社ＳＴＯＣＫ１６３
代表取締役　野崎　重弥

第 55 期 決 算 公 告

令和７年６月２日
宮崎市花ヶ島町立毛1085番地
宮崎ダイハツ販売株式会社
代表取締役　春名　友樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	12,297,913
	固定資産	3,618,445
	合計	15,916,358
負純資産の債及び部	流動負債	11,557,618
	固定負債	689,141
	株主資本	3,669,599
	資本金	40,000
	利益剰余金	3,629,599
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	3,619,599
	（うち当期純利益）	(308,744)
	合計	15,916,358

第 15 期 決 算 公 告

令和７年６月13日
長野県松本市安曇2619番地
株式会社ＴＭダイニング
代表取締役　大野　哲治

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,759
	固定資産	55,935
	合計	79,695
負純資産の債及び部	流動負債	354,064
	固定負債	17,767
	株主資本	△292,136
	資本金	20,000
	利益剰余金	△312,136
	その他利益剰余金	△312,136
	（うち当期純損失）	(5,996)
	合計	79,695

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
長野県松本市安曇二六一九番地
株式会社ＴＭダイニング
代表取締役　大野　哲治

第19期決算公告

令和７年６月13日
埼玉県入間郡三芳町上富504番地２
株式会社ハローデリカ
代表取締役社長　正木　宏和

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	76
	固定資産	0
	合計	76
負債及び純資産の部	流動負債	37
	固定負債	0
	負債の部合計	37
	株主資本	39
	資本金	10
	利益剰余金	29
	その他利益剰余金	29
	（うち当期純利益）	(2)
	純資産の部合計	39
	合計	76

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
長野県上田市国分一丁目三番一三号
株式会社アクティブエースワン
代表取締役　鳥羽　秀騎

第９期決算公告

令和７年６月13日
長野県上田市国分一丁目３番13号
株式会社アクティブエースワン
代表取締役　鳥羽　秀騎

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	3,301,195
	固定資産	727,870
	繰延資産	578,149
	合計	4,607,214
負債及び純資産の部	流動負債	9,830,085
	固定負債	14,690,290
	株主資本	△19,913,161
	資本金	17,500,000
	利益剰余金	△37,413,161
	その他利益剰余金	△37,413,161
	（うち当期純損失）	(2,201,781)
	合計	4,607,214

第５期決算公告

2025年６月13日
石川県金沢市東山１丁目27番５号
インターリンク金沢株式会社
代表取締役社長　加藤はるみ

貸借対照表の要旨（2024年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	401,251
	固定資産	25,649
	合計	426,901
負債及び純資産の部	流動負債	287,907
	賞与引当金	2,513
	固定負債	6,652
	退職給付引当金	6,652
	株主資本	132,341
	資本金	50,000
	利益剰余金	82,341
	利益準備金	5,710
	その他利益剰余金	76,631
	（うち当期純利益）	(41,042)
	合計	426,901

第26期決算公告

令和７年６月13日
大阪市浪速区湊町一丁目２番17―3102号
株式会社大島康義経営研究所
代表取締役　大島　康義

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	13,150
	固定資産	9,515
	合計	22,666
負債及び純資産の部	流動負債	14,253
	固定負債	50,400
	株主資本	△ 41,987
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 51,987
	その他利益剰余金	△ 51,987
	（うち当期純利益）	(361)
	合計	22,666

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年六月十三日
大阪市浪速区湊町一丁目二番一七―三一〇二号
（甲）株式会社大島康義経営研究所
代表取締役　大島　康義
兵庫県宝塚市御殿山二丁目二五番三六号
（乙）あのい有限会社
取締役　大島　康義

第17期決算公告

令和７年２月26日
大阪府吹田市垂水町３―28―10
株式会社サンコーＳＤ
代表取締役　成田　賢美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,953
	固定資産	6,465
	資産合計	67,418
負債及び純資産の部	流動負債	7,113
	負債合計	7,113
	株主資本	60,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,305
	その他利益剰余金	50,305
	（うち当期純損失）	(7,912)
	純資産合計	60,305
	負債・純資産合計	67,418

第１期決算公告

令和７年６月13日
大阪市西区京町堀一丁目４番３号
株式会社Plaisir Architect
代表取締役　中川　和美

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,574
	固定資産	76,902
	資産合計	89,476
負債及び純資産の部	流動負債	1,409
	固定負債	7,000
	負債合計	8,409
	株主資本	81,066
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,066
	その他利益剰余金	1,066
	（うち当期純利益）	(1,066)
	純資産合計	81,066
	負債・純資産合計	89,476

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
大阪市西区京町堀一丁目四番三号
株式会社Plaisir Architect
代表取締役　中川　和美

第39期決算公告

2025年６月４日
大阪市西区土佐堀二丁目５番４号
株式会社サンユーサービス
代表取締役社長　柏木　孝則

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	96,128
	固定資産	34,799
	合計	130,927
負債及び純資産の部	流動負債	211,979
	固定負債	107,336
	株主資本	△ 188,389
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 198,389
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	△ 198,489
	（うち当期純利益）	(8,228)
	合計	130,927

第64期決算公告

令和７年６月13日
兵庫県三木市大村1074番地の272
株式会社前田精版印刷所
代表取締役　前田　君司

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	245,359
	固定資産	237,947
	繰延資産	3,986
	資産合計	487,292
負債及び純資産の部	流動負債	212,305
	固定負債	362,233
	株主資本	△ 87,246
	資本金	100,000
	利益剰余金	△ 185,407
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△ 210,407
	（うち当期純損失）	(61,772)
	自己株式	△ 1,839
	負債・純資産合計	487,292

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
兵庫県三木市大村一〇七四番地の二七二
株式会社前田精版印刷所
代表取締役　前田　君司

第46期決算公告

令和７年６月13日
福岡市博多区博多駅前二丁目１番１号
福岡朝日ビルｆａｂｂｉｔ内
株式会社日本リメイク通商
代表取締役　藤　　民子

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	60,847
	固定資産	2,657
	資産合計	63,504
負純資産の部	流動負債	23,155
	株主資本	40,348
	資本金	20,000
	利益剰余金	20,348
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	14,848
	（うち当期純利益）	(12,861)
	負債・純資産合計	63,504

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
福岡市博多区博多駅前二丁目一番一号
福岡朝日ビルｆａｂｂｉｔ内
株式会社日本リメイク通商
代表取締役　藤　　民子

決　算　公　告

令和７年６月13日
沖縄県那覇市おもろまち三丁目７番10号
株式会社ネオプランニング
代表取締役　樋之口和真

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,488,654
	固定資産	40,976,155
	資産合計	82,464,809
負純資産の部	流動負債	11,445,210
	固定負債	86,329,100
	退職給与引当金	4,807,100
	株主資本	△15,309,501
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△25,309,501
	その他利益剰余金	△25,309,501
	（うち当期純損失）	(8,110,384)
	負債・純資産合計	82,464,809

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネオプランニング（住所沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番一〇号）に対して当社の建設業、サイン事業、石材事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この新設分割に伴い、当社はその商号を株式会社ネオ・プランニングに変更します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の日の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
沖縄県那覇市おもろまち三丁目七番一〇号
株式会社ネオプランニング
代表取締役　樋之口和真

第48期決算公告

令和７年６月12日

埼玉県蕨市中央一丁目16番８号
株式会社OKIソフトウェア
代表取締役　片桐勇一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,769,538
	固定資産	3,539,471
	合計	12,309,009
負債及び純資産の部	流動負債	4,497,405
	工事損失引当金	187,861
	製品保証引当金	2,467
	偶発損失引当金	230,000
	その他	4,077,075
	固定負債	4,104,325
	退職給付引当金	3,967,961
	その他	136,364
	株主資本	3,707,278
	資本金	400,000
	資本剰余金	936,860
	資本準備金	2,124
	その他資本剰余金	934,735
	利益剰余金	2,370,418
	利益準備金	97,875
	その他利益剰余金	2,272,543
	（うち当期純利益）	(846,837)
	合計	12,309,009

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

株式会社ＫＲＡＦＴＯＮは、令和７年６月13日にモバイル用ゲーム「ディフェンスダービー」のサービスを終了しました。当社発行の前払式支払手段「ジェム」及び「クリスタル」（種族クリスタルは含みません）について、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次のとおり払戻しを行いますので、未使用のジェム及びクリスタルをお持ちの方はお申出ください。

＜払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号＞
株式会社ＫＲＡＦＴＯＮ
＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞
ジェム、クリスタル（種族クリスタルは含みません）
＜払戻しの申出期間＞
令和７年６月13日(金)16:00から令和７年８月13日(水)23:59
上記の申出期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

令和７年６月13日
株式会社ＫＲＡＦＴＯＮ日本支店
日本における代表者　ＫＲＡＦＴＯＮ　ＪＡＰＡＮ株式会社
代表取締役　イ　カンソク
東京都渋谷区渋谷１－３－15ＢＩＺＣＯＲＥ渋谷８Ｆ
https://www.krafton.com/ja/

第34期決算公告

2025年６月12日

東京都千代田区神田鍛冶町３丁目５番２号
株式会社ディースリー・パブリッシャー
代表取締役社長　今西　智明

貸借対照表の要旨
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,682,889
	固定資産	834,037
	資産合計	5,516,926
負債及び純資産の部	流動負債	392,900
	（うち役員賞与引当金）	(15,860)
	（うち株式給付引当金）	(1,801)
	固定負債	65,529
	退職給付引当金	65,529
	株主資本	5,058,497
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,253,054
	その他資本剰余金	3,253,054
	利益剰余金	1,705,442
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,680,442
	（うち当期純利益）	(446,694)
	負債・純資産合計	5,516,926

第１期決算公告

令和７年６月13日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号
山王プロパティー特定目的会社
取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,853,063	流動負債	47,992
建物及び附属設備	2,525,295	固定負債	3,131,292
器具及び備品	3,591	負債合計	3,179,284
土地	1,324,175	社員資本	1,048,936
その他の資産	375,157	特定資本金	100
流動資産	332,784	優先資本金	974,000
固定資産	35,495	剰余金	74,836
投資その他の資産	35,495	当期未処分利益	74,836
繰延資産	6,878	純資産合計	1,048,936
資産合計	4,228,220	負債・純資産合計	4,228,220

損益計算書の要旨
（自　令和６年６月11日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	870,174
営業費用	819,239
営業利益	50,935
営業外収益	24,225
経常利益	75,160
税引前当期純利益	75,160
法人税、住民税及び事業税	323
当期純利益	74,836

第 84 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

横浜市金沢区鳥浜町12―51

海洋電子工業株式会社

代表取締役社長　榎本　英雄

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,973
	固定資産	4,862
	繰延資産	4
	資産合計	**17,839**
負債及び純資産の部	流動負債	7,941
	固定負債	3,798
	退職給与引当金	543
	変動損失引当金	860
	商品保証引当金	186
	技術開発等引当金	684
	株主資本	6,100
	資本金	61
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	6,038
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	6,023
	（うち当期純利益）	（992）
	負債・純資産合計	**17,839**

第 26 期 決 算 公 告

2025年６月12日

神奈川県厚木市岡田3050番地

厚木伊勢原ケーブルネットワーク株式会社

代表取締役社長　村井　匡

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,848,765
	固定資産	1,338,255
	有形固定資産	1,270,370
	無形固定資産	13,648
	投資その他の資産	54,237
	資産合計	**3,187,020**
負債及び純資産の部	流動負債	332,921
	（賞与引当金）	（12,369）
	固定負債	385,689
	（退職給付引当金）	（87,801）
	（役員株式給付等引当金）	（241）
	負債合計	**718,610**
	株主資本	2,468,410
	資本金	450,000
	資本剰余金	245,000
	その他資本剰余金	245,000
	利益剰余金	1,773,410
	利益準備金	4,170
	その他利益剰余金	1,769,240
	（うち当期純利益）	（161,390）
	純資産合計	**2,468,410**
	負債・純資産合計	**3,187,020**

第 34 期 決 算 公 告

令和７年５月30日

東京都江東区福住二丁目３番10号

株式会社ヤマタネシステムソリューションズ

代表取締役社長　渡辺　泰勝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,049
	固定資産	3,408
	資産合計	**4,457**
負債及び純資産の部	流動負債	286
	固定負債	1,171
	退職給付引当金	480
	その他	690
	負債合計	**1,457**
	株主資本	1,169
	資本金	150
	利益剰余金	1,019
	利益準備金	37
	その他利益剰余金	981
	（うち当期純利益）	（145）
	評価・換算差額等	1,830
	その他有価証券評価差額金	1,830
	純資産合計	**3,000**
	負債・純資産合計	**4,457**

第70期決算公告

2025年６月13日

大阪市淀川区西中島５丁目５番15号

岩谷物流株式会社

代表取締役社長　大川　格

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,515,273
	固定資産	6,755,908
	有形固定資産	6,124,100
	無形固定資産	50,433
	投資その他の資産	581,374
	資産合計	**8,271,181**
負債及び純資産の部	流動負債	3,637,921
	（うち賞与引当金）	（39,731）
	固定負債	1,556,632
	（うち役員退職慰労引当金）	（19,757）
	株主資本	3,076,627
	資本金	441,300
	資本剰余金	12,046
	資本準備金	12,046
	利益剰余金	2,626,281
	利益準備金	102,000
	その他利益剰余金	2,524,281
	（うち当期純利益）	（226,199）
	自己株式	△　3,000
	負債・純資産合計	**8,271,181**

第73期決算公告

2025年６月12日

大阪市中央区平野町２丁目３番７号

キンセイマテック株式会社

代表取締役　髙橋　哲彦

貸借対照表の要旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	16,416
	固定資産	3,042
	資産合計	**19,458**
負債及び純資産の部	流動負債	8,868
	固定負債	359
	株主資本	9,879
	資本金	379
	資本剰余金	6
	資本準備金	6
	利益剰余金	9,493
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	9,399
	（うち当期純利益）	（1,141）
	評価・換算差額等	350
	その他有価証券評価差額金	354
	繰延ヘッジ損益	△　3
	負債・純資産合計	**19,458**

第 69 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

愛知県豊田市衣ヶ原三丁目31番地

菱栄工機株式会社

代表取締役社長　櫻庭　正樹

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,818,982
	固定資産	1,008,490
	資産合計	**2,827,473**
負債及び純資産の部	流動負債	360,161
	固定負債	190,646
	負債合計	**550,808**
	株主資本	2,251,059
	資本金	77,000
	資本剰余金	70,648
	資本準備金	28,000
	その他資本剰余金	42,648
	利益剰余金	2,103,410
	利益準備金	15,820
	その他利益剰余金	2,087,590
	（うち当期純利益）	（272,992）
	評価・換算差額等	25,605
	その他有価証券評価差額金	25,605
	純資産合計	**2,276,664**
	負債・純資産合計	**2,827,473**

2024年度決算公告

2025年６月13日

広島市西区楠木町四丁目６番23号

中国ベンド株式会社

代表取締役　山本　　守

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	715,602
	固定資産	774,738
	合計	1,490,340
負債及び純資産の部	流動負債	564,411
	賞与引当金	42,924
	役員賞与引当金	6,300
	製品等保証引当金	7,409
	その他の流動負債	507,777
	固定負債	136,895
	退職給付引当金	72,918
	役員退職慰労引当金	9,562
	その他の固定負債	54,414
	負債合計	701,307
	株主資本	775,411
	資本金	10,000
	利益剰余金	765,411
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	762,911
	(うち当期純利益)	(42,919)
	評価・換算差額等	13,621
	その他有価証券評価差額金	13,621
	純資産合計	789,033
	合計	1,490,340

第115期決算公告

令和７年５月28日

奈良県奈良市南京終町二丁目269番地

奈良トヨタ株式会社

代表取締役　菊池　　攻

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)(単位：百万円)

科目		金額
資の産部	流動資産	24,764
	固定資産	16,596
	繰延資産	1
	資産合計	41,361
負債及び純資産の部	流動負債	7,123
	固定負債	3,180
	退職給付引当金	894
	その他	2,286
	株主資本	25,877
	資本金	80
	資本剰余金	4,103
	利益剰余金	21,758
	利益準備金	20
	その他利益剰余金	21,738
	(うち当期純利益)	(2,178)
	自己株式	△　64
	評価・換算差額等	5,181
	その他有価証券評価差額金	5,181
	負債・純資産合計	41,361

第116期決算公告

令和７年６月12日

神戸市北区道場町生野96番地の１

富士チタン工業株式会社

代表取締役　野喜日出雄

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)(単位：百万円)

科目		金額
資の産部	流動資産	6,668
	固定資産	4,092
	資産合計	10,760
負債及び純資産の部	流動負債	2,741
	賞与引当金	158
	その他	2,583
	固定負債	1,752
	退職給付引当金	953
	その他	799
	負債合計	4,493
	株主資本	5,556
	資本金	450
	資本剰余金	2,963
	資本準備金	1,487
	その他資本剰余金	1,476
	利益剰余金	2,143
	利益準備金	236
	その他利益剰余金	1,908
	(うち当期純利益)	(273)
	評価・換算差額等	710
	その他有価証券評価差額金	140
	土地再評価差額金	570
	純資産合計	6,267
	負債・純資産合計	10,760

第26期決算公告

2025年６月12日

東京都中央区明石町８番１号

ニンテンドーキューブ株式会社

代表取締役社長　西谷衆一郎

貸借対照表の要旨

(2025年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	8,576,948
	固定資産	438,817
	資産合計	9,015,766
負債及び純資産の部	流動負債	1,233,793
	賞与引当金	33,527
	その他	1,200,266
	固定負債	187,285
	退職給付引当金	169,769
	その他	17,516
	株主資本	7,594,687
	資本金	483,750
	資本剰余金	325,500
	資本準備金	254,625
	その他資本剰余金	70,875
	利益剰余金	6,947,839
	その他利益剰余金	6,947,839
	(うち当期純利益)	(1,124,860)
	自己株式	△162,402
	負債・純資産合計	9,015,766

第34期決算公告

令和７年６月13日

東京都北区東田端二丁目１番３号

株式会社ニューテック康和

取締役社長　石井　浩司

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	2,668,665
	固定資産	312,657
	合計	2,981,323
負債及び純資産の部	流動負債	1,321,204
	賞与引当金	10,600
	固定負債	164,052
	退職給付引当金	117,209
	役員退職慰労引当金	39,484
	株主資本	1,492,495
	資本金	90,000
	資本剰余金	26,944
	その他資本剰余金	26,944
	利益剰余金	1,375,550
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	1,353,050
	(うち当期純利益)	(354,772)
	評価・換算差額等	3,571
	その他有価証券評価差額金	3,571
	合計	2,981,323

第17期決算公告

令和７年６月12日

東京都品川区大崎４丁目２番４号

東京ガスライフバルカンドー株式会社

代表取締役社長　首藤　浩明

貸借対照表の要旨

(令和７年３月31日現在)　(単位：千円)

科目		金額
資の産部	流動資産	3,523,521
	固定資産	734,909
	資産合計	4,258,431
負債及び純資産の部	流動負債	1,437,886
	賞与引当金	386,761
	製品保証引当金	532
	固定負債	251,237
	退職給付引当金	237,339
	役員退職慰労引当金	8,800
	負債合計	1,689,124
	株主資本	2,569,307
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,313,244
	資本準備金	116,302
	その他資本剰余金	1,196,942
	利益剰余金	1,156,062
	その他利益剰余金	1,156,062
	(うち当期純利益)	(156,680)
	純資産合計	2,569,307
	負債・純資産合計	4,258,431

第103期決算公告

令和７年６月13日

大阪府枚方市出屋敷西町１―30―１

明治油脂株式会社

代表取締役社長　岩田　浩次

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,483,165
	固定資産	3,137,455
	合計	5,620,620
負債及び純資産の部	流動負債	863,906
	賞与引当金	73,304
	固定負債	389,964
	退職給付引当金	386,397
	役員退職慰労引当金	1,500
	株主資本	4,366,750
	資本金	38,000
	資本剰余金	1,273,020
	資本準備金	20
	その他資本剰余金	1,273,000
	利益剰余金	3,055,730
	利益準備金	9,500
	その他利益剰余金	3,046,230
	（うち当期純利益）	(56,983)
	合計	5,620,620

決　算　公　告

令和７年６月13日

東京都渋谷区南平台町２番17号
Ａ―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台６階
株式会社アトラス総合事務所
代表取締役　井上　修

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	579,629
	固定資産	59,799
	資産合計	639,429
負純資産の債及び部	流動負債	70,912
	株主資本	568,516
	資本金	10,000
	利益剰余金	558,516
	その他利益剰余金	558,516
	（うち当期純利益）	(27,359)
	負債・純資産合計	639,429

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）清算株式会社です。

令和七年六月十三日

東京都渋谷区南平台町二番一七号Ａ―ＰＬＡＣＥ渋谷南平台六階
（甲）株式会社アトラス総合事務所
代表取締役　井上　修

東京都目黒区下目黒五丁目一〇番二七号
代表清算人　（乙）山田電機株式会社
井上　修

第45期決算公告

令和７年６月13日

東京都練馬区大泉学園町二丁目９番５号
株式会社藤宝運輸
代表取締役　大島　一弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	105,481
	固定資産	11,870
	資産合計	117,351
負純資産の債及び部	流動負債	1,742
	固定負債	6,007
	負債合計	7,749
	株主資本	109,601
	資本金	13,500
	利益剰余金	96,101
	その他利益剰余金	96,101
	（うち当期純損失）	(5,199)
	純資産合計	109,601
	負債・純資産合計	117,351

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千三百四十万円減少し十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

東京都練馬区大泉学園町二丁目九番五号
株式会社藤宝運輸
代表取締役　大島　一弘

決　算　公　告

令和７年６月13日

福井県勝山市昭和町一丁目10番18号
ケイテー株式会社
代表取締役　正木　孝和

貸借対照表の要旨　（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,035,158	流動負債	551,179
固定資産	850,161	固定負債	1,802,129
繰延資産	395	株主資本	532,407
		資本金	100,000
		資本剰余金	25,708
		資本準備金	1,308
		その他資本剰余金	24,400
		利益剰余金	408,939
		利益準備金	52,500
		その他利益剰余金	356,439
		（うち当期純損失）	(32,032)
		自己株式	△2,241
資産合計	2,885,715	負債・純資産合計	2,885,715

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

福井県勝山市昭和町一丁目一〇番一八号
ケイテー株式会社
代表取締役　正木　孝和

第42期決算公告

令和７年６月13日

大阪市浪速区日本橋三丁目１番21号
株式会社福山商事
代表取締役　福山　高

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,396
	固定資産	1,000
	資産合計	2,396
負純資産の債及び部	流動負債	3,920
	負債合計	3,920
	株主資本	△ 1,524
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 4,524
	その他利益剰余金	△ 4,524
	（うち当期純損失）	(94)
	純資産合計	△ 1,524
	負債・純資産合計	2,396

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月二十三日
掲載頁　一二九頁（号外第二四八号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月十三日

大阪市浪速区日本橋三丁目一番二一号
（甲）株式会社福山商事
代表取締役　福山　高

大阪市天王寺区石ケ辻町七番一三号
（乙）株式会社大和賛菓
代表取締役　劉　洪偉

大阪市中央区上汐二丁目三番五号
（丙）株式会社フレスカ
代表取締役　福山　直人

第１期決算公告

令和７年６月13日
東京都港区虎ノ門三丁目５番１号
虎ノ門37森ビル13階
ｎｅｗｍｏ株式会社
代表取締役　青柳　直樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	16,287
	固定資産	1,668
	合計	17,956
負純資産の及び部	流動負債	334
	固定負債	61
	株主資本	17,560
	資本金	100
	資本剰余金	18,598
	資本準備金	18,598
	利益剰余金	△1,137
	その他利益剰余金	△1,137
	（うち当期純損失）	(1,137)
	合計	17,956

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六千五百万千百六円減少し、また、令和七年六月六日から同月三十日までの日を払込期間とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。なお、減少する資本金の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門37森ビル一三階　ｎｅｗｍｏ株式会社
代表取締役　青柳　直樹

第86期決算公告

令和７年６月13日
兵庫県神崎郡福崎町西治860－３
グローリープロダクツ株式会社
代表取締役社長　香山　俊彦

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,981,070
	固定資産	4,466,637
	合計	8,447,707
負純資産の及び部	流動負債	2,829,183
	固定負債	584,043
	株主資本	5,034,481
	資本金	80,000
	資本剰余金	180,000
	利益剰余金	4,774,481
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	4,754,481
	（うち当期純利益）	(46,367)
	合計	8,447,707

第16期決算公告

令和７年６月13日
横浜市港南区東芹が谷23番
株式会社シード
代表取締役　本杉　匠

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	82,608
	固定資産	149,827
	合計	232,436
負純資産の及び部	流動負債	27,505
	固定負債	51,801
	株主資本	153,129
	資本金	8,000
	利益剰余金	145,129
	その他利益剰余金	145,129
	（うち当期純利益）	(24,582)
	合計	232,436

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社横浜弥栄（住所横浜市港南区東芹が谷二三番）に対して当社の事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
横浜市港南区東芹が谷二三番
株式会社シード
代表取締役　本杉　匠

第50期決算公告

2025年５月28日
群馬県高崎市矢島町160番地
富士ラベル株式会社
代表取締役社長　原田　隆雄

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	479,953
	固定資産	254,657
	合計	734,610
負純資産の及び部	流動負債	35,358
	固定負債	25,889
	株主資本	626,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	616,804
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	614,304
	（うち当期純利益）	(2,295)
	評価・換算差額等	46,559
	合計	734,610

第36期決算公告

令和７年６月13日　　千葉市中央区新町1000番地
株式会社地域冷暖房千葉
代表取締役　指田　孝雄

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	1,425	流動負債	175
有形固定資産	1,395	負債合計	175
その他	29	株主資本	2,095
流動資産	845	資本金	1,000
		利益剰余金	1,105
		その他利益剰余金	1,105
		自己株式	△10
		純資産合計	2,095
資産合計	2,270	負債・純資産合計	2,270

損益計算書の要旨
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,051
営業総利益	299
一般管理費	62
営業利益	237
営業外損益	0
経常利益	237
税引前当期純利益	237
法人税、住民税及び事業税	72
法人税等調整額	0
当期純利益	164

第９期決算公告

令和７年６月13日
東京都千代田区丸の内一丁目３番２号
ケストレルリーシング株式会社
代表取締役　畝岡　淳

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,515,663
	固定資産	3,891,934
	合計	11,407,597
負純資産の及び部	流動負債	1,593,181
	固定負債	9,811,721
	株主資本	2,695
	資本金	3,000
	利益剰余金	△305
	（その他利益剰余金）	(△305)
	合計	11,407,597

(注)　当期純損失　　1千円

第19期決算公告

令和７年６月13日
東京都墨田区横川三丁目７番10号
ジェーユー・ハウジング株式会社
代表取締役　上杉由紀子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	53,264
	固定資産	680
	合計	53,944
負純資産の及び部	流動負債	5,141
	固定負債	18,421
	株主資本	30,382
	資本金	10,000
	利益剰余金	20,382
	その他利益剰余金	20,382
	（うち当期純損失）	(13,605)
	合計	53,944

第６期決算公告

令和７年６月13日
東京都墨田区横川三丁目７番10号
ジェーユーコンストラクション株式会社
代表取締役　上杉　周一

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	140,588
	固定資産	38
	合計	140,627
負純資産の及び部	流動負債	124,820
	株主資本	15,806
	資本金	5,000
	利益剰余金	10,806
	その他利益剰余金	10,806
	（うち当期純利益）	(5,442)
	合計	140,627

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日
東京都墨田区横川三丁目七番一〇号
（甲）ジェーユーコンストラクション株式会社
代表取締役　上杉　周一
東京都墨田区横川三丁目七番一〇号
（乙）ジェーユー・ハウジング株式会社
代表取締役　上杉由紀子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

愛知県春日井市大手町四四番地
（甲）堀尾物産株式会社
代表取締役　堀尾　成臣

愛知県春日井市大手町一一二番地一
（乙）株式会社ＮＨコーポレーション
代表取締役　堀尾　成臣

第20期決算公告　令和７年６月13日
愛知県春日井市大手町112番地１
株式会社ＮＨコーポレーション
代表取締役　堀尾　成臣

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,311
	固定資産	248,335
	合計	258,646
負純資産及び債の部	流動負債	33,807
	固定負債	51,594
	株主資本	173,244
	資本金	10,000
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	163,244
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	163,244
	（うち当期純利益）	(11,713)
	合計	258,646

第60期決算公告　令和７年６月13日
愛知県春日井市大手町44番地
堀尾物産株式会社
代表取締役　堀尾　成臣

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	318,290
	固定資産	1,193,190
	合計	1,511,480
負純資産及び債の部	流動負債	546,206
	固定負債	338,262
	株主資本	627,012
	資本金	30,000
	資本剰余金	58,000
	資本準備金	58,000
	利益剰余金	539,012
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	517,012
	（うち当期純利益）	(46,497)
	合計	1,511,480

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

名古屋市中区千代田三丁目一五番八号
（甲）アン・クリエーション株式会社
代表取締役　本多　功征

名古屋市中区千代田三丁目一五番八号
（乙）アン・リレーションズ株式会社
代表取締役　道田　倫康

第９期決算公告　令和７年６月13日
名古屋市中区千代田三丁目15番８号
アン・リレーションズ株式会社
代表取締役　道田　倫康

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	302,213
	固定資産	30,620
	合計	332,833
負純資産及び債の部	流動負債	234,376
	固定負債	111,803
	株主資本	△13,345
	資本金	20,000
	利益剰余金	△33,345
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△33,545
	（うち当期純損失）	(5,157)
	合計	332,833

第49期決算公告　令和７年６月13日
名古屋市中区千代田三丁目15番８号
アン・クリエーション株式会社
代表取締役　本多　功征

貸借対照表の要旨（令和６年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	926,536
	固定資産	327,949
	合計	1,254,485
負純資産及び債の部	流動負債	430,925
	固定負債	535,794
	株主資本	287,766
	資本金	49,500
	資本剰余金	2,500
	利益剰余金	270,419
	利益準備金	2,124
	その他利益剰余金	268,295
	（うち当期純利益）	(92,419)
	自己株式	△34,652
	合計	1,254,485

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

広島県府中市中須町一二二七番地の一
（甲）ジーエムエイチ後藤被服株式会社
代表取締役　後藤　功二

新潟県長岡市西新町二丁目五番二四号
（乙）株式会社キョーワ
代表取締役　後藤　功二

第55期決算公告
令和７年６月13日
新潟県長岡市西新町２丁目５番24号
株式会社キョーワ
代表取締役　後藤　功二

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,709
	固定資産	34,163
	合計	194,873
負純資産及び債の部	流動負債	39,791
	固定負債	—
	株主資本	155,081
	資本金	10,000
	利益剰余金	145,081
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	142,581
	（うち当期純利益）	(17,342)
	合計	194,873

第64期決算公告
令和７年６月13日
広島県府中市中須町1227番地の１
ジーエムエイチ後藤被服株式会社
代表取締役　後藤　功二

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,487,120
	固定資産	2,005,805
	合計	3,492,925
負純資産及び債の部	流動負債	683,009
	固定負債	1,668
	株主資本	2,808,247
	資本金	45,000
	利益剰余金	2,763,247
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	2,751,997
	（うち当期純利益）	(156,618)
	合計	3,492,925

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

東京都世田谷区大原二丁目一七番六―二一二号
（甲）ジーエムビー株式会社
代表取締役　金地　龍夫

東京都中央区日本橋本石町四丁目四番一一号日本橋ＳＳビル二階
（乙）株式会社ビズメイト
代表取締役　金地　龍夫

第17期決算公告
令和７年６月13日
東京都中央区日本橋本石町四丁目４番11号
日本橋ＳＳビル２階
株式会社ビズメイト
代表取締役　金地　龍夫

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	75,310
	固定資産	18,195
	合計	93,505
負純資産及び債の部	流動負債	73,621
	株主資本	19,884
	資本金	5,000
	利益剰余金	14,884
	その他利益剰余金	14,884
	（うち当期純利益）	(3,988)
	合計	93,505

第28期決算公告
令和７年６月13日
東京都世田谷区大原二丁目17番６―212号
ジェーエムビー株式会社
代表取締役　金地　龍夫

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	139,579
	固定資産	358,954
	繰延資産	744
	合計	499,277
負純資産及び債の部	流動負債	368,023
	固定負債	132,739
	株主資本	△1,485
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,485
	その他利益剰余金	△11,485
	（うち当期純利益）	(10,012)
	合計	499,277

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年二月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

山口県岩国市下四五四番地一六

（甲）株式会社江木食品

代表取締役　江木　勝也

山口県岩国市下一四番地の五

（乙）株式会社酒のバッカス下関

代表取締役　江木　勝也

第27期決算公告　令和７年６月13日

山口県岩国市下454番地16

株式会社江木食品

代表取締役　江木　勝也

貸借対照表の要旨（令和６年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	163,814
	固定資産	95,276
	繰延資産	201
	合計	259,291
負純資債及産のび部	流動負債	74,794
	固定負債	174,972
	株主資本	9,525
	資本金	8,000
	利益剰余金	1,525
	その他利益剰余金	1,525
	（うち当期純損失）	(2,711)
	合計	259,291

第３期決算公告　令和７年６月13日

山口県岩国市下14番地の５

株式会社酒のバッカス下関

代表取締役　江木　勝也

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,858
	固定資産	4,965
	繰延資産	128
	合計	42,951
負純資債及産のび部	流動負債	19,108
	固定負債	20,389
	株主資本	3,454
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,546
	その他利益剰余金	△1,546
	（うち当期純損失）	(3,218)
	合計	42,951

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

長崎市大黒町九番八号

（甲）株式会社デンタルパートナー

代表取締役　國松　直紀

長崎市滑石二丁目六番二五号

（乙）株式会社富士歯科産業

代表取締役　鶴崎　純治

第23期決算公告　令和７年６月13日

長崎市大黒町９番８号

株式会社デンタルパートナー

代表取締役　國松　直紀

貸借対照表の要旨（令和６年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	240,084
	固定資産	92,030
	合計	332,115
負純資債及産のび部	流動負債	193,696
	固定負債	81,305
	株主資本	57,114
	資本金	10,000
	利益剰余金	47,114
	その他利益剰余金	47,114
	（うち当期純利益）	(10,275)
	合計	332,115

第58期決算公告　令和７年６月13日

長崎市滑石二丁目６番25号

株式会社富士歯科産業

代表取締役　鶴崎　純治

貸借対照表の要旨（令和７年３月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	279,794
	固定資産	159,291
	繰延資産	1,166
	合計	440,253
負純資債及産のび部	流動負債	316,144
	固定負債	81,681
	株主資本	42,427
	資本金	10,000
	利益剰余金	32,727
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	27,727
	（うち当期純損失）	(9,295)
	自己株式	△300
	合計	440,253

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

福井市成和一丁目三二〇四番地

（甲）株式会社福井機工

代表取締役　山本　英治

福井市御幸三丁目一番二五号

（乙）株式会社機工テクノ

代表取締役　山本　英治

第51期決算公告

令和７年６月13日

福井市成和一丁目3204番地

株式会社福井機工

代表取締役　山本　英治

貸借対照表の要旨（令和６年10月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,271,027
	固定資産	645,926
	資産合計	1,916,954
負純資債及産のび部	流動負債	1,147,663
	固定負債	321,242
	株主資本	448,048
	資本金	10,000
	利益剰余金	438,048
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	435,548
	（うち当期純利益）	(21,700)
	負債・純資産合計	1,916,954

第４期決算公告

令和７年６月13日

福井市御幸三丁目１番25号

株式会社機工テクノ

代表取締役　山本　英治

貸借対照表の要旨（令和６年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,226
	固定資産	59,801
	資産合計	128,027
負純資債及産のび部	流動負債	48,329
	固定負債	58,923
	株主資本	20,775
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,775
	その他利益剰余金	10,775
	（うち当期純利益）	(1,454)
	負債・純資産合計	128,027

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年六月十三日

岡山県津山市林田一七七番地六

（甲）株式会社桃太郎農園

代表取締役　玉田　裕美

岡山県津山市総社六〇八番地二

（乙）株式会社桃太郎

代表取締役　玉田林太郎

第９期決算公告

令和７年６月13日

岡山県津山市林田177番地６

株式会社桃太郎農園

代表取締役　玉田　裕美

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	11,811
	（うち貸倒引当金）	(△13)
	固定資産	457
	合計	12,269
負純資債及産のび部	流動負債	1,487
	株主資本	10,781
	資本金	2,000
	利益剰余金	8,781
	繰越利益剰余金	8,781
	（うち当期純利益）	(4,025)
	合計	12,269

第10期決算公告

令和７年６月13日

岡山県津山市総社608番地２

株式会社桃太郎

代表取締役　玉田林太郎

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,073
	（うち貸倒引当金）	(△4)
	固定資産	14,614
	合計	15,687
負純資債及産のび部	流動負債	11,233
	固定負債	5,950
	株主資本	△1,496
	資本金	100
	利益剰余金	△1,596
	繰越利益剰余金	△1,596
	（うち当期純利益）	(213)
	合計	15,687

第 20 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　東京都中央区日本橋三丁目14番10号

第一三共ヘルスケア株式会社

代表取締役　内田　高広

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	74,362	流動負債	36,618
固定資産	31,644	固定負債	67
		役員退職慰労引当金	33
		その他	34
		負債合計	**36,685**
		株主資本	61,632
		資本金	100
		資本剰余金	23,284
		その他資本剰余金	23,284
		利益剰余金	38,248
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	38,223
		評価・換算差額等	7,689
		その他有価証券評価差額金	7,689
		純資産合計	**69,321**
資産合計	**106,006**	**負債・純資産合計**	**106,006**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	76,049	経常利益	13,340
売上原価	37,294	特別利益	91
売上総利益	38,755	特別損失	0
販売費及び一般管理費	25,832	税引前当期純利益	13,430
営業利益	12,922	法人税、住民税及び事業税	5,340
営業外収益	422	法人税等調整額	△907
営業外費用	4	当期純利益	8,997

第 99 期 決 算 公 告

令和７年６月12日　東京都港区芝浦一丁目１番１号

コニカミノルタジャパン株式会社

代表取締役社長　一條　啓介

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	53,284	流動負債	39,277
固定資産	15,340	固定負債	1,862
		負債合計	**41,139**
		株主資本	27,454
		資本金	397
		資本剰余金	1,919
		その他資本剰余金	1,919
		利益剰余金	25,137
		利益準備金	99
		その他利益剰余金	25,038
		（うち当期純利益）	(865)
		評価・換算差額等	30
		その他有価証券評価差額金	30
		純資産合計	**27,485**
資産合計	**68,624**	**負債・純資産合計**	**68,624**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	126,392	経常利益	3,782
売上原価	88,829	特別損益	△ 2,322
売上総利益	37,563	税引前利益	1,460
販売費一般管理費	33,916	法人税、住民税及び事業税	89
営業利益	3,647	法人税等調整額	504
営業外収益	270	当期純利益	865
営業外費用	135		

第 21 期 決 算 公 告

2025年６月13日　東京都中央区京橋三丁目１番１号

株式会社メディセオ

代表取締役社長　今川　国明

貸借対照表の要旨（2025年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	**736,028**	**流動負債**	**722,075**
固定資産	**135,195**	賞与引当金	2,971
		その他	719,103
		固定負債	**15,969**
		退職給付引当金	9,708
		その他	6,260
		負債合計	**738,044**
		株主資本	**140,680**
		資本金	100
		資本剰余金	20,853
		資本準備金	18,418
		その他資本剰余金	2,435
		利益剰余金	119,726
		利益準備金	33
		その他利益剰余金	119,693
		評価・換算差額等	**△ 7,500**
		その他有価証券評価差額金	2,296
		土地再評価差額金	△ 9,796
		純資産合計	**133,180**
資産合計	**871,224**	**負債・純資産合計**	**871,224**

損益計算書の要旨（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,861,761	経常利益	26,124
売上原価	1,762,589	特別利益	398
売上総利益	99,172	特別損失	499
販売費及び一般管理費	80,195	税引前当期純利益	26,022
営業利益	18,977	法人税、住民税及び事業税	7,883
営業外収益	8,736	法人税等調整額	1,174
営業外費用	1,589	当期純利益	16,964

第 26 期 決 算 公 告

令和７年６月12日

東京都千代田区丸の内２丁目７番２号　ＪＰタワー

株式会社ＮＴＴデータ先端技術

代表取締役社長　藤原　遠

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	34,955,573	流動負債	29,534,013
固定資産	12,560,380	賞与引当金	7,077
		その他	29,526,935
		固定負債	2,719,901
		退職給付引当金	1,332,539
		その他	1,387,362
		負債合計	**32,253,915**
		株主資本	15,261,972
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,052,393
		資本準備金	64,498
		その他資本剰余金	987,895
		利益剰余金	14,109,578
		その他利益剰余金	14,109,578
		評価・換算差額等	65
		その他有価証券評価差額金	65
		純資産合計	**15,262,038**
資産合計	**47,515,953**	**負債・純資産合計**	**47,515,953**

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
売上高	75,615,498	経常利益	6,256,268
売上原価	58,193,259	税引前当期純利益	6,256,268
売上総利益	17,422,239	法人税、住民税及び事業税	2,130,366
販売費及び一般管理費	11,167,884	法人税等調整額	△ 96,625
営業利益	6,254,354	当期純利益	4,222,527
営業外収益	224,175		
営業外費用	222,261		

第 70 期 決 算 公 告

令和７年６月13日

福岡県北九州市若松区本町二丁目17番１号
ベイサイドプラザ若松２Ｆ

株 式 会 社 サ ン リ ブ

代表取締役　眞田　義文

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,745	流動負債	41,335
固定資産	86,482	（賞与引当金）	(439)
有形固定資産	74,371	固定負債	41,130
無形固定資産	1,778	（退職給付引当金）	(497)
投資その他の資産	10,332	**負債合計**	**82,466**
		株主資本	23,576
		資本金	50
		資本剰余金	876
		資本準備金	876
		利益剰余金	22,649
		利益準備金	177
		その他利益剰余金	22,472
		評価・換算差額等	184
		その他有価証券評価差額金	184
		純資産合計	**23,761**
資産合計	**106,227**	**負債・純資産合計**	**106,227**

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上収益	114,165	特別利益	580
売上原価	78,680	特別損失	715
売上総利益	35,485	税引前当期純利益	1,219
販売費及び一般管理費	34,482	法人税、住民税及び事業税	391
営業利益	1,002	法人税等調整額	130
営業外損益	352	当期純利益	696
経常利益	1,353		

第 70 期 決 算 公 告

令和７年６月13日　　名古屋市昭和区滝川町47番地の24

光洋マテリカ株式会社

代表取締役　立松　　武

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	31,926	流動負債	25,439
固定資産	5,655	（うち賞与引当金）	(216)
		固定負債	1,717
		（うち退職給付引当金）	(71)
		負債合計	**27,157**
		株主資本	9,504
		資本金	350
		資本剰余金	60
		利益剰余金	9,093
		利益準備金	87
		その他利益剰余金	9,006
		評価・換算差額等	920
		その他有価証券評価差額金	895
		繰延ヘッジ損益	24
		純資産合計	**10,424**
資産合計	**37,581**	**負債・純資産合計**	**37,581**

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	88,535	経常利益	1,492
売上原価	84,393	特別利益	1
売上総利益	4,142	特別損失	7
販売管理費及び一般管理費	2,668	税引前当期純利益	1,485
営業利益	1,473	法人税、住民税及び事業税	432
営業外収益	212	法人税等調整額	△ 21
営業外費用	194	当期純利益	1,074

第30期決算公告

2025年６月13日　　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号

日本ベンチャーキャピタル株式会社

代表取締役社長　多賀谷　実

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,099	流動負債	512
固定資産	168	（うち賞与引当金）	(5)
有形固定資産	11	固定負債	87
無形固定資産	17	（うち役員退職慰労引当金）	(87)
投資その他の資産	139	株主資本	4,648
		資本金	2,050
		資本剰余金	45
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	2,570
		利益準備金	279
		その他利益剰余金	2,290
		自己株式	△17
		評価・換算差額等	19
		その他有価証券評価差額金	19
資産合計	**5,267**	**負債・純資産合計**	**5,267**

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	1,786	経常利益	806
売上原価	168	税引前当期純利益	806
売上総利益	1,618	法人税、住民税及び事業税	263
販売費及び一般管理費	813	法人税等調整額	△3
営業利益	805	当期純利益	545
営業外収益	1		
営業外費用	0		

第 48 期 決 算 公 告

2025年６月13日　　東京都港区六本木１丁目６－１

双日インフィニティ株式会社

代表取締役社長　中村　靖明

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,172	流動負債	4,011
固定資産	452	賞与引当金	56
有形固定資産	121	その他	3,955
無形固定資産	89	固定負債	719
投資その他の資産	241	退職給付引当金	87
		その他	632
		負債合計	**4,730**
		株主資本	1,906
		資本金	100
		資本剰余金	1,020
		（資本準備金）	(324)
		（その他資本剰余金）	(695)
		利益剰余金	786
		（利益準備金）	(283)
		（その他利益剰余金）	(502)
		評価・換算差額等	△12
		繰延ヘッジ損益	△12
		純資産合計	**1,894**
資産合計	**6,625**	**負債・純資産合計**	**6,625**

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	10,114	経常利益	315
売上原価	6,364	特別損失	11
売上総利益	3,750	税引前当期純利益	304
販売費及び一般管理費	3,411	法人税、住民税及び事業税	39
営業利益	338	法人税等調整額	52
営業外収益	3	当期純利益	212
営業外費用	26		

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十三日

東京都港区芝大門二丁目三番六号
（甲）and health株式会社
代表取締役　藤原　宏樹

東京都港区南青山三丁目一番三六号
（乙）株式会社コンフィ
代表取締役　藤原　宏樹

東京都港区南青山三丁目一番三六号
（丙）papaya japan株式会社
代表取締役　藤原　宏樹

第２期決算公告

令和７年６月13日

東京都港区芝大門２丁目３番６号

and　health株式会社

代表取締役　藤原　宏樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	52,063,762
	固定資産	1,360,553
	資産合計	53,424,315
負純資産の債及び部	流動負債	129,176,938
	株主資本	△75,752,623
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△85,752,623
	その他利益剰余金	△85,752,623
	（うち当期純損失）	(54,172,120)
	負債・純資産合計	53,424,315

第２期決算公告

令和７年６月13日

東京都港区南青山３丁目１番36号

papaya　japan株式会社

代表取締役　藤原　宏樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	925,507
	資産合計	925,507
負純資産の債及び部	流動負債	32,613,173
	株主資本	△31,687,666
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△51,687,666
	その他利益剰余金	△51,687,666
	（うち当期純損失）	(19,884,235)
	負債・純資産合計	925,507

第６期決算公告

令和７年６月13日

東京都港区南青山３丁目１番36号

株式会社コンフィ

代表取締役　藤原　宏樹

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,669,637
	資産合計	1,669,637
負純資産の債及び部	流動負債	20,541,758
	固定負債	105,000
	株主資本	△18,977,121
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△19,977,121
	その他利益剰余金	△19,977,121
	（うち当期純損失）	(13,665,976)
	負債・純資産合計	1,669,637

第64期決算公告

令和７年６月13日

大阪市西成区津守３丁目７番10号

宮脇鋼管株式会社

代表取締役　宮脇　健

貸借対照表の要旨

（令和７年３月20日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,421
	固定資産	3,905
	資産合計	8,327
負債及び純資産の部	流動負債	3,458
	賞与引当金	61
	その他	3,397
	固定負債	1,425
	退職給付引当金	89
	役員退職慰労引当金	130
	その他	1,205
	負債合計	4,884
	株主資本	3,412
	資本金	100
	資本剰余金	256
	資本準備金	130
	その他資本剰余金	126
	利益剰余金	3,055
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	3,048
	（うち当期純利益）	(328)
	評価・換算差額等	29
	その他有価証券評価差額金	29
	純資産合計	3,442
	負債・純資産合計	8,327

第44期決算公告

令和７年６月13日

長野県南佐久郡南牧村海の口2244番地１

株式会社八ケ岳高原ロッジ

代表取締役社長　山本　俊祐

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	260
	固定資産	156
	資産合計	416
負債及び純資産の部	流動負債	252
	賞与引当金	39
	役員賞与引当金	5
	その他	207
	固定負債	26
	役員退職慰労引当金	11
	その他	15
	負債合計	279
	株主資本	137
	資本金	100
	資本剰余金	21
	資本準備金	21
	利益剰余金	16
	その他利益剰余金	16
	（当期純利益）	(38)
	純資産合計	137
	負債・純資産合計	416

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併の概要は次のとおりです。

一、合併効力発生日　令和七年八月一日

二、合併承認決議　令和七年七月十八日開催予定の臨時株主総会決議による。

三、合併比率　存続会社の一〇〇％とする。

四、増加資本金の額　一千七十五万円の増資とする。

五、その他　効力発生日をもって商号は扶桑電機工業株式会社を存続事業所とする。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出てください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記の通りです。

（乙）下記の通りです。

令和七年六月十三日

兵庫県明石市硯町三丁目四番二号
（甲）扶桑電機工業株式会社
代表取締役　丸毛　康史

兵庫県明石市硯町三丁目四番二号
（乙）旭洋エンジニアリング株式会社
代表取締役　丸毛　康史

決算公告

令和７年６月13日

兵庫県明石市硯町三丁目４番２号

旭洋エンジニアリング株式会社

代表取締役　丸毛　康史

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	6,061
	固定資産	23,009
	合計	29,071
負純資産の債及び部	流動負債	1,335
	固定負債	9,111
	株主資本	18,624
	資本金	20,000
	利益剰余金	△625
	その他利益剰余金	△625
	（うち当期純利益）	(882)
	自己株式	△750
	合計	29,071

決算公告

令和７年６月13日

兵庫県明石市硯町三丁目４番２号

扶桑電機工業株式会社

代表取締役　丸毛　康史

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	664,684
	固定資産	122,955
	投資その他の資産	81,113
	合計	868,753
負純資産の債及び部	流動負債	341,691
	固定負債	501,179
	株主資本	25,883
	資本金	50,000
	利益剰余金	△162,523
	その他利益剰余金	0
	繰越利益剰余金	141,982
	（うち当期純利益）	(141,982)
	自己株式	△3,575
	合計	868,753

最終貸借対照表

令和７年６月13日

福岡県久留米市東町28番地９

株式会社ユーコー

代表取締役　金海　基泰

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,453
	固定資産	34,981
	資産合計	**44,434**
負債及び純資産の部	流動負債	3,214
	固定負債	29,078
	負債合計	**32,292**
	株主資本	11,858
	資本金	50
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	10,808
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	10,558
	（うち当期純利益）	(2,775)
	評価・換算差額等	283
	その他有価証券評価差額金	283
	純資産合計	**12,142**
	負債・純資産合計	**44,434**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十三日

福岡県久留米市東町二八番地九
（甲）株式会社ユーコー
代表取締役　金海　基泰

福岡県太宰府市大佐野二丁目一五番一号
（乙）株式会社ＳＰＤ
代表取締役　金海　基泰

第３期決算公告

令和７年６月13日

福岡県太宰府市大佐野二丁目15番１号

株式会社ＳＰＤ

代表取締役　金海　基泰

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	93
	固定資産	2,190
	合計	**2,283**
負債及び純資産の部	流動負債	3,118
	株主資本	△835
	資本金	10
	資本剰余金	331
	資本準備金	331
	利益剰余金	△1,176
	その他利益剰余金	△1,176
	（うち当期純損失）	(104)
	合計	**2,283**

第52期決算公告

令和７年６月13日

札幌市東区東苗穂二条三丁目２番15号

北海道日野自動車株式会社

代表取締役　平井　　孝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	17,698
	固定資産	7,508
	合計	**25,207**
負債及び純資産の部	流動負債	16,267
	（賞与引当金）	(308)
	（役員賞与引当金）	(32)
	固定負債	1,373
	（退職給付引当金）	(705)
	（役員退職慰労引当金）	(39)
	株主資本	7,226
	資本金	66
	利益剰余金	7,160
	利益準備金	16
	その他利益剰余金	7,143
	（うち当期純利益）	(1,214)
	評価・換算差額等	339
	合計	**25,207**

第34期決算公告

令和７年６月13日

福岡市中央区渡辺通五丁目24番30号

株式会社ユーコーリプロ

代表取締役　金海　基泰

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,200
	固定資産	2,970
	合計	**4,171**
負債及び純資産の部	流動負債	849
	固定負債	218
	株主資本	3,093
	資本金	50
	資本剰余金	350
	資本準備金	350
	利益剰余金	2,693
	利益準備金	79
	その他利益剰余金	2,613
	（うち当期純利益）	(106)
	評価・換算差額等	9
	その他有価証券評価差額金	9
	合計	**4,171**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年六月十三日

福岡市中央区渡辺通五丁目二四番三〇号
（甲）株式会社ユーコーリプロ
代表取締役　金海　基泰

福岡市中央区渡辺通五丁目二四番三〇号
（乙）株式会社ＲＥＣＬＲＥＡ
代表取締役　櫻木　章浩

第６期決算公告

令和７年６月13日

福岡市中央区渡辺通五丁目24番30号

株式会社ＲＥＣＬＲＥＡ

代表取締役　櫻木　章浩

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	49
	固定資産	6
	合計	**56**
負債及び純資産の部	流動負債	2
	株主資本	53
	資本金	10
	利益剰余金	43
	その他利益剰余金	43
	（うち当期純利益）	(3)
	合計	**56**

第19期決算公告

令和７年６月13日

埼玉県入間郡三芳町上富504番地２

株式会社関東ダイエットクック

代表取締役社長　正木　宏和

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,743
	固定資産	3,874
	合計	**5,617**
負債及び純資産の部	流動負債	1,493
	賞与引当金	30
	その他	1,463
	固定負債	2,937
	その他	2,937
	負債の部合計	**4,430**
	株主資本	1,187
	資本金	50
	資本剰余金	350
	資本準備金	350
	利益剰余金	787
	その他利益剰余金	787
	（うち当期純利益）	(253)
	純資産の部合計	**1,187**
	合計	**5,617**